

令和5年度

包括外部監査結果報告書

債権管理（県税に係るものを除く。）に
関する財務事務の執行について

令和6年3月

大分県包括外部監査人
公認会計士 吉富健太郎

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 監査対象期間	1
4 監査対象部局	1
5 監査実施期間	1
6 特定の事件（テーマ）として選定した理由	1
7 外部監査の方法	2
8 監査従事者の資格及び氏名	5
9 利害関係	5
【本報告書における記載内容の注意事項】	6
第2 監査対象となる債権の概要	9
1. 債権の分類	9
(1) 債権の法的性質による分類	9
(2) 徴収方法の相違による分類	9

(3) 自治体の有する債権の特性.....	11
2. 滞納整理の事務手続.....	12
(1) 滞納整理について.....	12
(2) 滞納整理の流れ.....	12
3. 税外未収金の縮減に向けた取組の状況.....	18
(1) 債権管理に係る全庁的な推進体制の整備.....	18
(2) 全庁的な債権管理マニュアルの整備.....	18
(3) 債権管理事務の民間委託の推進.....	18
(4) 債権管理事務担当職員の資質向上.....	18
第3 包括外部監査の結果及び意見.....	21
1. 全般的事項.....	21
(1) 私債権において、「時効の援用」がない時及び債務者の資産状態が悪く、 事実上徴収ができないと考えられる時の対応.....	21
(2) 私債権において、債権回収を図るために法的手続を行う時の対応.....	23
(3) 債権を一元管理する部署について.....	24
(4) 私債権に係る情報共有について（名寄せ）.....	26
(5) 徴収不能引当金の計上方法について.....	26

(6) 未調定債権に対する延滞金・加算金等の計上について.....	34
2. 個別の貸付金等に関する事項.....	38
災害援護資金〔福祉保健部／福祉保健企画課〕.....	38
医師修学資金〔福祉保健部／医療政策課〕.....	42
医師研修資金〔福祉保健部／医療政策課〕.....	46
看護師等修学資金〔福祉保健部／医療政策課〕.....	52
県立病院運営資金及び三重病院運営資金〔福祉保健部／医療政策課〕.....	56
大分県国民健康保険財政安定化基金〔福祉保健部／国保医療課〕.....	60
母子父子寡婦福祉資金〔福祉保健部／こども・家庭支援課〕.....	64
高度化資金〔商工観光労働部／経営創造・金融課〕.....	72
県制度資金預託〔商工観光労働部／経営創造・金融課〕.....	78
大分県土地開発公社造成事業（玖珠工業団地、北部中核工業団地）〔商工観光労働部／企業立地推進課〕.....	84
労働福祉制度資金〔商工観光労働部／雇用労働政策課〕.....	90
おおいた中小企業活力創出基金造成資金〔商工観光労働部／工業振興課〕.....	94
世界農業遺産ファンド推進事業資金〔農林水産部／農林水産企画課〕.....	98
大分県農業経営改善促進資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕.....	102

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕	...108
農業経営緊急対策アシスト資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕114
沿岸漁業改善資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕118
林業・木材産業等改善資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕128
木材産業等高度化推進資金〔農林水産部／団体指導・金融課〕134
就農支援資金〔農林水産部／新規就業・経営体支援課〕140
乳用優良雌牛貸付事業資金〔農林水産部／畜産技術室〕144
大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業〔農林水産部／畜産振興課〕148
産地食肉センター整備事業資金〔農林水産部／畜産振興課〕152
森林造成整備事業資金〔農林水産部／林務管理課〕156
乾しいたけ生産安定資金〔農林水産部／林産振興室〕160
大学奨学金貸与事業〔教育庁／教育財務課〕166
大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金〔教育庁／教育財務課〕	172
高等学校等奨学金貸与事業（奨学会）〔教育庁／教育財務課〕174
地域改善対策奨学金〔教育庁／人権教育・部落差別解消推進課〕182
大分県地域活力づくり総合補助金〔企画振興部／おおいた創生推進課〕188

生活保護法に基づく返還金、徴収金〔福祉保健部／保護・監査指導室〕	194
被保護家庭の高校奨学資金返還金〔福祉保健部／保護・監査指導室〕	198
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく負担金〔福祉保健部／こども・家庭支援課、障害福祉課〕	202
行政代執行費用〔生活環境部／循環社会推進課〕	210
環境保全協力金〔生活環境部／循環社会推進課〕	214
農業改良資金貸付金・違約金〔農林水産部／団体指導・金融課〕	218
港湾使用料〔土木建築部／港湾課、各土木事務所〕	226
県営住宅使用料（一般会計）〔土木建築部／公営住宅室〕	236
個人医業未収金〔病院局／大分県立病院〕	244
参考 監査結果一覧	253

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について」

3 監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

※ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

4 監査対象部局

企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、教育庁、病院局

5 監査実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

新型コロナウイルス感染拡大や物価高騰等の影響により社会情勢が不安定な中、県の財政収入を安定的に確保し、行財政基盤を確立するためには、債権の適切な運用管理が必要である。

さらに、近年中小企業等への融資や大学生等への奨学金貸与等のニーズも高

まっていることから、債権に関する有効な施策の実施や適正な債権の把握、加えて、より効果的な債権管理への取組が求められているところである。

また、他県ではコロナ給付金の誤送金事件（不当利得の返還請求）が発生し、マスコミ等に大きく取り上げられたことは記憶に新しい。このような事件の社会的影響を踏まえると、自治体において債権管理に関する適切な内部統制の構築とその実効性の確保が社会から求められていることが窺える。

大分県では、個々の債権について、平成12年度及び平成18年度の「貸付金」、平成13年度の「医業未収金」、平成14年度の「県営住宅の未収金」、平成21年度の「特別会計の貸付事業」、平成24年度の「貸付金の未収金」、令和4年度の「大分県奨学会の貸付事業」を包括外部監査の中で取り上げてきたところである。

今回、これらの個々の債権の管理状況を改めて俯瞰し、前回の監査後の改善状況の確認及び社会情勢の変化に合わせた新たな留意点等も含めた上で、債権全般に焦点を当て監査を実施することは効果的であると判断し、今年度の包括外部監査のテーマとして選定することとした。

7 外部監査の方法

個々の貸付事業等及びその所管課を監査対象とし、以下の視点から検証を行う。

（1）監査の視点

- ・ 債権の管理・回収に係る事務が、経済的・効率的かつ効果的に行われているか。
- ・ 発生した債権を網羅的に把握し、各債権の性質や債務者の状況に応じて、回収に向けた適切な措置（催告や強制徴収等）が講じられているか。
- ・ 発生した債権を整理し、適時適切に不納欠損処理が行われているか。
- ・ 債権の管理・回収に係る事務が、関連法令及び規則等に従い適正に実施されているか。
- ・ チェック体制等の内部統制に不備はないか。
- ・ 債務者間の公平性の観点から適切な運用がなされているか。
- ・ 債権の管理・回収に係る外部委託が適切に行われているか。
- ・ 過去の監査結果に関し、適切な措置を行っているか。

(2) 主な監査手続

- ・ 貸付事業等の事業内容及び現況についての質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 債権管理に係る内部統制の整備、運用状況に関する質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 回収に向けた措置（催告や強制徴収等）の実施状況に関する質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 不納欠損処理の実施状況に関する質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 預託等の場合において、債権管理に対する所管課の関与度合いに関する質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 外部委託の状況及びその効果、効率性に関する質問、関連簿冊等の閲覧
- ・ 過年度の指摘事項に対する措置状況に関する質問、関連簿冊の閲覧

(3) 監査対象とした貸付事業等の範囲

今回の監査対象とした貸付事業等は以下のとおりである。なお、貸付金のうち令和4年度期末残高が無いものは、年度中に貸付金が発生しているものの、年度末では返済が行われている貸付金である。

【貸付金】

担当部局	担当課	監査対象貸付金名称	令和4年度 末残高 (千円)
福祉保健部	福祉保健企画課	災害援護資金	19,608
福祉保健部	医療政策課	医師修学資金	1,023,882
福祉保健部	医療政策課	医師研修資金	108,600,000
福祉保健部	医療政策課	看護師等修学資金	112,989
福祉保健部	医療政策課	県立病院運営資金及び三重病院運営資金	548,257
福祉保健部	国保医療課	大分県国民健康保険財政安定化基金	1,823,063
福祉保健部	こども・家庭支援課	母子父子寡婦福祉資金	318,451
商工観光労働部	経営創造・金融課	高度化資金	4,255,671
商工観光労働部	経営創造・金融課	県制度資金預託	0
商工観光労働部	企業立地推進課	大分県土地開発公社造成事業（玖珠工業団地）	2,951,050
商工観光労働部	企業立地推進課	大分県土地開発公社造成事業（北部中核工業団地）	239,247
商工観光労働部	雇用労働政策課	労働福祉制度資金	0
商工観光労働部	工業振興課	おおいた中小企業活力創出基金造成資金	0

担当部局	担当課	監査対象貸付金名称	令和4年度 末残高 (千円)
農林水産部	農林水産企画課	世界農業遺産ファンド推進事業	0
農林水産部	団体指導・金融課	大分県農業経営改善促進資金	0
農林水産部	団体指導・金融課	大分県農山漁村女性・若者活動支援資金	0
農林水産部	団体指導・金融課	農業経営緊急対策アシスト資金	0
農林水産部	団体指導・金融課	沿岸漁業改善資金	2,081
農林水産部	団体指導・金融課	林業・木材産業等改善資金	16,961
農林水産部	団体指導・金融課	木材産業等高度化推進資金	0
農林水産部	新規就業・経営体支援課	就農支援資金	61,061
農林水産部	畜産技術室	乳用優良雌牛貸付事業資金	29,989
農林水産部	畜産振興課	大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業	0
農林水産部	畜産振興課	産地食肉センター整備事業資金	0
農林水産部	林務管理課	森林造成整備事業資金	0
農林水産部	林産振興室	乾しいたけ生産安定資金	0
教育庁	教育財務課	大学奨学金貸与事業	345,537
教育庁	教育財務課	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金	4,032
教育庁	教育財務課	高等学校等奨学金貸与事業（奨学会）	6,441,228
教育庁	人権教育・部落差別 解消推進課	地域改善対策奨学金	104,415

【税外未収金】

担当部局	担当課	監査対象未収金名称	令和4年度 末残高 (千円)
企画振興部	おおいた創生推進課	大分県地域活力づくり総合補助金	30,000
福祉保健部	保護・監査指導室	生活保護法に基づく返還金、徴収金	23,004
福祉保健部	保護・監査指導室	被保護家庭の高校奨学資金返還金	7,348
福祉保健部	こども・家庭支援課	母子父子寡婦福祉資金	88,221
福祉保健部	こども・家庭支援課	児童福祉法第56条第2項の規定に基づ く負担金	68,222
福祉保健部	障害福祉課	児童措置費負担金	11,289

担当部局	担当課	監査対象未収金名称	令和4年度 未残高 (千円)
生活環境部	循環社会推進課	行政代執行費用	200,126
生活環境部	循環社会推進課	環境保全協力金	13,157
商工観光労働部	経営創造・金融課	高度化資金	899,501
農林水産部	団体指導・金融課	農業改良資金貸付金	15,146
農林水産部	団体指導・金融課	農業改良資金違約金	50,182
農林水産部	団体指導・金融課	沿岸漁業改善資金	6,090
農林水産部	団体指導・金融課	林業・木材産業等改善資金違約金	7,818
土木建築部	港湾課、各土木事務所	港湾使用料（一般会計）	7,422
土木建築部	港湾課、各土木事務所	港湾使用料（港湾特会）	6,014
土木建築部	公営住宅室	県営住宅使用料（一般会計）	22,814
病院局	大分県立病院	個人医業未収金	123,912
教育庁	人権教育・部落差別解消推進課	地域改善対策奨学金	105,381

8 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	吉富健太郎
補助者	公認会計士・税理士	染矢堯志
補助者	公認会計士・税理士	丹宗英樹
補助者	公認会計士・税理士	土井良由美子
補助者	公認会計士	膳所雄一
補助者	—	谷畑香奈子

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

1) 表題について

「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注)上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、地方自治法及び同施行令の他に、今回の監査において参考にした大分県における債権管理に関する規則・マニュアル類は、以下のとおりである。

- ① 大分県債権管理規則
- ② 大分県会計規則
- ③ 大分県契約事務規則
- ④ 大分県債権管理マニュアル
- ⑤ 大分県使用料及び手数料条例
- ⑥ 大分県県税外未収金の延滞金徴収条例

- ⑦ その他個々の貸付事業等に係る法令、条例、規則及び要綱、要領並びに滞納整理マニュアル等

4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある（切り捨てる場合も同様）。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

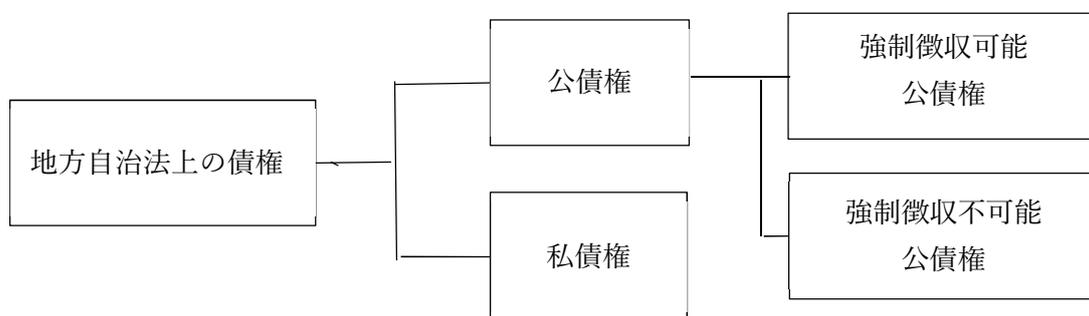
第2 監査対象となる債権の概要

1. 債権の分類

地方自治体の有する債権の概要について、「大分県債権管理マニュアル」をもとに示すと以下のとおりとなる。

(1) 債権の法的性質による分類

地方自治法上の債権は、法的性質により以下のように分類することができる。



自治体の金銭債権は一般的に、その法的性質に着目した場合、公法上の原因から発生した金銭債権（以下「公債権」という。）と、私法上の原因から発生した金銭債権（以下「私債権」という。）に分類される。

(2) 徴収方法の相違による分類

①強制徴収可能公債権

地方自治体の長が、地方税の滞納処分の例により処分できることとなっている以下のような債権

- a 分担金、加入金、過料
- b 児童福祉法、行政代執行法等、法律に国税徴収法又は地方税の滞納処分の例により徴収することができる定めのあるもの
- c 地方自治法附則第6条に定める港湾関係、土地改良事業関係等
- d 個別の法律：道路占用料、河川使用料、土地区画整理事業清算金等

例)

- ・ 児童扶養手当返納金(不正利得の場合)
- ・ 道路占用料(延滞金・負担金含む)
- ・ 道路工事に係る原因者負担金

- ・河川使用料(延滞金含む)
- ・児童措置費負担金 等

②強制徴収不可能公債権

地方自治体の長が、地方税の滞納処分の例により処分できない債権

例)

- ・生活保護費返還金
- ・児童扶養手当返納金
- ・県立学校授業料(延滞金含む)・工科短期大学校授業料(延滞金含む)
- ・体育施設使用料 等

③私債権

司法上の契約関係等から生じる債権であり、強制徴収はできない債権

例)

- ・被保護家庭高等修学資金貸付金償還金
- ・被保護家庭高等修学資金貸付金過払金
- ・心身障害者扶養共済制度加入者納付金
- ・母子寡婦福祉資金貸付金償還金
- ・専修学校等技能修得奨学金貸付金償還金
- ・環境保全協力金 等

なお、今回の監査テーマである税外未収金を上記の3区分ごとに分けて示すと以下のようなになる。

税外未収金の推移

(千円)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3
強制徴収可能公債権	284,047	285,506	284,092	280,733	286,472
強制徴収不可能公債権	25,769	26,709	29,435	27,765	34,124
私債権	1,546,725	1,433,753	1,419,209	1,392,413	1,350,069
税外未収金合計	1,856,541	1,745,968	1,732,736	1,700,911	1,670,665

(3) 自治体の有する債権の特性

自治体の有する債権の特性を理解するに当たり、着目すべき重要な差異は以下の2点である。

① 自力執行権の有無

自治体が裁判所の手を借りずに自らの手で差押えなどの手続ができることを自力執行力といい、これを有する債権か否かで違いが生じる。

強制徴収可能公債権は自力執行権を有しているが、その他の債権は裁判手続で「債務名義」(民執法 22 条参照)をまず取得しなければならない。その上で、執行機関である裁判所の力を借りなければ差押えができない。

従って、訴えの提起に関する専決処分事項の指定(地方自治法 180 条 1 項)がない自治体において、強制徴収不可能公債権に対して、仮に訴えを提起しようと思えば、議会の議決が必要となる(地方自治法 96 条 1 項 12 号)。そのため、なかなか裁判手続にまで進めていないのが現状となっている。

このように、自力執行権の有無が債権回収手続の迅速性に影響を及ぼすことになる。

② 「時効の援用」の必要性の有無

時効期間が経過した場合(これを「時効の完成」という。)、債務者による「時効の援用」(「時効の完成」を債権者である相手方に主張すること。)を待たずに、直ちに債権が消滅する債権か否かで違いが生じる。

私債権では債務者が「時効の援用」をしなければ債権消滅という時効の効果は発生しないが、公債権では時効の援用を待つことなく、直ちに債権消滅という時効の効果が発生する。

従って、例えば、所在不明で何年間も連絡がとれていない場合には、公債権の場合には、時効は完成した以上、直ちに債権は消滅するため、その後に債務者と連絡がついたとしても、自治体は請求を行うことはできない。これに対して、私債権の場合には、たとえ時効が完成したとしても、それだけでは債権は消滅していないため、自治体は債務者に請求することができ、債務者が時効を援用せず支払ってくれば、これを受け取ることができる。

また、不納欠損処理についても、公債権は時効完成により債権が消滅すれば不納欠損処理を行うことができるが、私債権の場合は、仮に何十年も音信不通で時効完成から長期間が経過していたとしても債務者が時効を援用していない以上、

債権は消滅していないため、原則として不納欠損処理を行うことができない。

実際に私債権の場合、数十年も連絡がとれない債務者に対する債権が帳簿上残存しており、毎年、調定を行っているケースも見られる。

このように、「時効の援用」の必要性の有無が、「時効の完成」後の債務者からの支払いや不納欠損処理の手續に影響を及ぼすことになる。

債権区分	自力執行権を有するか	時効の援用が必要か
強制徴収可能公債権	あり	不要
強制徴収不可能公債権	なし	不要
私債権	なし	必要

2. 滞納整理の事務手續

滞納整理の事務手續の概要を示すと以下のとおりとなる（「大分県債権管理マニュアル」から抜粋）。

（1）滞納整理について

基本的な収入事務（債権の徴収手續）の流れは、以下のとおりである。

- ① 収納すべき内容を調査し、徴収金額を決定（調定：債権の確定）
- ② 調定後、債務者に納入すべき旨を通知（納入の通知：債務者へ告知）
- ③ 債務者が納入した現金を受領（収納＝債務者側の債務の消滅）

債権の徴収事務は、通常、債務者が納入期限内に歳入金を納入することにより完結するが、債務者側の事情により納入期限内に納入されない場合がある。

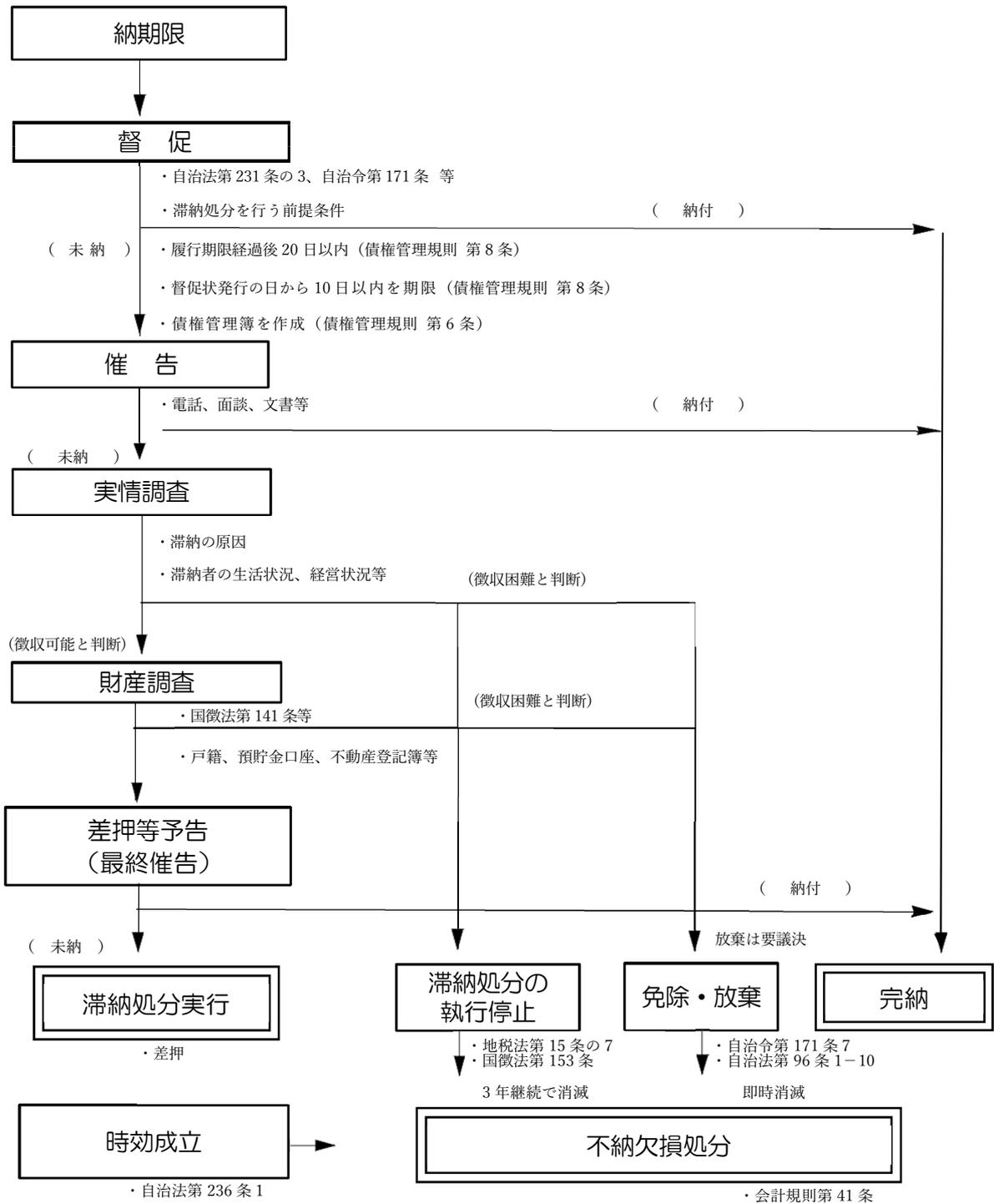
この場合において、歳入（債権）を確保するために行うのが、督促、滞納処分、強制執行等の手續であり、これら一連の事務手續を「滞納整理」という。

（2）滞納整理の流れ

滞納整理の流れは、自力執行権を有する強制徴収可能公債権と、それを有しない強制徴収不可能公債権及び私債権とで違いが生じるため、これらを分けた上で、滞納整理の流れを次ページ以降で示すこととする。

●滞納整理の流れ～強制徴収可能公債権～

【 滞納整理の流れ 】 ～ 強制徴収可能公債権 ～



- ・督促

督促とは、納入義務者がその納入期限を過ぎても、なお債務を履行しない場合に、期限を指定して、その納付を催告する行為で、督促状を発送して行う。

滞納処分を行うにあたっての前提条件であり、督促がなされない限り、後述する滞納処分の手続に入ることはできない。

督促は1回限りの行為で、必ず書面にて行う必要があり、時効を更新する効力がある。

- ・催告（督促を行った後2回目以降の履行の請求）

督促状の納入期限を経過しても、なお債務を履行しないときに、再度期日を指定して債務の履行を求めること。

- ・実情調査

滞納整理の方向付けを行う際に、必要な滞納者の滞納に至った原因・滞納者の生活状況や経営の状況等、滞納者の情報を把握すること。

- ・財産調査

滞納処分により債権の確保を図るために滞納者の情報を把握すること。

- ・差押え等の予告(最終催告)

滞納者の財産に対して滞納処分等を実施するときには、事後の無用なトラブルを避けるため、文書により事前に差押え等の予告を行う。これは、法的手続に入る前の最終催告であり、この通知によってもなお納付がない場合は、滞納処分等に移行する。

- ・滞納処分の停止

支払いが滞っている債務者について、次のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- ① 滞納処分をすることができる財産がない。
- ② 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある。
- ③ その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である。

- ・消滅時効

時効とは一定の事実状態が一定期間継続した場合に、この事実状態を尊重し、これに対して権利の取得・喪失という法律効果を認める制度。

① 時効の期間

地方公共団体の債権は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使できる時から5年間行使しないときは、時効により消滅する。

また、私法上の債権については、民法・商法等の民事法が適用され、時効が確定するには債務者の時効の援用が必要となる。

② 時効の更新（時効の経過期間をゼロに戻すこと）

法定の更新事由の発生により、既に進行してきた時効期間がリセットされ、改めてゼロから起算される。

③ 時効の完成猶予（時効の経過を一時停止し、時効期間を延長すること）

時効の完成にあたり障害があり、権利者が更新行為をすることが困難な場合に、一定期間、時効の完成を猶予する制度。

・ 不納欠損処分

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。

税外諸収入が次のいずれかの事由に該当するときは、不納欠損処分するものとしている。（大分県会計規則第41条）

① 時効により権利が消滅したとき

② 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく3年を経過したとき

③ 権利を放棄したとき

④ 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき

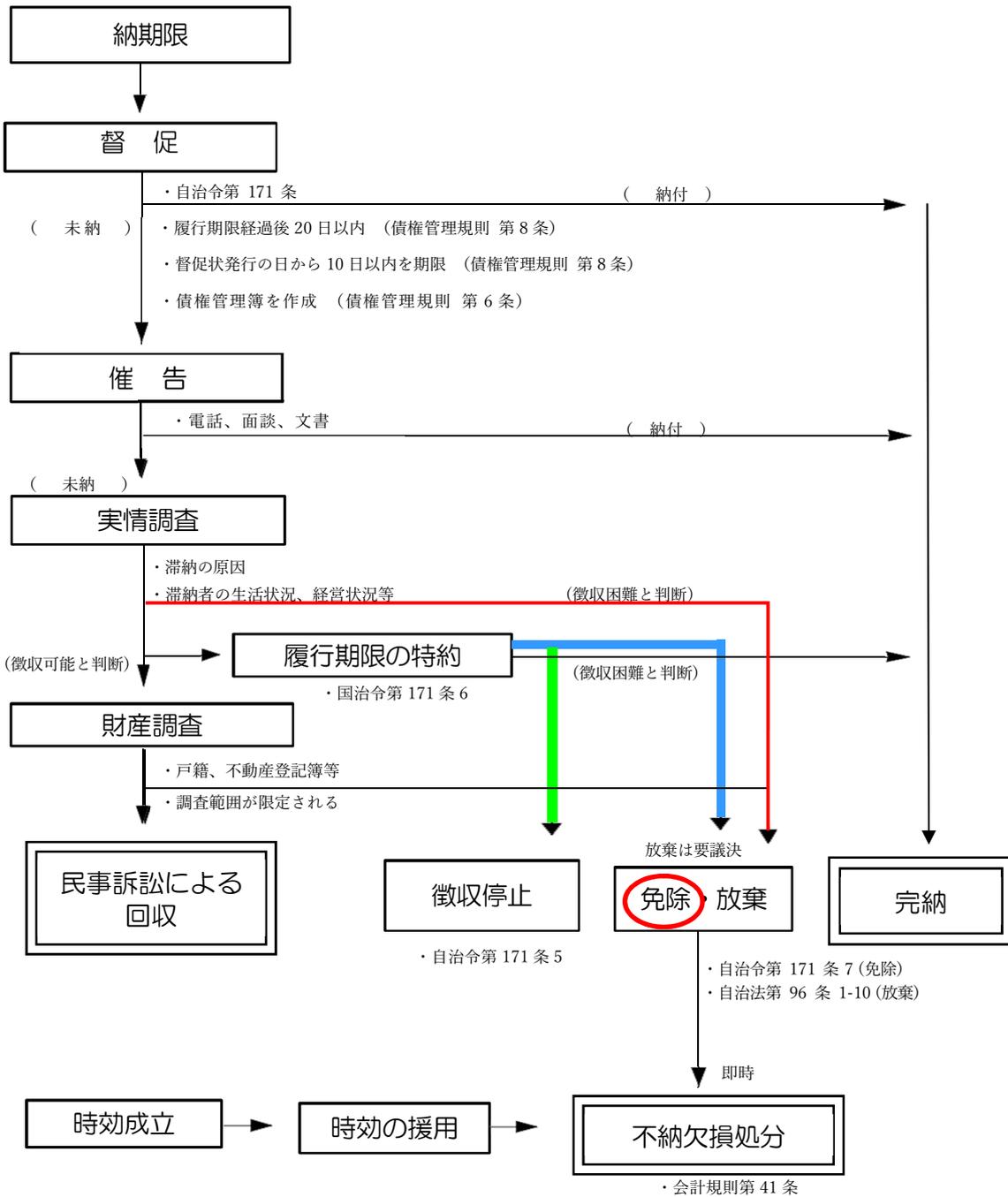
⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第178条又は会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項の規定により納入義務者が債権について免責されたとき

⑥ 納入義務者である法人の清算が終了したことにより、当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他に弁済の責めに任ずべき者があり、その者について前各号に規定する事由がないときを除く。

⑦ その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき

●滞納整理の流れ～私債権・強制徴収不可能公債権～

【 滞納整理の流れ 】 ～ 私債権・強制徴収不可能公債権 ～



- ・督促
- ・催告
- ・実情調査
- ・財産調査
- ・消滅時効
- ・不納欠損処分

については強制徴収可能公債権を参照。

- ・履行期限を延長する場合（履行延期の特約等）

県が保有する債権において、法律上、一定の要件を満たした場合において、滞納債権を分納したり、償還方法を変更し、その履行期限を延長する特約をすることができる。

- ・徴収の停止

支払いが滞っている債務者について、次のいずれかに該当し、支払いが著しく困難又は不相当であると認めるときは、保全及び取立てをしないことができる。

- ① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき
- ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するとき
- ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき

- ・免除（債権消滅の一形態）

債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、本来の履行期限（本来の履行期限後に履行延期の特約等をした場合には、最初に特約等をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済の見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

3. 税外未収金の縮減に向けた取組の状況

税外未収金については、平成 20 年度の監査委員による行政監査の監査テーマとして取り上げられたことから、これを機に債権管理の強化に向けた様々な取組が講じられてきた。具体的には、今日まで以下のような取組がなされている。

(1) 債権管理に係る全庁的な推進体制の整備

未収債権の縮減に向けた取組が担当者任せになっており、ノウハウの共有もなく、全庁的な縮減に向けた取組が不十分な面が見受けられた。

このことから、平成 21 年 8 月に税外未収金の所管課担当者を構成員とする「大分県税外未収債権縮減対策委員会」(以下、対策委員会という。)を設置し、個別債権ごとに設定した管理目標や方針のもとで、未収債権の縮減を図るための推進体制を整えた。

(2) 全庁的な債権管理マニュアルの整備

効率的な債権管理を行うためには、実務に資する債権管理マニュアルが必要であるものの、所管課によっては債権管理マニュアル自体が作成されていなかったり、また作成されていても内容が不十分であったりして、全庁的に整備されているとは言い難い状況であった。

そこで、対策委員会において標準的なマニュアルの検討を行った結果、地方自治法や大分県債権管理規則等の関係諸法令をもとにして、全庁的な標準となる「大分県債権管理マニュアル」を平成 22 年 2 月に策定した。

(3) 債権管理事務の民間委託の推進

発生件数が多い未収債権については、現行の人員体制では催告等が十分にできていない面が見受けられた。

このことから、未収債権について、債権管理回収業に関する特別措置法等の諸法令に基づき催告・訴訟等を含めた管理委託が可能な債権と、集金案内等の代行以外に委託できない債権に分類を行った。そのうえで、費用対効果等を検討し、外部委託が有利と判断した債権については、外部委託を積極的に活用し事務の効率化を図ることとした。

その結果、従前から委託していた県営住宅使用料に加え、平成 22 年 12 月からは県立病院の医業未収金についても外部委託されることとなった。

(4) 債権管理事務担当職員の資質向上

債権管理の事務処理を行うにあたっては、地方自治法をはじめとした関係法令に関する知識や債権管理手法に関する実務的な知識及び経験が不可欠である。しかしながら、所管課によっては、債権管理の実務経験を有する職員が全

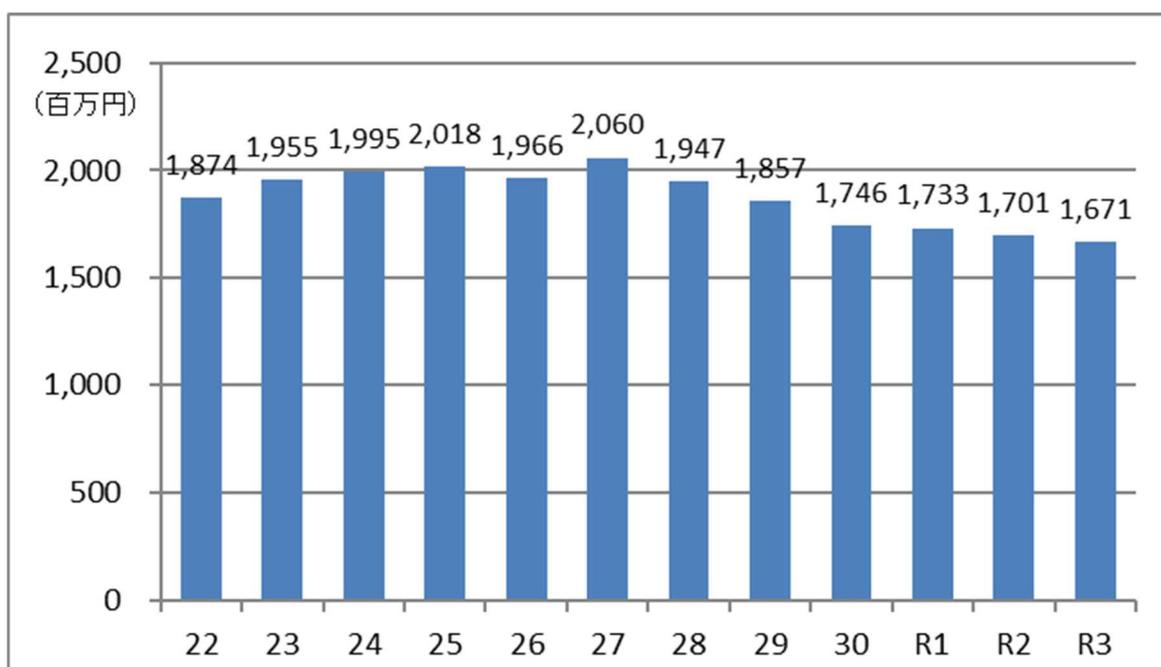
く配置されていなかったり、債権管理実務に関する全庁的な研修も行われていないという実状があった。

そこで、税務課等の債権管理に関するノウハウを有する部署と連携して滞納整理に関する研修会を開催するとともに、対策委員会主催の研修会も定期的を開催することにより、担当職員の資質の向上に努めることとした。

以上が平成 20 年度の行政監査の結果を受けて県が講じた措置の概要であり、措置は今日まで継続して行われている。なお、措置後の大分県の税外未収金は以下のように推移している。

税外未収金の推移

(単位：百万円)



平成 22 年度から平成 27 年度までは約 20 億円前後で推移し、大きな増減は見られない。その後、平成 28 年度から平成 30 年度までは毎年 1 億円程度の縮減が続き、令和以降は縮減のペースは鈍くなったものの今日まで緩やかな減少傾向が継続している状況である。

以上のことから、すべてが措置の効果とまでは言えないかもしれないが、少なくとも増加傾向ではないことから、県が講じた措置は一定程度の効果をもたらしているのではないかと考えることができる。

第3 包括外部監査の結果及び意見

1. 全般的事項

関係部署へのヒアリング及び債権管理資料の閲覧並びに個別の債権に関する監査意見等を踏まえた結果、概ね以下のような事項が共通して指摘できるのではないかと考えられるため、全庁的な対応を検討して頂きたい。

- (1) 私債権において、「時効の援用」がない時及び債務者の資産状態が悪く、事実上徴収ができないと考えられる時の対応

(現状)

上記のようなケースでは、大分県会計規則 41 条に規定する不納欠損処理の要件に該当しないため、不納欠損処理は行われていない。

【大分県会計規則】

第四十一条 県税外諸収入が次の各号の一に該当するときは、これを不納欠損処分するものとする。

- 一 時効により権利が消滅したとき。
- 二 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく三年を経過したとき。
- 三 権利を放棄したとき。
- 四 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。
- 五 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十八条又は会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第二百四条第一項の規定により納入義務者が債権について免責されたとき。
- 六 納入義務者である法人の清算が終了したことにより、当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他に弁済の責めに任ずべき者があり、その者について前各号に規定する事由がないときを除く。
- 七 その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

(検討すべき事項)

大分県では、不納欠損処理を債権が消滅した場合等に限定しているが、不納欠損処理自体は法令等で規定されている手続ではなく会計上の処理に過ぎない。そうであるならば、不納欠損処理は債権が消滅した場合等に限らず、客観的に判断して回収が困難と考えられる場合にも行われるべきと考える。

ただし、上記のようなケースの場合は、回収可能性の判断に裁判所などの公的機関が関与しない。そのため、安易に不納欠損処理を認めてしまうと帳簿上には存在しない、いわゆる簿外債権が発生することになる。従って、このような場合には、一定の歯止めをかけるという意味で債権放棄等の手続をとることが望ましいと考える。

一方で、債権放棄には、一般的に議会の議決による権利の放棄（地方自治法 96 条第 1 項 10 号）や免除（地方自治法施行令 171 条の 7）の手続が必要となり、不納欠損処理を迅速に行うことを望む実務担当者にとっては、活用しにくい規定とも言えるかもしれない。

このような事情から、他の自治体では、より迅速に不納欠損処理を行えるよう債権管理に関する条例を定めているところも見受けられる。すなわち、条例の中で合理的な債権管理の基準、債権放棄に関する長の権限等を定めようとして、それに従って速やかに債権放棄を行えるようにしようという試みである。

大分県においても、自治体の健全な財政の維持という地方自治法の趣旨に反しない範囲で合理的な条例を定めることができれば、回収可能性が極めて低い債権の徴収事務よりもむしろ、本来回収すべき債権の徴収事務に人的資源を傾けることができ、債権管理事務の効率化が期待できることから、検討する余地があると考えられる。

なお、議会の議決という点に着目すれば、例えば、（行方不明者等に毎年行っている非効率と思われる催告をしなくて済むようにする）徴収停止（地方自治法施行令 171 条の 5）の手続にも議会の議決が必要になるため、債権放棄に限らず、広く議会の議決が必要となる場面を想定して、条例の制定を検討する必要があると考えられる。

(2) 私債権において、債権回収を図るために法的手続を行う時の対応

(現状)

例えば、支払督促（※1）に異議申立てがなされた場合は、通常の手続に移行するため議会の議決が必要になる（地方自治法 96 条第 1 項第 12 号）。また、少額訴訟（※2）を提起する場合も議会の議決が必要になる（地方自治法 96 条第 1 項第 12 号）。

※1 支払督促

債権回収手段の一手段。債務の支払いをしない相手方に簡易裁判所を通じて支払の督促をしてもらう手続のことをいう。相手方が支払督促文書の送達後 2 週間以内に異議を申し立てると通常の民事訴訟に移行する。

※2 少額訴訟

債権回収手段の一手段。60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用できる、簡易裁判所における特別の手続のことをいう。通常の手続よりも簡易・迅速な紛争の解決を目的としている。

(検討すべき事項)

上記のように、自治体が訴訟の提起等を行う場合、原則として毎回議会の議決が必要となる。しかし、頻繁に発生する比較的軽微な事項についてまで議会の議決を得ることは、実務上煩雑になり非効率と言わざるを得ない。

この点につき、地方自治法では専決処分という制度がある。専決処分とは、本来は議会の議決を経なければならない事項について、自治体の長が議会の議決を経ずに自ら処分することができる制度である（地方自治法第 179 条及び第 180 条）。

この制度を活用すれば、都度、議会の議決を得る必要がなくなるため、スムーズな事務処理が可能となる。また、それにより支払督促や少額訴訟といった手続の有効活用にも繋がると考えられるため、大分県としても検討する余地があると考えられる。

(3) 債権を一元管理する部署について

(現状)

債権管理業務は、滞納し回収困難と思われるものも含めて、各々の所管課で行われている。

(検討すべき事項)

しかしながら、所管課ではマンパワー不足や定期異動等で滞納整理に関する知識、ノウハウ等が十分に蓄積されない等の理由から、債権管理の水準には一定の限界があると考ええる。そこで、例えば金額的に重要な債権、あるいは滞納整理するうえでより高度で専門的な知識、ノウハウ等を必要とする債権について、専門部署を設けて一定基準以上の延滞債権を集約し、一元管理することができないか検討して頂きたい。

これにより、所管課は延滞していない通常債権の回収に専念でき、専門部署では知識、ノウハウ等の共有及び蓄積が可能となると考えられる。また、全庁的な観点からは、債権管理の効率化が図られ、結果として回収率の向上に繋がることを期待できる。なお、専門部署の設置にあたっては、公債権を扱っている税務部門など、既存部署の中でノウハウ等を有する部署を参考にし、協力を仰ぐことが有用と考える。

ただし、強制徴収不可能公債権及び私債権については、個人情報保護条例等の法令上の観点から、一元管理の方法を別途慎重に検討する必要があると考える。

簿冊の閲覧及びヒアリング等を実施した結果、とりわけ以下の貸付金事業については検討する余地があると考ええる。

① 農業改良資金貸付金

平成 24 年度の包括外部監査の監査意見の中で、同貸付金に対して次のような監査結果が残されている。

担当課が滞納者と納付交渉した結果、少しずつ償還しているものがある一方で、遅々として回収が進んでいないものも多い。なかには、貸付実行から十数年経ているにもかかわらず、ごくわずかしか返済を受けていない相手先や、初年度から経営計画が破綻した相手先がある。

令和5年3月31日時点での延滞者数、延滞残高等の状況は次のとおりである。

貸付年度	S63年度まで	H元～10年度	H11～20年度	計
延滞者数	3人	6人	4人	13人
元金延滞残高	6,012千円	4,713千円	4,520千円	15,245千円
違約金残高	3,976千円	25,367千円	21,009千円	50,353千円

所管課資料「農業改良資金延滞者一覧」より抜粋

元金延滞残高は減っているものの、違約金残高が大きく残っている状況が見て取れる。

延滞者本人が死亡したり、保証人の入金が中断したりしている状況であり、令和4年度に入金が全くされない者、3年以上入金なく所在不明かつ連帯債務者も死亡あるいは高齢化し所在不明となっている状況が継続している者、完済にほど遠い状況の者（例えば年11,000円の回収で延滞残高が197万円）もいた。平成24年度の包括外部監査の意見において指摘された状況がいまだ継続しているとも言える。

所管課の農業改良資金延滞者一覧には、直近の入金状況等は記録されているものの、滞納者・保証人の資産調査、訴訟、回収強化、債権放棄に係る記録が十分ではなく、債権処理がタイムリーに検討、実施されているとまでは判断できなかった。保管されている簿冊を閲覧したところ、滞留債権は所管課の担当者任せになっている状況にも見て取れた。

所管課の担当者は人事ローテーションの都合上、数年ごとに異動するケースが想定される。個別の債権の状況や事務手続を理解し、滞納者との意思疎通が図れた頃に異動となってしまえば、債権回収に係る継続的な取組を行うのは容易ではないだろう。

長期延滞債権の管理を一元化することにより、事務の効率化のみならず、回収強化や債権放棄といった対応が全庁的に公平に実施されることも期待できる。回収可能性が見込まれる債権が安易に債権放棄されないようにする一方、回収可能性が見込まれない債権について、いつまでも無用な管理コストが生じてしまわないような手当が必要であると考えている。

(4) 私債権に係る情報共有について（名寄せ）

（現状）

原則として、個別の債権について所管課相互間で照会あるいは情報交換等を行い、債務者に関する情報を相互利用することは行われていない。債務者に関する情報は、大分県債権管理マニュアル等に従い、所管課が自ら調査を行うことにより入手されるが、一般的にその情報が他の所管課と共有されることはない。

（検討すべき事項）

債務者によっては、複数の所管課に債権が存在する者もいると思われるが、その債務者に係る情報を各々の所管課が個々に収集することは非効率ではないだろうか。債務者の情報を所管課相互間で情報共有することができれば、管理コストの削減や効率的な債権回収が期待できるため、情報共有が可能かどうか検討されたい。

なお、その際に、可能であれば名寄せ（複数の滞納債権を債務者ごとに集約すること）のシステム構築が可能か否かの検討もして頂きたい。名寄せができれば、特定の債務者に対して自治体が有している債権の全体像が把握でき、効率的な滞納整理に資すると考えられるからである。もちろん、システム開発などに予算措置が必要になることから、費用対効果を慎重に検討したうえでの判断になると考えられる。

また、強制徴収不可能公債権及び私債権については、個人情報保護条例等の法令上の観点から、情報共有の方法を別途慎重に検討する必要があると考える。

(5) 徴収不能引当金の計上方法について

（現状）

総務省が策定している地方公会計マニュアルに従い、計上されている。具体的には、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率（不納欠損決定額/不納欠損決定前の年度末債権残高）など合理的な基準により算定している。

(検討すべき事項)

現状では過去5年間の徴収不能実績率を算出し、それに基づき徴収不能引当金の計上を行っている。この方法自体は、地方公会計マニュアルに準拠した処理であり、従って合規性の観点からは何ら否定されるものではない。

しかし、貸借対照表上で県の有する債権の実態をより正確に表すためには、徴収不能実績率による計上に加え、徴収不能の懸念がある債権については個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上すること(いわゆる個別引当)が必要であると考えられる。

実際に地方公会計マニュアルにおいても、「他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができる」となっていることから、個別引当についても計上する余地があると考えられる。

簿冊の閲覧及びヒアリング等を実施した結果、とりわけ以下の貸付金事業等については検討する余地があると考えられる。

① 医師修学資金

当貸付金は、貸与を受けた期間の2分の3を義務期間とし、県の指定する医療機関において医師として勤務した場合、全額を免除するという制度である。地域医療を担う医師を確保することが目的であり、本来は貸与を受けた者全員が勤務義務期間を満了し、返還の免除を受けることがあるべき姿である。この点、当貸付金について、何ら引当金の計上はされていない。

当貸付金については、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って、過去5年間の不納欠損率に基づき徴収不能引当金を算定していると考えられる。しかしながら、このような貸付金の性質に鑑みれば、回収可能性を考慮し、引当金を計上しなくてよいのか検討する必要があると考えられる。なお、会計処理は県によってまちまちではあるが、大分県としての方向性を整理するのが望ましい。

② 医師研修資金

当貸付金は、指定医療機関で後期研修を行う医師及び特定診療科(小児科、産婦人科及び救急科)の後期研修プログラムに登録し、県内の病院又は診療所で後期研修を行う医師を対象として、月額15万円を3年を超えない範囲

内で貸与する制度である。その後、後期研修を修了した後、県内の病院又は診療所において、医師の業務に1年間従事したとき等の勤務義務期間を満了することで貸与額の全額が免除される。地域医療を担う医師を確保することが目的であり、本来は貸与を受けた者全員が勤務義務期間を満了し、返還の免除を受けるのがあるべき姿である。この点、当貸付金について何ら引当金の計上はされていない。

当貸付金については、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に沿って、過去5年間の不納欠損率に基づき徴収不能引当金を算定していると考えられる。しかしながら、このような貸付金の性質に鑑みれば、回収可能性を考慮し、引当金を計上しなくてよいのか検討する必要があると考えられる。なお、会計処理は県によってまちまちではあるが、大分県としての方向性を整理するのが望ましい。

(参考)

※1 大分県医師研修資金貸与条例

(返還の債務の免除)

第六条 知事は、医師研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師研修資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

一 後期研修を修了した後、規則で定めるところにより県内の病院等（第二条第二号の規定により貸与契約を結んだ者（以下「特定診療科医師」という。）にあっては、特定診療科）において医師の業務に従事したと認められる期間が、一年に達したとき。

二 県内の病院等（特定診療科医師にあっては、特定診療科）において医師の業務に従事している期間（後期研修の期間を含む。）中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

2 知事は、前項に規定する場合を除くほか、医師研修資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により県内の病院等（特定診療科医師にあっては、特定診療科）において医師の業務に従事することができなくなったときは、医師研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

※2 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（統一的な基準による地方公会計マニュアル内）

(3) 徴収不能引当金

102. 徴収不能引当金は、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとします。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定します。ただし、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該方法により算定することができることとします。

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定 前年度末債権 残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A 4	B 4	$\frac{(B 4 + B 3 \cdots + B 0)}{(A 4 + A 3 \cdots + A 0)}$
3年前	A 3	B 3	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A 0	B 0	

※3 令和3年度決算 大分県の財務諸表（統一的な基準）

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

②徴収不能引当金

県税等の収入未済の一部は、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、過去5年間の平均不納欠損率を算定し、年度末時点の収入未済額を乗じた額を計上。

③ 中小企業高度化資金

令和4年度末現在、延滞している貸付先の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付先	貸付年度	当初 貸付金	残高 (違約金※1)	令和4年度 返済額
ア社	昭和53年	66,740	65,250	—
イ社	昭和55年	263,200	176,329 (39,765)	—
ウ社	昭和56年	77,690	7,403 (1,309)	50

貸付先	貸付年度	当初 貸付金	残高 (違約金※1)	令和4年度 返済額
エ社	昭和58、59年	890,964	475,338 (22,443)	50
オ組合	平成4年	177,000	38,350 (18,337)	—
カ組合	平成5年	113,500	— (43,101)	—
合計			762,670 (124,955)	

※1 違約金は既に調定済みで財務諸表に計上されているもののみ。

また、「大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領」では、債権区分が以下のとおり定められている。

区分	内容	具体的状況	管理方針
A 正常	BからE以外のもの		①貸付先遵守事項の周知徹底
B 要注意	業績が低調、不安定で財務内容に問題があり今後管理に注意を要するもの	①元利金の支払いで6月未満の延滞があるもの ②直近の決算において債務超過があるもの	①電話、訪問による延滞の確認 ②催告及び原因の究明 ③方針決定(条件変更、分納等)
C 回収困難		①元利金の支払いで3月以上6月未満の延滞があり、債務超過が2期以上のもの ②元利金の支払いで6月以上の延滞があり、当期中に元利金の一部の入金があったもの	①再建計画、償還計画の作成指導 ②債権及び償還見込の判断
D 回収不能	法的、形式的な経営破綻の事実が発生していない	①元利金の支払いで6月以上の延滞で当期中に入金が全くな	①期限の利益の喪失 ②担保権の実行 ③連帯保証人への請

区分	内容	具体的状況	管理方針
	いが、深刻な経営難の状況にあり再建の見通しがないもの	いもの ②元利金の支払いが12月以上の延滞で当期中に入金が一部あるが、債務超過が2期以上で、かつ、大幅な債務超過に陥っているもの	求 ④強制執行 ⑤履行延期の特約及び免除 ⑥権利放棄(議会の議決) ⑦不納欠損処分
E 破綻	法的、形式的な経営破綻の事実が発生しており、回収不能となっているもの	①破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止	

上記要領に従えば、各貸付先の区分及び状況は以下のとおりと考えられる。

貸付先	区分	貸付先の状況
ア社	—	倒産。担保物件処分済み。回収は不可能。県は回収不能として区分管理も行っていないが、実質的には「E」に該当すると考えられる。
イ社	D	休業状態であり、代表者死亡。相続人もいない。既に担保物件は処分済みであり、回収は不可能。
ウ社	D	営業は継続しているが、経営不振。店舗の土地及び建物は担保処分済み。代表者の自宅の土地及び建物を追加担保設定しているが、每期少額ではあるが返済されているため、自宅の処分にまでは至っていない。仮に執行したとしても、評価額は債権額を下回っており、全額回収は困難。
エ社	D	休業状態。土地以外の担保は処分済み。土地は山林で売却しても少額であるため、処分には至っていない。
オ組合	D	共同施設の建設費用であるが、利用者数の減少及び組合委員減少による賦課金収入減少により、返済が遅延している。組合役員が連帯保証人となっているが、連帯保証人に返済能力はない。貸付対象土地及び建物に担保設定しているが、処分執行には至っていない。

貸付先	区分	貸付先の状況
カ組合	D	共同施設の建設費用であるが、利用者数の減少及び組合委員減少による賦課金収入減少により、返済が遅延していたもの。元本は完済し、違約金のみ残っている。担保は連帯保証人の店舗敷地を取っており、連帯保証人に支払能力はあるが、違約金の支払いを拒否しており、弁護士を交えて協議中。

現在、延滞している上記貸付金に対しては、過去の不納欠損処理率に基づき算定した徴収不能引当金 10,363 千円が計上されているのみである。

上記のとおり、いずれの貸付金も回収が困難または不可能な状況であるため、県の財政状態を適切に表すために、不納欠損処分、あるいは個別に回収可能性を見積もって徴収不能引当金を計上することを検討されたい。

④ 地域改善対策奨学金

民法上の時効期間が経過しており、実質的には回収不可能と考えられるが、私債権であり、債務者による時効の援用がないことから時効が成立していない債権がある。限りなく回収が不可能である債権を、何ら手当なく財務諸表に計上することは県の財政状態を適切に表しているとは言えないため、不納欠損処分あるいは徴収不能引当金を計上する必要があると考えられる。

一方で、延べ 200 名の債務者に対する電話及び催告書の送付、納付状況の記録等の事務負担は膨大である。時効期間が経過した債権の多くは少額であることから、回収に係る事務負担及び費用を勘案し、債権放棄することも検討すべきと考えられる。

この点、債権放棄には議会の承認が必要であり、議会承認を得るためには各債務者の情報を議会に提示する必要があることから、プライバシーを重視する当該債権については対応が難しいとする県の考えも理解できる。

従って、例えば個々の債務者の情報を議会に諮る必要性があるかどうかを検討し、金額が少額の債権については匿名または一括して債権放棄の承認を得ることができるよう、条例を定めることも検討する余地があるのではないかと考えられる。

⑤ 大分県地域活力づくり総合補助金

補助金交付先の中には、破産手続に向けて準備中で、分配財産がどれくらいあるのかは不明だが、借入金も多額にあり、客観的に見て交付した補助金

を全額回収することは難しいと考えられる交付先も存在している。

そのような交付先については、決算で個別に回収可能額を見積もり、回収不能額については徴収不能引当金を計上することを検討されたい。

⑥ 行政代執行費用

客観的に見て債権のほとんどが回収不能であり、資産性はないと判断される。少額ながら引き続き納入されている回収先や、債務者が死亡しているが清算人も選任されていないため、時効成立を待つしかない回収先等が見受けられた。このような回収先に対しては、県の財政状況を適切に表すために、個々の債権の回収可能性を見積もり、徴収不能引当金を計上することを検討されたい。

⑦ 環境保全協力金

債務者別の未収発生年度及び金額は下表のとおりである。

債務者	発生年度	金額(千円)
A 社	平成 20 年度	6,322
B 社	平成 20 年度	92
C 社	平成 21 年度	67
D 社	平成 21 年度	4,413
E 社	平成 21 年度	1,243
F 社	平成 21 年度	50
G 社	平成 25 年度	255
H 社	平成 26 年度	46
H 社	平成 27 年度	102
I 社	令和 2 年度	370
J 社	令和 2 年度	197
合計		13,157

また、令和 2 年度発生分の債務者の状況は以下のとおりである。

債務者	金額(千円)	債務者の状況
I 社	370	毎月 10,000 円ずつ返済することで合意していたが、計画どおりの返済が行われていない。
J 社	197	弁護士を交えて協議中。

令和2年度発生分以外の12,590千円は、債務者と連絡が取れておらず、回収は不可能であると考えられる。いずれも既に時効期間が経過しているが、私債権であるため、債務者の援用がないことから時効が成立していない。

実質的に回収が不能であると判断されるため、債権放棄して不納欠損処理を行うか、又は個別に回収可能性を見積もり、徴収不能引当金を計上することを検討されたい。

(6) 未調定債権に対する延滞金・加算金等の計上について

(現状)

大分県補助金等交付規則によれば、補助金等の返還が命ぜられたときは、一定の割合で計算された加算金・延滞金が発生する。しかし、それらの総額が確定しておらず、いわゆる未調定であるため、県の財務諸表には計上されていない。また、補助金に限らず他の債権についても、延滞金等が発生しており、その金額が概ね算定できる状態であっても未調定であるため、やはり計上されていない。

(検討すべき事項)

上記のように、地方自治体においては調定という行為を経て初めて債権が確定し、財務諸表にも計上されることになる。このこと自体は地方自治法に則った処理であり、従って合规性の観点からは何ら否定されるものではない。

他方、財務諸表のうち貸借対照表の役割は、利用者が誤った判断をしないよう財政状態を適切に表示することにある。そのためには、調定の有無にかかわらず、既に発生している債権についてはすべからず計上することが本来のあるべき姿と考える。それにより今までオフバランス（簿外資産）となっていたものが計上され、財政状態がより明らかになるためである。

以下の事業のほか、延滞金等が発生している他の事業も含めて、調定前ではあるが既に発生しており、金額が概ね算定できる延滞金等の債権について、貸借対照表に計上することができないか検討されたい。

① 大分県地域活力づくり総合補助金

補助金等の返還が命ぜられたときは、その補助金等の受領の日から納付の

日までの日数に応じ、補助金等の額の 10.95%の割合で計算した加算金が発生する。また、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、10.95%の割合で計算した延滞金が発生する（大分県補助金等交付規則第 17 条）。

しかし県では、加算及び延滞金は、補助金等の返還時に初めて確定するとして、現時点で調定は行っておらず、事業者への通知も行っていない。また、調定していないことから財務諸表にも計上されていない。

加算金は返還命令が下された時から、延滞金は納期日の翌日から発生する債権であるため、決算時まで発生している額を財務諸表に計上する必要があると考える。

なお、参考に令和 4 年度末時点で試算した加算金及び延滞金の額は以下のとおりである。

	率	算定期間	日数	令和 4 年度末 発生額
加算金	10.95%	令和 4 年 5 月 31 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	305 日	2,745 千円
延滞金	10.95%	令和 5 年 3 月 28 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	4 日	36 千円

② 行政代執行費用

延滞金は、納入通知書の納入期限の翌月から発生し、督促状指定期限までは年 7.3%、指定記述の翌日以降は年 14.6%を乗じて計算される（大分県税外収入金の延滞金徴収条例第 3 条）。

しかし、延滞金は元本完済時に初めて確定するとして、県では元本完済前の調定は行っておらず、債務者への通知も行っていない。また、調定していないことから財務諸表にも計上されていない。

延滞金は、延滞の事実が発生した時点で発生する債権であるため、元本と同様に債務者に対して適宜通知するとともに、財務諸表に計上することが必要であると考えます。

③ 中小企業高度化資金

令和4年度末時点での違約金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

貸付先	貸付残高	発生違約金 総額	うち調定済み 違約金
ア社	65,250	261,651	—
イ社	176,329	77,934	39,765
ウ社	7,403	59,838	1,309
エ社	475,338	1,579,181	22,443
オ組合	38,350	71,384	18,337
カ組合	—	43,101	43,101
合計	762,670	2,093,089	124,955

違約金は、元本完済時に調定し貸付先に請求するとともに、財務諸表に計上している。しかし、元本完済前であっても、延滞発生時より違約金が債権として発生しているため、年度末時点の違約金を試算し、財務諸表にも計上する必要があると考える。

また、債務者には定期的に残高証明書類を送付しているが、記載されている金額は、当初貸付金額及び貸付残高のみであり、違約金は利率のみが記載されている。このため、貸付先は、元本完済時に初めて違約金の総額を通知されることが多い。違約金は年 10.75%と高い利率になっていることから、県としても定期的に貸付先に対して違約金が発生する旨の説明をし、かつ具体的な金額を提示することで、元本の早期回収を働きかけることも必要と考える。

県の財産を貸し付けたままにしておくことは、他に投資したことによる機会利益を喪失していることになるため、延滞した場合には違約金を徴収する定めを設けているものと考えられる。また、債務を完済し、違約金も支払った債務者が存在することの公平性の観点からも、違約金の債権放棄を安易に認めるべきではない。年度末に違約金の額を試算し、元本と同様に債権管理する必要があると考える。

なお、令和4年度末時点で、一部の違約金が長期延滞債権に含めて計上されているが、その金額がどのように算定されたのか書類が残っていないため、県でも把握できないものもある。債権管理簿(高度化資金明細表)には、

償還状況及び違約金額の算定が記録されているが、どのような状況が生じて調定を行ったのか、どのように計算したのかが後日分かるように記録する必要があると考える。

2. 個別の貸付金等に関する事項

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 1	災害援護資金	福祉保健部／福祉保健企画課

◆概要

貸付金の名称	災害援護資金
所管課（局・室）	福祉保健部 福祉保健企画課
根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律、 災害援護資金にかかる国庫貸付金の貸付要綱、 大分県災害援護資金貸付要綱
貸付（制度）開始年度	昭和 19 年度
貸付（制度）の目的・趣旨	災害救助法が適用された災害において、人的・物的被害を受けた被災者に対して、生活再建に資するための資金を貸し付けるもの
貸付先	市町村（市町村が被災者に貸し付ける資金の原資を国 2 / 3、県 1 / 3 で負担するもの）
貸付期間	11 年間（据置期間を含む）

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

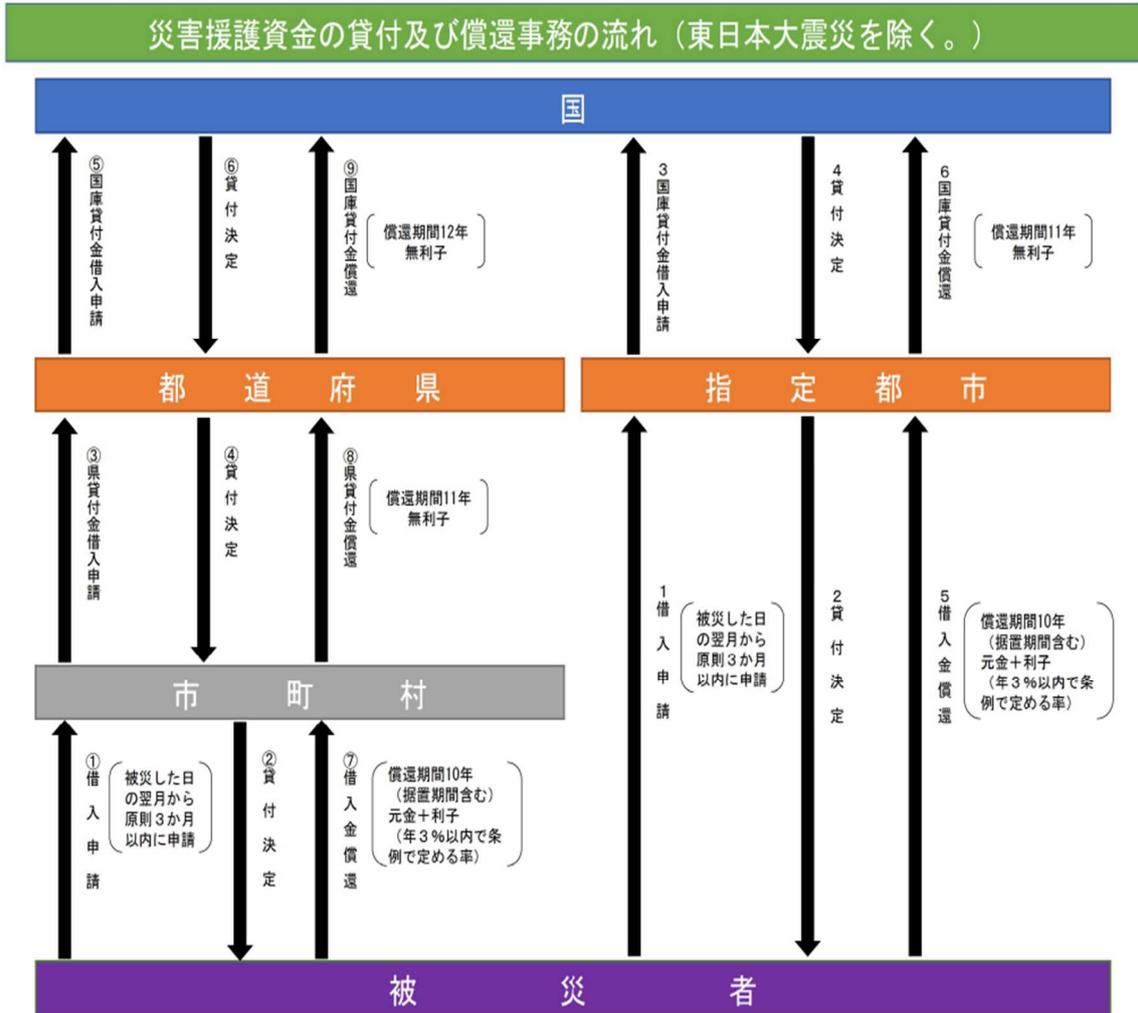
区分	H30 年度	R 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	32,605	27,129	23,356	27,946	23,449
期中増加	0	0	6,900	0	0
期中減少	5,476	3,773	2,310	4,497	3,841
期末残高	27,129	23,356	27,946	23,449	19,608

◆概要詳細

大分県災害援護資金貸付要綱

<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、県が災害援護資金の財源として市町村に貸し付ける貸付金（以下「貸付金」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>

貸付原資負担は国 2/3、都道府県・指定都市 1/3 となっている。貸付から償還までの事務処理の流れは以下のとおり。



1. 実施主体

※赤字は、東日本大震災に係る特例（特例に係る貸付けは、令和6年3月31日まで）

- 市町村
- 東日本大震災で災害救助法の適用があった都県内の市町村
（令和4年度以降の新規貸付は、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

2. 対象災害

- 都道府県内で災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある自然災害
- 東日本大震災（平成23年3月11日発生）※長野県北部で発生した地震（平成23年3月12日発生）を含む

3. 受給者

- 対象災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者

4. 貸付限度額

- 350万円
 - ①世帯主の1か月以上の負傷 150万円
 - ②家財の1/3以上の損害 150万円
 - ③住居の半壊 170万円(250)
 - ④住居の全壊 250万円(350)
 - ⑤住居の全体が滅失若しくは流失 350万円
-
- 270万円 (350) + 350万円 = 350万円

(注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額
(注)家財には、自動車も含む

5. 所得制限

世帯人員当たりの市町村民税における前年(※)の総所得金額

※平成21年の所得(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合にあっては平成23年の所得)

- 1人(220万円) 2人(430万円) 3人(620万円) 4人(730万円)
 - 5人以上(1人増すごとに730万円に30万円を加えた金額)
- ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。

6. 利率

- 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子)
- 年0%(保証人を立てる場合)
- 年1.5%(保証人を立てない場合)
(据置期間中は無利子)

7. 据置期間

- 3年(特別の場合5年)
- 6年(特別の場合8年)

8. 償還期間

- 10年(据置期間を含む)
- 13年(据置期間を含む)

9. 償還方法

- 年賦、半年賦又は月賦

10. 貸付原資負担

- 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3

貸付金の件数と残高

貸付金の状況（各年度末時点）			
令和3年度		令和4年度	
件数	金額	件数	金額
7	23,447千円	7	19,606千円

大分県の令和4年度国庫貸付金償還状況報告書の内容を以下に示す。

国庫貸付金受入額			国庫貸付金の償還額			債務を免除した額	未償還額
受入年月日	償還期限	金額A	既償還額 B	本年度 償還額C	計(B+C) D	免除額合計 G	(A-D-G)
平成25年3月13日	令和7年3月13日	20,933,333	18,742,698	1,567,477	20,310,175	0	623,158
平成30年3月1日	令和12年3月1日	8,666,666	0	913,444	913,444	0	7,753,222
平成30年3月16日	令和12年3月16日	2,133,334	1,200,006	121,722	1,321,728	0	811,606
令和3年3月23日	令和15年3月23日	4,600,000	0	0	0	0	4,600,000
合計		36,333,333	19,942,704	2,602,643	22,545,347	0	13,787,986

滞留債権が生じた場合の処置と滞留債権の状況

返還未済が生じた場合は、市町村は県に対して、年5%の違約金を支払うこととなるため、市町村で滞留債権分を立て替えて、全額返済することになる。しかし、これまで延滞した事例は生じておらず、滞留債権はない。

災害援護資金の迅速性

災害援護資金は、罹災証明書の発行の迅速性が要求されるものである。大分県で発生した災害において、罹災証明書の発行が遅れたという問題は聞かれていないが、先の能登半島地震においては罹災証明書の発行の遅れが問題となっていることがメディア等で取り上げられている。

状況によっては迅速に対応することが困難な場合もあると考えられるが、常日頃から災害に対する備えを怠らないような体制を構築するよう心掛けて頂きたい。

◆監査結果

指摘事項なし

NO	事業名	所管部局／課・室
貸付金 2	医師修学資金	福祉保健部／医療政策課

◆概要

貸付金の名称	医師修学資金
所管課（局・室）	福祉保健部 医療政策課
根拠法令等	大分県医師修学資金貸与条例 大分県医師修学資金貸与条例施行規則
貸付（制度）開始年度	平成 19 年度
貸付（制度）の目的・趣旨	県内の大学の医学を履修する課程に在学する者で、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとする者に対し、医師修学資金を貸与することにより、地域の医療を担う医師の確保を図ることを目的とする。
貸付先	大分大学医学部医学科総合型選抜地域枠により入学し、在学する者で、卒業後、県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所等において医師の業務に従事しようとする者
貸付期間	6 年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R 1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	682, 379	755, 655	817, 955	877, 770	960, 371
期中増加	94, 862	90, 983	94, 530	93, 394	93, 394
期中減少	21, 586	28, 683	34, 715	10, 793	29, 883
期末残高	755, 655	817, 955	877, 770	960, 371	1, 023, 882

◆概要詳細

区分	学士編入学地域枠	特別選抜（総合型選抜）地域枠
① 対象者	県内出身者で、大分大学卒業後、県内医療機関での診療する意欲のある医学生	
② 定員	3 名 (H19～H26) ※H26 で終了	H29 : 13 名 (H21～5 名、H22～10 名、H27～13 名)
③ 貸与対象	入学料+授業料+修学支援金	入学料+授業料+修学支援金

④ 貸与金額	10,793,100 円／1 人当たり	7,096,800 円／1 人当たり																																													
	入学料	282,000 円／年																																													
	授業料	535,800 円／年																																													
	修学支援金	150,000 円／年	50,000 円／年																																												
⑤ 貸与期間	最短 4.5 年	最短 6 年																																													
⑥ 返還の免除	貸与を受けた期間の 2 分の 3 を義務期間とし、県の指定する医療機関において医師として勤務した場合、全額を免除する。																																														
	最短 7 年 (4.5 年×1.5 倍)	最短 9 年 (6 年×1.5 倍)																																													
⑦ 指定医療機関	大分大学医学部附属病院、大分県立病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、その他公的医療機関等知事が指定する医療機関																																														
⑧ 勤務パターン	【学士編入学地域枠】																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">貸与期間</th> <th colspan="7">勤務義務期間</th> </tr> <tr> <th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">4.5年貸与を受けた場合</td> <td>臨床研修 (2年) (大学病院)</td> <td>地域勤務 (入局保留)</td> <td colspan="5">後期研修 (3年) (大学病院等) 地域勤務 (1年) (指定医療機関)</td> </tr> </tbody> </table>			貸与期間					勤務義務期間							2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	4.5年貸与を受けた場合					臨床研修 (2年) (大学病院)	地域勤務 (入局保留)	後期研修 (3年) (大学病院等) 地域勤務 (1年) (指定医療機関)												
	貸与期間					勤務義務期間																																									
	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7																																			
4.5年貸与を受けた場合					臨床研修 (2年) (大学病院)	地域勤務 (入局保留)	後期研修 (3年) (大学病院等) 地域勤務 (1年) (指定医療機関)																																								
【特別選抜 (総合型選抜) 地域枠】																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">貸与期間</th> <th colspan="9">勤務義務期間</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">6年貸与を受けた場合</td> <td>臨床研修 (2年) (大学病院)</td> <td>地域勤務 (入局保留)</td> <td colspan="7">後期臨床研修 (3年) (大学病院等) 医師 (3年) (へき地医療拠点病院等)</td> </tr> </tbody> </table>			貸与期間						勤務義務期間									1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	6年貸与を受けた場合						臨床研修 (2年) (大学病院)	地域勤務 (入局保留)	後期臨床研修 (3年) (大学病院等) 医師 (3年) (へき地医療拠点病院等)						
貸与期間						勤務義務期間																																									
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																	
6年貸与を受けた場合						臨床研修 (2年) (大学病院)	地域勤務 (入局保留)	後期臨床研修 (3年) (大学病院等) 医師 (3年) (へき地医療拠点病院等)																																							

◆ 監査結果

指摘 2-1	留年者に対する資金貸付について
勸奨事項	貸付金の利用者が留年した年度についても、引き続き修学資金の貸与が継続されている。勤務義務年数が延長されるなどの一定のペナルティはあるものの、他の貸付金の利用者に対する公平性の観点からも、貸与期間の上限を定めるなど当該年度における貸与のあり方を検討する必要がある。

《 補足 》

当貸付金は、県内出身者で、大分大学卒業後、県内医療機関で診療する意欲のある医学生に対して、入学料、授業料及び修学支援金の貸与を行うものである。また、当貸付金の利用者が留年した場合、留年した年度においても、授業料 (年間 535,800 円) 及び修学支援金 (学士編入学: 月 150,000 円、特別選抜: 月 50,000 円) が貸与されている。

そもそも、当貸付金は貸与を受けた期間の 2 分の 3 を勤務義務期間とし、県の

指定する医療機関において医師として勤務した場合、全額が免除される制度設計となっている。貸与期間を延長することで勤務義務期間も延長されるため、一定程度の地域医療体制に対する貢献は認められるものの、他の利用者に対して不公平な印象は拭えない。仮に留年した場合、学士編入学の場合は2,335,800円（修学支援金：150,000円×12月＋授業料：535,800円）、特別選抜1,135,800円（修学支援金：50,000円×12月＋授業料535,800円）が追加で貸与されることになり、多大な予算を使うことになる。貸与期間の上限を定めるなど、留年した場合の貸与のあり方を検討する必要がある。

※大分県医師修学資金貸与条例

（返還の債務の免除）

第六条 知事は、医師修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、医師修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

一 医師免許を受けた後、規則で定めるところにより指定医療機関において医師の業務に従事したと認められる期間が、医師修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により貸与されなかった医師修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）に達したとき。

二 指定医療機関において医師の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

指摘 2-2	連帯保証人の適格性について
改善事項	連帯保証人について、独立して生計を営む成年者ではない保証人が設定されている等、資力の適格性が考慮されていない。適格な保証人が設定されているかの確認を行うべきである。

《補足》

大分県医師修学資金貸与条例第4条第1項において、「医師修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、二人の保証人を立てなければならない。」とされている。さらに、大分県医師修学資金貸与条例施行規則第6条において、「当該保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。」とされている。この点、医師修学資金貸与申請書を閲覧したところ、主婦が連帯保証人として設定されているなど「独立して生計を営む成年者」に該当しない保証人が見受けられたため、保証人の適格性についてもチェックする必要がある。貸付金の性質上、保証人に督促や催告を行うケースはまれであると考えられる

が、条例に沿った事務を行うべきである。

※1 大分県医師修学資金貸与条例

(保証人)

第四条 医師修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、二人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、医師修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

※2 大分県医師修学資金貸与条例施行規則

(保証人)

第六条 条例第四条第一項の保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 3	医師研修資金	福祉保健部／医療政策課

◆概要

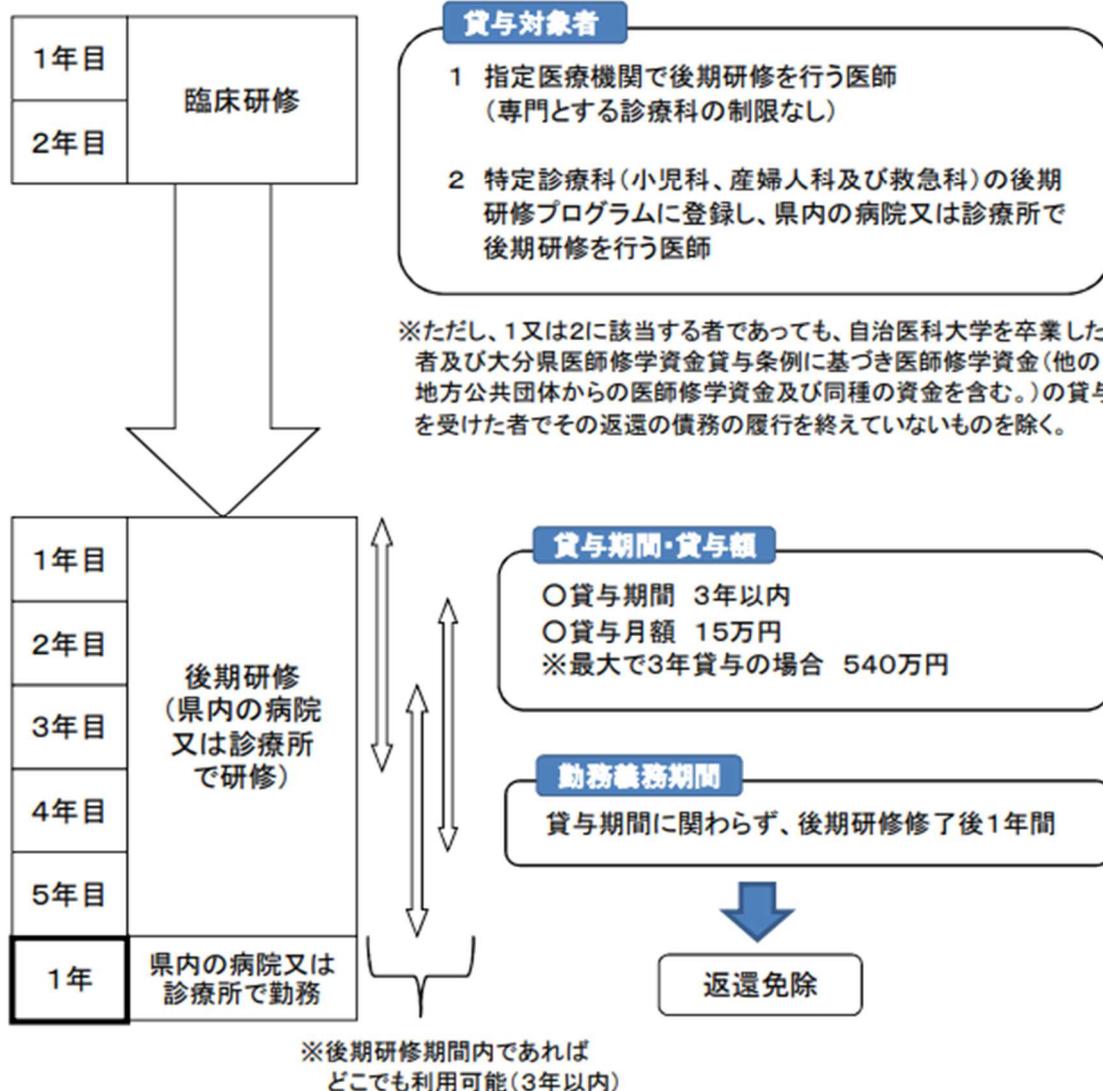
貸付金の名称	医師研修資金
所管課（局・室）	福祉保健部 医療政策課
根拠法令等	大分県医師研修資金貸与条例 大分県医師研修資金貸与条例施行規則
貸付（制度）開始年度	平成 19 年度
貸付（制度）の目的・趣旨	県内の病院等において後期研修を受けている医師に対し、医師研修資金を貸与することにより、地域における医療提供体制の確保を図る。
貸付先	指定医療機関または特定診療科において後期研修を受けている医師
貸付期間	3 年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	82,650	92,250	94,650	105,450	105,150
期中増加	34,800	42,600	39,900	35,100	44,850
期中減少	25,200	40,200	29,100	35,400	41,400
期末残高	92,250	94,650	105,450	105,150	108,600

◆概要詳細

大分県医師研修資金貸与制度



【返還債務の免除】

- 1 後期研修を修了した後、県内の病院又は診療所(特定診療科の医師にあつては特定診療科)において、医師の業務に1年間従事したとき。但し、救急科においては規則で定める地域の病院等において、医師の業務に1年間従事したとき。
- 2 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

【返還債務の裁量免除】

医師研修資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により県内の病院等(特定診療科医師にあつては特定診療科)において医師の業務に従事することができなくなったとき。

◆監査結果

指摘 3-1	医師研修資金に関する予算枠について
勸奨事項	貸与申請実績が予算枠を下回っている状況が続いている。研修生の認知度を上げる取組を行う等、申請数を増やすための方策を検討する余地がある。

《補足》

直近 10 年間の大分県医師研修資金貸与の申請実績は下記のとおりである。

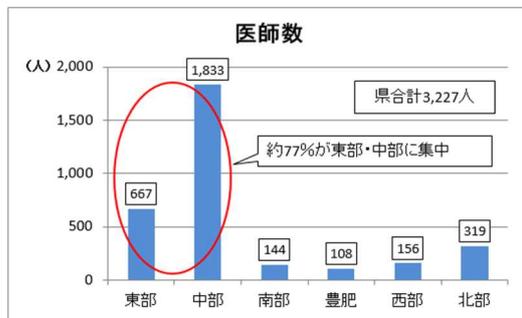
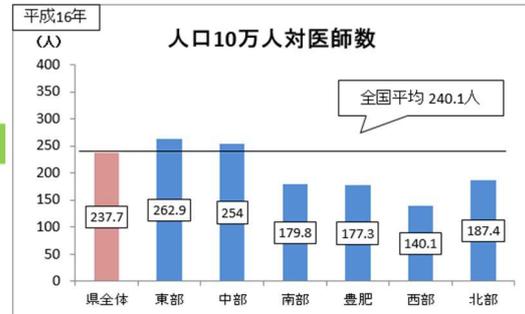
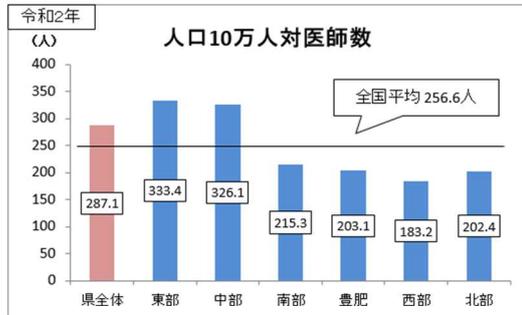
- 平成 26 年度：予算枠 28 名、申請実績 17 名（達成率 60.7%）
- 平成 27 年度：予算枠 28 名、申請実績 17 名（達成率 60.7%）
- 平成 28 年度：予算枠 28 名、申請実績 16 名（達成率 57.1%）
- 平成 29 年度：予算枠 28 名、申請実績 19 名（達成率 67.9%）
- 平成 30 年度：予算枠 28 名、申請実績 21 名（達成率 75.0%）
- 令和元年度：予算枠 26 名、申請申請 27 名（達成率 103.8%）
- 令和 2 年度：予算枠 26 名、申請実績 23 名（達成率 88.5%）
- 令和 3 年度：予算枠 26 名、申請実績 22 名（達成率 84.6%）
- 令和 4 年度：予算枠 30 名、申請実績 26 名（達成率 86.7%）
- 令和 5 年度（見込）：予算枠 34 名、申請実績 30 名（達成率 88.2%）

令和元年度以降は 80%を超える達成率を達成しているものの、令和元年度を除き予算枠を消化しきれていない年度が目立っている。令和 4 年度から、特定診療科に救急科を追加するなど、診療科偏在解消に向けた取組も見られる。

令和 2 年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）によれば、大分県内の人口 10 万人当たりの医師数は 287.1 名と全国平均の 256.6 名を上回っている。しかしながら、救急科については、人口 10 万人当たりの医師数が県全体で 2.6 人と全国平均の 3.1 人を下回っており、かつ、医師数の約 90%が東部（別府市ほか）・中部（大分市ほか）に集中している状況である。また、小児科及び産婦人科についても、医師数の約 8 割が東部・中部に集中しており、偏在解消に向けた取組が一層求められる状況である。

※令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

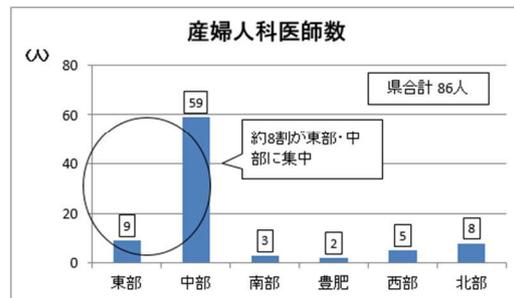
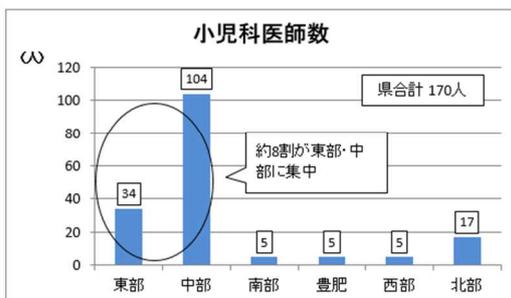
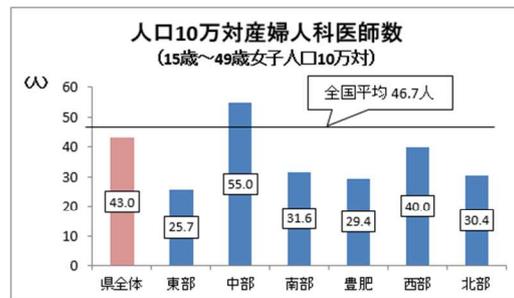
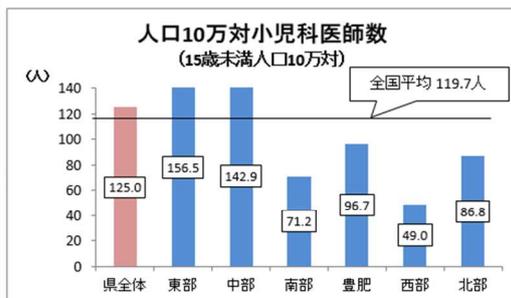
大分県内の地域(医療圏)ごとの医師数



医療圏名	市町村名
東部医療圏	別府市、杵築市、国東町、姪島村、日出町
中部医療圏	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部医療圏	佐伯市
豊肥医療圏	竹田市、豊後大野市
西部医療圏	日田市、九重町、玖珠町
北部医療圏	中津市、宇佐市、豊後高田市

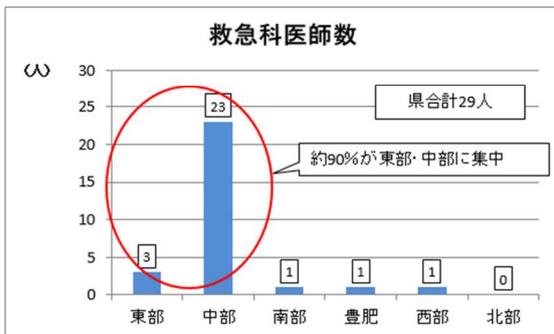
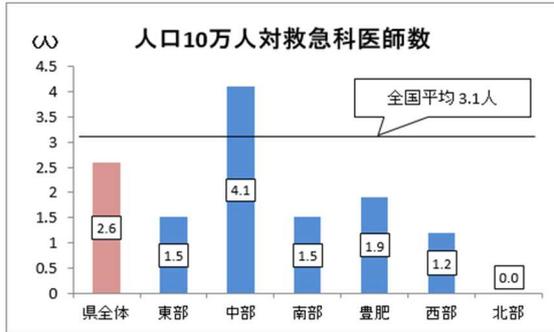
出典：令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）
※医師数は医療施設(病院・診療所)に従事している者の数

大分県内の地域(医療圏)ごとの小児科・産婦人科医師数



出典：令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）
※医師数は医療施設(病院・診療所)に従事している者の数

大分県内の地域(医療圏)ごとの救急科医師数



医療圏名	市町村名
東部医療圏	別府市、杵築市、国東町、姫島村、日出町
中部医療圏	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
南部医療圏	佐伯市
豊肥医療圏	竹田市、豊後大野市
西部医療圏	日田市、九重町、玖珠町
北部医療圏	中津市、宇佐市、豊後高田市

出典：令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省)
 ※医師数は医療施設(病院・診療所)に従事している者の数

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 4	看護師等修学資金	福祉保健部／医療政策課

◆概要

貸付金の名称	看護師等修学資金
所管課(局・室)	福祉保健部 医療政策課
根拠法令等	大分県看護師等修学資金貸与条例 大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則
貸付(制度)開始年度	昭和 37 年度
貸付(制度)の目的・趣旨	看護師等養成所に在学する学生に対し、修学資金を貸与することにより、看護師等の県内定着及び質の向上を図ることを目的とする。
貸付先	看護師・准看護師・保健師・助産師を養成する学校もしくは養成所に在学している者で、卒業後、県内の病院・診療所など対象施設において継続して看護業務に従事することが確実であると認められる者
貸付期間	1 年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	106,128	97,236	86,544	98,568	98,685
期中増加	12,564	10,368	17,460	21,573	30,324
期中減少	21,456	21,060	5,436	21,456	16,020
期末残高	97,236	86,544	98,568	98,685	112,989

◆概要詳細

大分県看護師等修学資金貸与条例の概要

【目的】 (第1条)	看護職員等の養成施設に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来、県内の病院、診療所その他の施設に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより対象施設における看護職員等の充実を図る。
----------------------	---

【修学資金の種類及び金額】 (第2条、第3条)

(月あたり)

	国等又は 地方公共団体立	民間立
保健師修学資金 助産師修学資金 看護師修学資金	32,000円	36,000円
准看護師修学資金	15,000円	21,000円
大学院(修士課程) 修学資金	83,000円	

【貸与契約の解除及び貸与の休止】 (第5条)

次の各号の一に該当するに至ったときは、その契約を解除し、又は休止するものとする。

解除事由	① 退学したとき ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
休止	① 休学したとき ② 停学の処分を受けたとき

【返還の債務の当然免除】 (第6条、第6条の2)

下記の対象施設において、相当期間業務に従事したときには、返還の債務が免除される。

対象施設(規則で指定)	従事期間
① 200床未満の病院(大分市・別府市・由布市以外に所在する場合は200床以上の病院も含む) ② 精神病床数80%以上の病院 ③ 65歳以上の者が60%以上の病院 ④ 診療所 ⑤ 医療型障害児入所施設 ⑥ 指定発達支援医療機関 ⑦ 母子健康包括支援センター(助産師のみ) ⑧ 特定町村(保健師のみ) ⑨ 介護老人福祉施設 ⑩ 介護老人保健施設 ⑪ 介護医療院 ⑫ 居宅サービス事業所 ⑬ 地域密着型サービス事業所 ⑭ 地域包括支援センター ⑮ 介護療養型医療施設 ⑯ 養護老人ホーム ⑰ 特別養護老人ホーム	5年間

【返還の債務の裁量免除】 (第9条)

次の事由が生じたときには、返還の債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。

- ① 貸与期間に相当する期間以上対象施設において業務に従事したとき
- ② 死亡又は心身障害により返還することができなくなったとき

【返還】 (第7条)

次の事由が生じたときには、1月以内に修学資金を返還しなければならない。

- ① 修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき
- ② 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得しなかったとき
- ③ 免許取得後直ちに対象施設において業務に従事しなかったとき
- ④ 当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は対象施設において業務

【返還の債務の履行猶予】 (第8条)

次の事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

- ① 修学資金の貸与契約が解除された後引き続き養成施設に在学しているとき
- ② 養成施設を卒業後さらに他種の看護職員の養成施設において修学しているとき
- ③ 大学院の修士課程修了後博士課程において修学しているとき
- ④ やむ得ない理由があるとき

◆監査結果

指摘 4-1	返還猶予の申請手続及び債権の回収可能性について
改善事項	修学資金返還猶予申請書を当該理由が生じた日から20日以内に提出することになっているが、なされていないものがある。また、当該事案では、債務者は返済猶予を繰り返しており、貸付金の返還も含め、今後の方向性を検討する必要がある。

《補足》

大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則第13条によれば、修学資金の履行猶予を受けようとする者は、所定の書類を添えて、当該理由が生じた日から20日以内に申請書を提出しなければならないとされている。

この点、申請書が未提出の事案では、やむを得ない特別な家庭の事情により、令和4年4月1日から令和5年3月31日にかけて返還債務の履行の猶予を受けようとする者の申請日は令和4年5月20日となっている。

返済猶予期間開始後の申請となっており、規則に準じた事務手続を行う必要がある。やむを得ない特別な家庭の事情は過去に発生しているものであり、少なくとも令和3年度の返済猶予期間内に申請手続を行う必要があった。

また、当債務者は平成17年度及び平成19年度から、それぞれ准看護師修学資金及び看護師修学資金の貸与を受けた者である。これまで、返済猶予を繰り返しており、今後も返済の可能性は不透明である。貸付金の返還も含め、今後の方向性を検討する必要がある。

※大分県看護師等修学資金貸与条例施行規則

(返還猶予の申請手続)

第十三条 条例第八条の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(第六号様式)に次の第一号又は第二号に掲げる事項を証明する書類を添えて、当該理由が生じた日から二十日以内に、これを知事に提出しなければならない。

一 養成施設又は大学院の修士課程若しくは博士課程において修学しているときは、当該養成施設又は大学院の所在地及び名称

二 災害、病気その他やむを得ない理由による場合にあっては、その理由及び猶予を受けようとする期間

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 5	県立病院運営資金 及び三重病院運営資金	福祉保健部／医療政策課

◆概要

貸付金の名称	県立病院運営資金及び三重病院運営資金
所管課(局・室)	福祉保健部 医療政策課
根拠法令等	県知事と県病院局長による債権債務の確認書
貸付(制度)開始年度	県立病院運営資金貸付金・・・昭和38年度 三重病院運営資金貸付金・・・昭和47年度
貸付(制度)の目的・趣旨	病院運営安定化のため、一般会計から病院事業会計へ資金を貸し付けるもの
貸付先	大分県立病院及び大分県立三重病院
貸付期間	令和32年度まで

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	607,440	600,760	594,080	587,397	567,827
期中増加	0	0	0	0	0
期中減少	6,680	6,680	6,683	19,570	19,570
期末残高	600,760	594,080	587,397	567,827	548,257

◆概要詳細

当貸付金は、大分県から大分県立病院に対して、昭和38年度から昭和49年度にかけて、合計667,397,084円の貸付けを行っているものである。貸付けの内容や目的の詳細は不明であり、県は大分県会計規則第170条の規定に沿って、貸付金に係る証拠書類の亡失処理を行っている。

平成28年3月31日、大分県知事と大分県病院局長との間で債権債務の確認書を作成しており、「一般会計からの借入金に係る償還計画」に基づき、令和3年度から毎年度19,570,000円の返済により、30年間で償還を行う計画で合意している。なお、県から県立病院に対して、利息の請求は行っていない。

※1 県知事と県病院局長による債権債務の確認書（平成 28 年 3 月 31 日作成）

借入先	借入年度	借入額(円)	償還高(円)	未償還残高(円)	利率(年%)
一般会計	昭和 38	352,901,084	80,000,000	272,901,084	0.0
〃	昭和 44	19,611,000	0	19,611,000	0.0
〃	〃	9,276,000	0	9,276,000	0.0
〃	昭和 45	45,448,000	0	45,448,000	0.0
〃	昭和 46	77,626,000	0	77,626,000	0.0
〃	〃	30,000,000	0	30,000,000	0.0
〃	昭和 47	97,115,000	0	97,115,000	0.0
〃	昭和 48	22,255,000	0	22,255,000	0.0
〃	〃	13,165,000	0	13,165,000	0.0
合計		667,397,084	80,000,000	587,397,084	

※2 一般会計からの借入金に係る償還計画

償還元金：587,397,084 円

償還年度：平成 33 年度～62 年度

償還金額：平成 33 年度～61 年度については 19,570,000 円、平成 62 年度については 19,867,084 円

※3 大分県会計規則

(証拠書類の亡失等)

第七十条 災害その他やむを得ない事故により証拠書類を紛失し、亡失し、又は損傷したときは、次に定めるところにより処理しなければならない。

一 証拠書類に代えることができる書類がある場合にあつては、当該書類に所属長が事故についての証明をすること。

二 証拠書類に代えることができる書類がない場合にあつては、事故について、関係官公署の証明書を徴し、又は所属長が債権者名、金額その他必要事項を記載した証明書を作成すること。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、知事及び会計管理者の承認を得てこれと異なった取扱いをすることができる。

◆監査結果
指摘事項なし

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 6	大分県国民健康保険財政安定化基金	福祉保健部／国保医療課

◆概要

貸付金の名称	大分県国民健康保険財政安定化基金
所管課(局・室)	福祉保健部 国保医療課
根拠法令等	国民健康保険法第 81 条の 2 第 1 項
貸付(制度)開始年度	平成 30 年度
貸付(制度)の目的・趣旨	保険給付の増及び保険税の収納不足による財源不足に対する支援
貸付先	市町村
貸付期間	5 年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	1, 523, 823	1, 806, 046	1, 811, 026	1, 715, 978	1, 743, 282
期中増加	282, 222	4, 980	4, 951	27, 304	79, 780
期中減少	0	0	100, 000	0	0
期末残高	1, 806, 046	1, 811, 026	1, 715, 978	1, 743, 282	1, 823, 063

◆概要詳細

大分県国民健康保険財政安定化基金とは、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条の 2 第 1 項の規定に基づき、保険給付の増及び保険税の収納不足による財源不足が生じないように備える目的で、国保財政の安定化のため資金を積み立て、都道府県及び市町村に対して貸付け・交付等を行う基金である。平成 30 年度の国保制度改革の一環として、都道府県に設置が義務付けられた。

当該基金は、国保財政安定化のための「本体基金」及び時限措置されている「特例基金」で構成されており、それぞれ異なる調整機能を有する。

当貸付金は、「本体基金」の貸付事業に係るものであり、市町村における保険料(税)収納率の悪化等に伴う財政不足額を補うため、財政安定化基金から無利子貸付けを行うことにより生じる。

平成 30 年度から開始された制度であり、これまでの貸付実績は令和 2 年度の宇佐市に対する 1 件のみである。宇佐市に対して、令和 2 年度に 1 億円を貸し

付けたが、令和3年度及び令和4年度にそれぞれ23,350,224円及び76,649,776円の返還を受けており、令和4年度末時点では貸付残高はゼロとなっている。なお、令和4年度に繰上げ償還を行い、償還を完了している。

※1 国民健康保険財政安定化基金積立金（財政安定化分）の内訳

年度	原 資	利 息	返還額	取り崩し(年度末)	積立額計	年度末積立額
27	国 177,000,000 円 県 0 円	0 円			177,000,000 円	177,000,000 円
28	国 357,240,000 円 県 0 円	28.3.31~29.3.31 0.055 % 97,350 円			357,337,350 円	534,337,350 円
29	国 989,300,000 円 県 0 円	29.3.31~30.3.30 0.035 % 186,506 円			989,486,506 円	1,523,823,856 円
30	国 281,215,000 円 県 0 円	30.3.30~31.3.29 0.010 % 53,306 円 30.3.26~31.3.29 0.100 % 954,308 円 計 1,007,614 円			282,222,614 円	1,806,046,470 円
1	国 0 円 県 0 円	4,980,207 円			4,980,207 円	1,811,026,677 円
2	国 0 円 県 0 円	4,951,671 円		国 △ 100,000,000 円	△ 95,048,329 円	1,715,978,348 円
3	国 0 円 県 0 円	3,953,841 円	宇佐市 23,350,224 円		27,304,065 円	1,743,282,413 円
4	国 0 円 県 0 円	3,130,960 円	宇佐市 76,649,776 円 <small>60,000千円を繰上げ償還 (R4年度で償還完了)</small>		79,780,736 円	1,823,063,149 円
5	国 0 円 県 0 円	5,469,009 円			5,469,009 円	1,828,532,158 円
計	国 1,804,755,000 円 県 0 円	23,777,158 円	100,000,000 円	△ 100,000,000 円	1,823,063,149 円	

※2 国民健康保険法

(財政安定化基金)

第八十一条の二 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

一 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、**基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業**

二 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の二分の一以内の額の資金を交付する事業

2 都道府県は、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足する場合に、政令で定めるところにより、当該不足額を基礎として、当該都道府県内の市町村による保険給付の状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範

囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該不足額に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れるものとする。

3 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、政令で定めるところにより、その取り崩した額に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

4 都道府県は、第二項に規定する場合のほか、国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しを勘案して国民健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制その他の都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に、政令で定めるところにより、これに要する額として政令で定めるところにより算定した額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができる。

5 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

6 市町村は、前項の規定による財政安定化基金拠出金を納付しなければならない。

7 都道府県は、政令で定めるところにより、第五項の規定により当該都道府県内の市町村から徴収した財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

8 国は、政令で定めるところにより、前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する額を負担する。

9 財政安定化基金から生ずる収入は、全て財政安定化基金に充てなければならない。

10 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

一 収納不足市町村 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村

二 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、第一項第一号に掲げる事業による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てたものとして政令で定めるところにより算定した額

三 基金事業対象保険料必要額 市町村が当該年度中に収納することが必要な保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額、財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定める

ところにより算定した額

四 基金事業対象収入額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に収入した金額（第二項の規定により繰り入れた額を除く。）の合計額のうち、当該都道府県内の市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに当該都道府県内の市町村による入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額（次号において「療養の給付等に要した費用の額」という。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び第七項の規定による繰入金（次号において「財政安定化基金繰入金」という。）の繰入りに要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

五 基金事業対象費用額 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において当該年度中に負担した国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要した費用の額（療養の給付等に要した費用の額に係るものに限る。）、特別高額医療費共同事業拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用の額、第三項の規定による繰入金及び財政安定化基金繰入金の繰入りに要した費用の額その他政令で定める費用の額の合計額として政令で定めるところにより算定した額

◆監査結果

指摘事項なし

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 7	母子父子寡婦福祉資金	福祉保健部／こども・家庭支援課
未収金 4		

◆概要

貸付金の名称	母子父子寡婦福祉資金
所管課(局・室)	福祉保健部 こども・家庭支援課
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 大分県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
貸付(制度)開始年度	昭和 28 年
貸付(制度)の目的・趣旨	母子家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、社会的・経済的基盤の弱い母子及び父子並びに寡婦に対し、生活に必要な資金等について貸付けを実施する。
貸付先	ひとり親家庭
貸付期間	1 年～ 6 年間
未収金の発生理由	低所得者に対し貸付けを行っているが、生活困窮のため償還が遅れがちになっている。
債権の分類	私債権
消滅時効	なし
延滞金等の発生	有

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	407,840	383,853	360,081	342,621	329,768
期中増加	36,577	35,215	42,765	48,899	48,214
期中減少	60,564	58,987	60,225	61,752	59,531
期末残高	383,853	360,081	342,621	329,768	318,451

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	59,361	59,330	58,549	59,407	54,800
	繰越分	98,249	96,991	97,248	95,479	93,044
	計	157,610	156,321	155,797	154,886	147,844
未収金額 ②	現年分	8,521	8,214	6,642	7,007	5,376
	繰越分	88,470	89,034	88,837	86,037	82,845
	計	96,991	97,248	95,479	93,044	88,221
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	14.4%	13.8%	11.3%	11.8%	9.8%
	繰越分	90.0%	91.8%	91.4%	90.1%	89.0%
	計	61.5%	62.2%	61.3%	60.1%	59.7%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	88,221 千円
-------------	-----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	60,982	8,214	6,642	7,007	5,376	88,221

◆概要詳細

(概要)

母子家庭の母及び父子家庭の父、並びに寡婦の生活の支援に繋がること、併せてそのこどもの福祉を推進するため、扶養する子どもの修学のための資金、母及び父が資格を取得するための学校に通うための資金等、各種資金の貸付けを行う制度である。

貸付対象者

- (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父
 - ・配偶者のない女子及び男子で20才未満の児童を扶養している方
- (2) 寡婦
 - ・かつて母子家庭の母であった方で子どもが成人した後も、配偶者のない方
- (3) その他対象となる方
 - ・20才未満の父母のない児童
 - ・母子家庭の母、父子家庭の父が扶養している児童
 - ・寡婦が扶養する児童

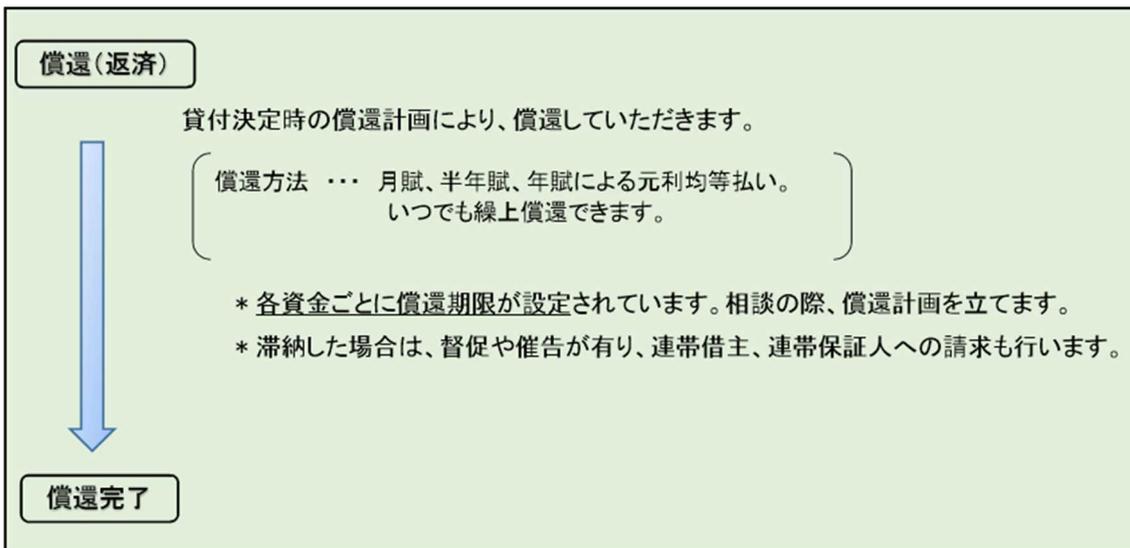
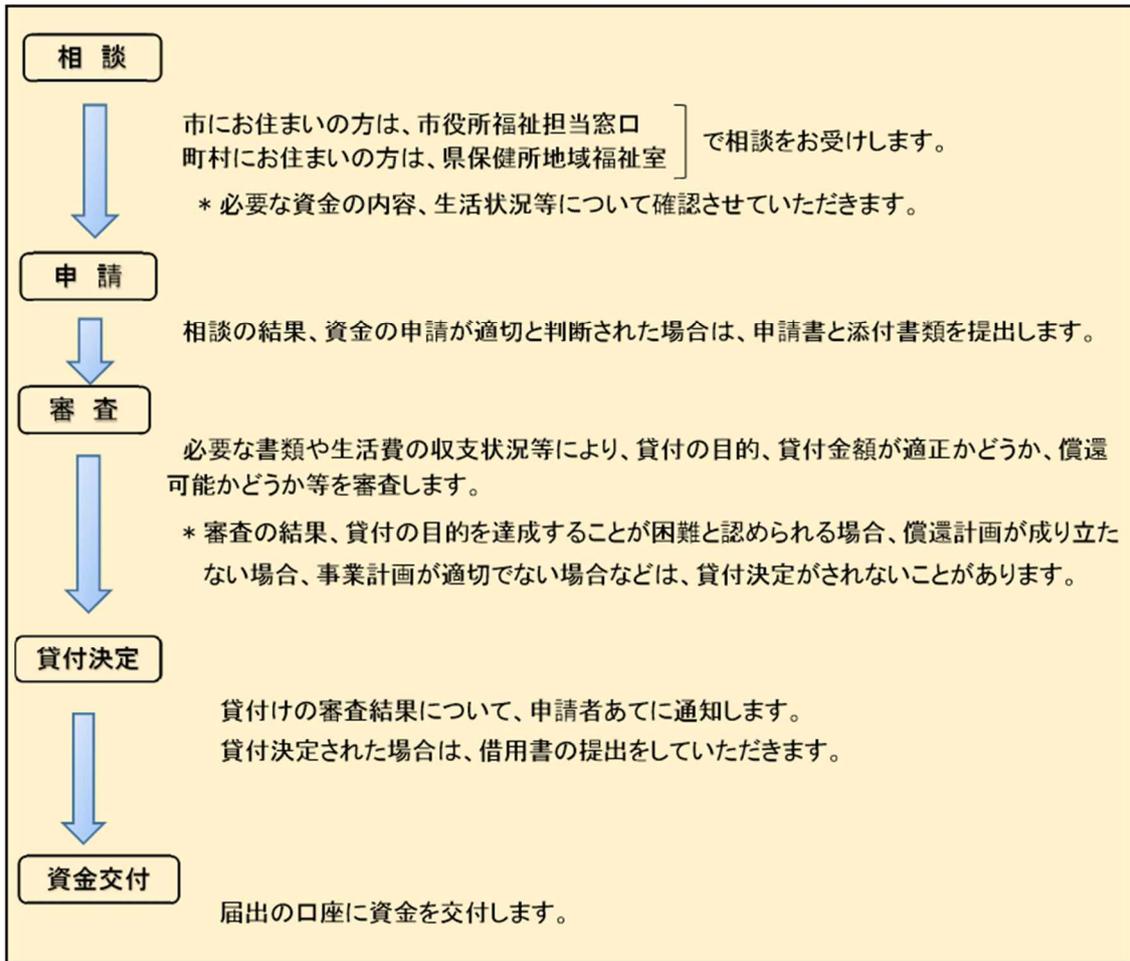
貸付けの要件

- (1) 家庭の経済状況等から、貸付けが必要と認められること
- (2) 租税、公共料金、他制度の貸付金等の滞納が著しくないこと
- (3) 民間金融等に多額の負債を負っていないこと
- (4) 原則として、償還完了時点で65歳以下であること。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。
- (5) 父母のない児童の場合は、法定代理人等の同意が得られること
- (6) 貸付けに関する調査、指導等に速やかに対応すること

未収金の状況（各年度末時点）

令和3年度		令和4年度	
件数	金額	件数	金額
7,179	93,044 千円	6,724	88,221 千円

<相談から貸付け・償還までの流れ>



◆監査結果

指摘 7-1	未収債権の分類区分に応じた適正な管理について
勸奨事項	<p>大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルには、未収債権を「要注意」「要指導」「履行延期の特約等」「徴収困難」「徴収不能」の5分類に区分し、それぞれの区分に応じた管理方針が定められている。しかし、区分管理はされておらず、マニュアルの運用が十分ではない。</p> <p>未収債権を個別債権ごとに各分類に区分し、分類の方針に準拠した手続を行う必要がある。</p>

《補足》

大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル(平成23年大分県策定)

2 管理方針

区分	内容	具体的内容	管理方針
要注意	滞納が始まったもの	新規で2ヶ月連続で滞納があるもの	① 滞納発生者の調査票による調査
要指導	納付の約束を再三履行せず、償還計画とおりにできないもの	最終納付から3ヶ月以上3年未満のもの	① 電話、訪問等の催告による滞納の確認と原因の究明 ② 連帯借主・連帯保証人への納付請求
履行延期の特約等	債務者が無資力に又はこれに近い状態にあり、かつ返済の見込みがないと認められるもの	地方自治法施行令第171条の6に該当するもの	① 履行延期の特約等
徴収困難	① 失業、病気等による生活困難により滞納が累積し、管理に注意を要するもの ② 借主・連帯借主・連帯保証人のいずれかが破産宣告を受けたもの、または死亡したもの、または連絡が取れないもの	最終納付から3年以上のもの	① 電話、訪問等の催告による滞納の確認と原因の究明 ② 連帯借主・連帯保証人へ納付請求 ③ 償還計画の作成指導 ④ 本課と県福祉・市福祉の連携を密にし、情報収集に努める。

区分	内容	具体的内容	管理方針
	の(借主・連帯借主・連帯保証人・相続人のいずれかへの請求が可能な状態のもの)		
徴収不能	借主・連帯借主・連帯保証人・相続人のすべてが破産免責・死亡・行方不明・相続放棄等により請求できる人がなく、実質的に徴収できないもの	裁判所からの通知受理、手紙が宛先不明で返戻、住民票による死亡や行方不明の確認等の理由により、徴収不能と認められるもの	① 徴収の停止 ② 権利の放棄 ③ 不納欠損処分
	債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ返済の見込みがないと認められるもの	地方自治法施行令第171条の7に該当するもの	① 免除 ② 不納欠損処分
	債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ返済の見込みがないと認められるもの	最終納付から5年以上経過したもの	① 権利の放棄 ② 不納欠損処分
	5年の時効をむかえ、時効の援用があったもの	最終納付から5年以上経過したもの	① 不納欠損処分

指摘 7-2	不納欠損処分の検討について
勸奨事項	<p>不納欠損処分は平成22年を最後に実施されていない。しかし、徴収不能の債権は生じており、その中には、大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルに沿って、不納欠損処分を検討する余地のあるケースも存在する。</p> <p>債権ごとに精査し、不納欠損処分を行うべきか否かの検討が必要と考える。</p>

《補足》

大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアル(平成23年大分県策定)

- (1) 徴収の停止
- (2) 権利の放棄

(3) 不納欠損処分

不納欠損処分は、徴収不能となった債権を整理する措置であり、以下の場合に行う。

- ① 時効により権利が消滅したとき
- ② 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく3年を経過したとき
- ③ 権利を放棄したとき
- ④ 地方自治法施行令第171条の7の規定により債権を免除したとき

(4) 法的措置

<令和5年2月末時点の地域事業所別の滞納状況> (単位:件、円)

福祉事務所名	滞納状況		福祉事務所名	滞納状況	
別府市	滞納件数	2,324	杵築市	滞納件数	6
	滞納額	30,204,827		滞納額	55,117
中津市	滞納件数	687	宇佐市	滞納件数	82
	滞納額	6,246,947		滞納額	1,075,584
日田市	滞納件数	676	豊後大野市	滞納件数	142
	滞納額	8,480,911		滞納額	965,330
佐伯市	滞納件数	479	由布市	滞納件数	459
	滞納額	6,331,189		滞納額	4,309,057
臼杵市	滞納件数	60	国東市	滞納件数	3
	滞納額	1,090,877		滞納額	71,711
津久見市	滞納件数	21	県東部(日出町、姫島村)	滞納件数	541
	滞納額	223,990		滞納額	7,502,515
竹田市	滞納件数	373	県西部(玖珠町、九重町)	滞納件数	1,248
	滞納額	5,568,818		滞納額	13,901,014
豊後高田市	滞納件数	114	県子ども家庭(大分市※)	滞納件数	131
	滞納額	1,503,407		滞納額	5,049,882
			合計	滞納件数	7,346
				滞納額	92,581,176

※県貸付分に限る。

指摘 7-3	貸付先の選定について
勸奨事項	<p>貸付けを行った後、貸付先から返済が一度も行われていない事案が平成17年度から6件発生している。申請者側が借入れの際に返済の意思が弱かった可能性や貸付けを行う際の書類の確認が十分でなかった点は否めない。</p> <p>昨今は十分な収入がないために申請するのではなく、家計の管理が不十分なため資金不足が生じ、安易に借入れを申請する状況も見られる。</p> <p>不良債権を減らすためにも、借入申請の前にファイナンシャルプランナーの助言を受けるなどの手立てを検討する余地がある。</p>

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 8	高度化資金	商工観光労働部／経営創造・金融課
未収金 9		

◆概要

貸付金の名称	高度化資金
所管課(局・室)	商工観光労働部 経営創造・金融課
根拠法令等	大分県高度化資金貸付規則 大分県中小企業高度化資金貸付要綱 債権管理事務処理要領
貸付(制度)開始年度	昭和 42 年度
貸付(制度)の目的・趣旨	中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るための支援
貸付先	九州ガス事業協同組合
貸付期間	20 年間
未収金の発生日理由	組合の業績の悪化、倒産のため
債権の分類	私債権
消滅時効	10 年
延滞金等の発生の有無	有

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	4,286,250	4,274,754	4,266,020	4,249,555	4,245,725
期中増加	36,358	17,226	7,901	21,767	36,108
期中減少	47,854	25,960	24,366	25,597	26,162
期末残高	4,274,754	4,266,020	4,249,555	4,245,725	4,255,671

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	868,888	900,043	898,653	900,041	899,551
	計	868,888	900,043	898,653	900,041	899,551
未収金額 ②	現年分	0	0	39,668	0	0
	繰越分	900,043	898,653	860,373	899,551	899,501
	計	900,043	898,653	900,041	899,551	899,501
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	63,795	0	0	0	0
	計	63,795	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	63,795	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納率 (②+③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	110.9%	99.8%	95.7%	99.9%	100.0%
	計	110.9%	99.8%	100.2%	99.9%	100.0%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	899,501 千円
-------------	------------



〈内訳〉 (千円)

発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	859,833	0	39,668	0	0	899,501

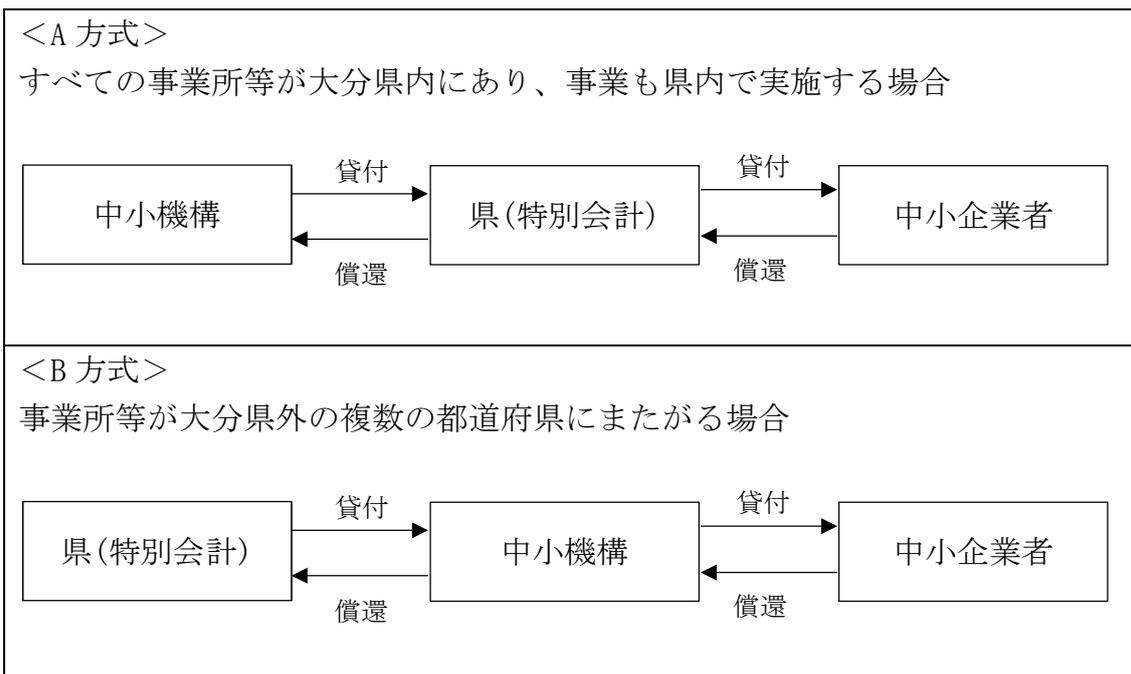
◆概要詳細

中小企業高度化資金

県または独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が経営体質の改善と環境変化への対応を図るため、工場団地や卸団地、ショッピング

センター等を建設する事業を行う中小企業者に対して、必要な資金の80%を低利または無利子で貸し付ける制度である。原則として、必要資金の80%のうち、県は16/80を、中小機構は64/80を負担する。

制度には、県が中小機構から資金を借り受け、中小企業者に貸し付けるA方式と、県が中小機構に資金を貸し付け、中小機構から中小企業者に貸し付けるB方式がある。



直近の貸付実行状況は以下のとおり。

	件数	金額(百万円)	A/B
平成30年度	1件	36	B方式
平成31年度	1件	17	B方式
令和2年度	1件	7	B方式
令和3年度	1件	21	B方式
令和4年度	1件	36	B方式

上表のとおり、近年では貸付実行件数は少なく、B方式のみ発生している。A方式は、平成20年度の公益財団法人大分県産業創造機構に対する貸付け以降、実行されていない。

当該制度貸付は、県における審査や予算の確保等、実行までに時間を要することに加えて、市中金利の低下等により民間金融機関からの借入れが容易になっていることが、利用実績が少ない要因と考えられる。しかし、県としては今後も

一定のニーズがあるものとして、制度は引き続き継続していく方針である。

◆監査結果

指摘 8-1	審査体制の強化について
勸奨事項	専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る人材を有した組織体制を整備し、貸付審査を行う必要がある。

《補足》

制度開始から令和4年度までの貸付総額のうち、不納欠損処理額及び現在延滞となっている貸付金は以下のとおり。

	金額(百万円)	貸付割合
貸付総額	45,272	—
不納欠損処理額(a)	868	1.9%
延滞となっている貸付金(b)	899	2.0%
不納欠損処理額+延滞貸付金合計(a+b)	1,767	3.9%

過去の貸付総額のうち、回収不能となった債権及び実質的に回収が困難と考えられる債権額は合計で17億円に上る。

貸付けは、担当部署の審査により実行されている。しかし、担当部署の職員については、貸付判断に必要な専門的知識等を有することを想定した採用は行われておらず、また、実務経験を経ている訳ではない。このため、検討に際しては、別部署に所属する中小企業診断士の資格を持つ職員の協力を得て審査を実施しているのが現状である。

近年、A方式での貸付けは実行されておらず、新たに回収不能となっている案件は発生していないが、今後、新たな貸付案件が発生した場合に、より慎重な審査を行えるよう、専門的な知識・経験を有する人材から構成される組織体制を整備することが必要と考えられる。

指摘 8-2	貸付規則等の整備について
勸奨事項	貸付規則及び貸付要綱はA方式を前提として整備されており、B方式を想定した取扱いは定められていない。B方式に対応した規則等を定め、規則等に沿った貸付手続を実施する必要がある。

《補足》

現在整備されている貸付規則及び貸付要綱等は、A方式を想定したものであり、B方式に対応した規則等は整備されていない。県は中小機構に貸し付け、中小機構で貸付判断を行うことから、特に規則等は不要と判断している。

しかし、中小機構は県の負担額を取りまとめて貸付けを行っているだけであり、担保設定を怠るなど中小機構の落ち度により債権を回収できなかった場合を除き、県の貸付額については県が回収リスクを負っていると考えられる。

規則等はないものの、現在でも、中小機構から担保設定状況、貸付対象施設の整備完了状況、決算状況等の報告を受けているため、実質的には問題はないと考えられるが、整備した規則等に沿った貸付手続を実施することが望ましい。

指摘 8-3	事務処理要領の見直し及び決算書の早期入手について
勸奨事項	事務処理要領では決算後2ヶ月以内に決算書を入手すると定められているが、実際には2ヶ月以内に入手することは出来ず、半年後を目途に入手しているため、実際の運用に合わせて要領を見直す必要がある。

《補足》

大分県中小企業高度化資金貸付金に係る債権管理事務処理要領では、「貸付先に対して、毎期決算後2ヶ月以内に決算書及び利用状況報告書の提出を義務付け」（要領『3債権の管理』）しているが、実際には半年後を目途に入手している。

決算書は年度末後、速やかに入手する必要があるため、現在の入手タイミングでは貸付先の状況を適時に把握できているのか疑問である。一方で、決算後2ヶ月以内に決算書を入手することが現実的なのか、実態に合わせた事務処理要領に見直すことが必要である。

指摘 8-4	回収手続の徹底について
勸奨事項	延滞している債務者に対しては、強制執行等の手続も実施すべきである。

《補足》

大分県債権管理マニュアルでは、「督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止をする場合又は履行期限を延長する場合等を除いて強制執行等の手続きをとらなければならない」（マニュアル第3章の3、地方自治法施行規則第171条の2）とされている。

しかし、少額の返済がある、もしくは返済の意思があることをもって、担保資産の処分等の強制執行を実行するまでには至っていない。少額な返済があっても完済までの期間が長期に亘るにもかかわらず、安易に分割返済を認めることによって強制執行を実行しないことは不適切と言わざるを得ない。

返済不能となり担保資産の処分が行われた債務者との公平性の観点からも、規定に従って債権回収手続を行う必要があると考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 9	県制度資金預託	商工観光労働部／経営創造・金融課

◆概要

貸付金の名称	県制度資金預託
所管課（局・室）	商工観光労働部 経営創造・金融課
根拠法令等	大分県中小企業向け制度資金に係る各融資要綱
貸付（制度）開始年度	昭和 32 年
貸付（制度）の目的・趣旨	県制度資金に係る貸付原資の預託
貸付先	金融機関
貸付期間	1 年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	22, 519, 000	20, 941, 000	58, 714, 000	66, 743, 000	65, 376, 834
期中減少	22, 519, 000	20, 941, 000	58, 714, 000	66, 743, 000	65, 376, 834
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

(制度の概要)

県制度資金に関する制度の概要は以下のとおり（「融資事務の手引き」より抜粋）。

(1) 県制度資金とは

県では、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図るため、各種制度資金を運営している。県は、金融機関に対して県制度資金の貸付原資の一部を預託し、金融機関はこれに金融機関の資金を加えて融資を行っている。

また、制度資金を利用する際は、信用保証協会による保証制度の利用が必要となるが（一部資金を除く。）、県は信用保証協会に対して保証料補助を行うことにより、中小企業等が負担する保証料率を引き下げている。融資審査は、金融機関と信用保証協会が協議して行い、融資実行の際は県が決定した融資条件が適用される。

(2) 資金の種類

融資対象者を限定しない一般資金と県の特定施策を推進するために融資対象者を限定し、一般資金よりも低利で設定している特別資金がある。

- ・一般資金・・・中小企業振興資金
- ・特別資金・・・中小企業活性化資金
中小企業経営改善資金
経営改善借換資金
事業リスタート支援資金
定時返済不要短期資金
チャレンジ中小企業応援資金
事業承継資金
事業継続力強化資金
おんせん県魅力アップサポート資金
創業支援資金
災害復旧資金
小口零細企業資金
地域産業振興資金(やさしさライフビジネス支援資金ほか)
金融機関提案型資金

(3) 融資対象者

業種ごとに資本金又は従業員数をもとに定められている融資対象者の要件に該当するほか、信用保証協会の保証対象となる中小企業者又は組合であることが必要となる。また、県内で保証対象事業を営んでいる必要があるが、業種によっては制度資金を利用できない場合がある。なお、許認可等を必要とする事業を営む事業者は、許認可等を受けていることが必要となる。

(4) 融資対象（資金使途）

融資の対象となる資金は、事業に直接必要な設備資金・運転資金である。資金別に定められた資金使途のほかに、以下の制限がある。

- ①投機や出資を目的とした資金、生活資金及び住宅資金は対象外
- ②設備資金の場合、次のような条件がある。
 - ・原則として融資決定後に事業着手し、6ヶ月以内（但し、小口零細企業資金、創業支援資金、やさしさライフビジネス支援資金は4ヶ月以内）に完了する事業であること
 - ・目的外使用、他人への譲渡・貸与及び投機の目的で使用されるものでないこと

- ・土地又は建物で、住宅等と併用又は併設されるときは、合理的な方法で算定された事業用の部分に限ること

(5) 融資限度額

①融資限度額

資金ごとの融資残高（設備資金及び運転資金ごとに融資限度額を定めている資金については、それぞれ）の合計は、その融資限度額を超えることができない。中小企業者が組合の組合員である場合は、この中小企業者の直接の借入額と組合からの転貸額の合計額が、中小企業者に対する資金ごとの融資限度額を超えることができない。

また、県制度資金以外の借入れも含め、保証協会による保証を利用した借入れの合計残高（保証残高）は、信用保証制度上の上限額（保証限度額）を超えることができない。保証限度額は、通常は2億8千万円（組合は4億8千万円）であるが、後述するセーフティネット保証制度が適用された場合は5億6千万円になるなど、利用する保証制度により例外がある。

②融資利率

融資利率は、一般資金に適用する基準利率と特別資金（やさしさライフビジネス支援資金及び金融機関提案型資金を除く。）に適用する9種類の特別利率があり、それぞれ融資期間別に該当する利率を適用する。

③保証料率

中小企業者の経営状況を踏まえた保証料率が適用される。これを「保証料率の弾力化」と呼んでおり、経営状況が良好な企業には割安な保証料が適用される。逆に厳しい経営環境にある企業には高い保証料が適用されるが、それにより保証を利用できる可能性が広がることになる。なお、保証料率は資金の種類ごとに定められているが、一部の資金については、中小企業等の経営状況によって定められる場合がある。

(6) 利用方法

必要書類を準備したうえで金融機関や商工会議所・商工会で融資申込みを行うことになる。なお、組合の共同事業に係る融資については、中小企業団体中央会に申し込む必要がある。

その後、金融機関、信用保証協会の審査を受けたうえで、県の定める融資条件により金融機関から融資の貸付けが行われる。なお、特別資金の場合、窓口に応じ込む際に市町村等の認定書、推薦書等が必要になる場合がある。

(7) その他

県制度資金は一部の資金を除き、責任共有制度が適用される。責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業・小規模事業者の事業意欲などを継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的とするものである。なお、信用保証協会と金融機関の負担割合は、信用保証協会が80%、金融機関が20%である。

また、セーフティネット保証を利用している資金の場合、原則として責任共有制度は適用されない。なお、セーフティネット保証とは、取引先の倒産や突発的災害等、経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るために、通常の保証限度額とは別枠で行う信用保証協会の特例保証制度のことをいう。

◆監査結果

指摘 9-1	貸付実績が乏しい資金について
勸奨事項	提供されている資金によっては、利用実績が乏しいものも見受けられる。長期にわたり利用実績が乏しい資金については、必要に応じて見直しを検討することが望ましい。

《補足》

当該制度資金は、借受者である中小企業の多様な資金ニーズに応えるべく様々な種類の資金(貸付金)が用意されている。提供する資金については毎年度、必要に応じて見直しを実施しているとのことであったが、中には予算額に比べて貸付実績が少ないものや、年度によっては貸付実績自体がないものも見受けられた。

当該制度資金は預託金方式であるため、貸付金の元本となる資金を毎年度、金融機関へ預託することになる。そのため、予算額としては比較的多額にならざるを得ないことを考慮すれば、可能な限り有効に活用されることが望ましい。従っ

て、利用実績が乏しい資金については、予算規模、協調倍率（貸付金に占める預託金の比率）等が適切かどうか改めて検討し、必要に応じて見直しを行うことが望ましい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金10-1	大分県土地開発公社造成事業 (玖珠工業団地)	商工観光労働部／ 企業立地推進課
貸付金10-2	大分県土地開発公社造成事業 (北部中核工業団地)	

◆概要

(玖珠工業団地)

貸付金の名称	大分県土地開発公社造成事業
所管課(局・室)	商工観光労働部 企業立地推進課
根拠法令等	個別の契約書
貸付(制度)開始年度	平成13年度
貸付(制度)の目的・趣旨	企業立地の促進を図るため、玖珠工業団地の開発資金を貸し付けるもの
貸付先	大分県土地開発公社
貸付期間	5年間(平成30年度までは単年度貸付。令和元年度に一部長期貸付化。令和3年度に全額長期貸付化)

(北部中核工業団地)

貸付金の名称	大分県土地開発公社造成事業
所管課(局・室)	企業立地推進課
根拠法令等	個別の契約書
貸付(制度)開始年度	平成14年度
貸付(制度)の目的・趣旨	企業立地の促進を図るため、北部中核工業団地の開発資金を貸し付けるもの
貸付先	大分県土地開発公社
貸付期間	5年間(令和2年度までは単年度貸付。令和3年度に長期貸付化)

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て

(玖珠工業団地)

(千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	0	0	1,000,000	1,000,000	2,951,050
期中増加	3,548,251	3,563,135	2,327,761	2,152,761	0
期中減少	3,548,251	2,563,135	2,327,761	201,711	0
期末残高	0	1,000,000	1,000,000	2,951,050	2,951,050

(北部中核工業団地)

(千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	0	0	0	0	239,247
期中増加	532,057	474,511	467,061	242,906	0
期中減少	532,057	474,511	467,061	3,659	0
期末残高	0	0	0	239,247	239,247

◆概要詳細

土地開発公社造成事業

大分県が設立団体である大分県土地開発公社(以下「公社」という。)に対し、以下2件の土地開発事業に係る資金を貸し付けている。

<玖珠工業団地>

貸付総額	4,932 百万円
令和4年度末残高	2,951 百万円
利率	無利息

玖珠町中心部に開発した工業団地であり、原則として製造業であること、玖珠に適した企業であることを譲渡の条件としている。

平成13年度に用地を買収したが、設計段階で文化財が埋蔵されていることが明らかとなり、長期に亘って調査が行われ、開発は中断された。平成29年度に造成工事に着手、令和元年度によりやく工事が完了している。開発した全2区画のうち1区画は平成30年度に譲渡済み、残る1区画は令和4年度末時点で未譲となっている。



※玖珠町ホームページより

企業を誘致することを目的とした工業団地であるため、分譲価格は周辺地域の地価等を考慮して決定されており、開発に要した費用との差額は県からの補助金で補填されることとなっている。特に文化財調査による事業費増加は当初想定していなかったが、土地開発の目的からは分譲価格に転嫁することはできないため、補助金の額が増加することとなる。補助金は分譲後に、公社に対して5年に亘って分割で交付される。

県は、平成13年度に用地買収資金を貸付、その後文化財調査にかかる費用及び造成工事費用を追加で貸し付けている。

<北部中核工業団地>

貸付総額	2,728 百万円
令和4年度末残高	239 百万円
利率	無利息

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と大分県が共同で、豊後高田市かなえ台の土地を工業団地として開発する事業であり、公社は大分県に代わって事業を実施している。

平成5年度に共同事業基本協定を締結、平成15年度に造成工事を完了し、現在、全28区画のうち令和4年度末時点で26区画を譲渡、残り2区画が未分譲

となっている。

持分割合は、当初は中小機構が2/3、公社が1/3であったが、平成26年度に中小機構の産業用地事業終了を受けて、未分譲区画の中小機構の持分を公社が買い取っている。

県からは、造成工事に係る資金を平成14～15年度に貸し付け、また、平成26年度に中小機構からの持分買取の際の資金を追加で貸し付けている。返済財源は分譲収入であり、現在は残り2区画分が貸付残高として残っている。



※大分県ホームページより

最後に区画譲渡したのは令和2年11月であり、それ以後は動きがない。残る2区画については、上記図面のとおり縦長で1辺のみ道路に面していることや変形地のため利便性が悪いことが未分譲の要因と考えられる。

共通施設への転用も検討しているが、引き合いもあるため、現状は売却方針を継続している。

◆ 監査結果

指摘 10-1	未分譲区画の有効活用について
改善事項	未分譲となっている区画について、有効活用を図るため、今後も譲渡が見込まれない場合どの段階で方針転換するか、検討する必要がある。

《補足》

いずれの案件も開発完了から数年が経過しており、引き合いがあるというものの、現時点で売却の目途は立っていない。当該貸付金は、土地の分譲収入が返済財源となっているため、分譲されない限りは回収できないこととなる。

今後も譲渡先が見つからないことも考えられるが、現時点では譲渡できない場合の対応策が検討されていない。譲渡条件や用途の変更等、現在の方針では譲渡できなかった場合の対応策も検討すべきである。

また、譲渡先が見つからない可能性があることは計画段階でも考慮し、事前に対応策を検討しておく必要があったのではないかと考える。

指摘 10—2	事業の合理性検討について
改善事項	当該造成事業に係る事業費が企業誘致による経済効果に照らして妥当であったか分析・検討し、今後、造成事業を計画する際に役立てることが望まれる。

《補足》

玖珠工業団地については計画当初から、譲渡価格を上回る事業費は補助金で賄うことを予定していたが、設計段階で発覚した文化財調査費用が膨らみ、補助金で補填する額が拡大している。

造成事業費及びその財源は以下のとおり。

	事業費	財源
1 工区	2,478 百万円	売却収入 1,301 百万円
		補助金 1,177 百万円 (うち県負担 1,052 百万円)
2 工区	2,476 百万円	売却収入(予定) 1,300 百万円
		補助金 1,176 百万円 (うち県負担 1,124 百万円)

文化財の埋蔵は計画段階で把握することは難しいものと理解するが、結果的には想定を上回る事業費が発生し、県の負担額が増加していることは事実である。当初、企業誘致による経済効果をどの程度見込んでいたのかについては、資料が古く、かつ膨大であるため確認することはできなかったが、発生した事業費が経済効果に照らして妥当だったかどうかを分析・検討し、今後、新たに事業を計画する際に役立てるべきではないかと考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金11	労働福祉制度資金	商工観光労働部／雇用労働政策課

◆概要

貸付金の名称	労働福祉制度資金
所管課(局・室)	商工観光労働部 雇用労働政策課
根拠法令等	大分県中小企業労働者教育・冠婚葬祭等資金融資要綱 大分県育児・介護休業者生活資金融資要綱
貸付(制度)開始年度	昭和60年度
貸付(制度)の目的・趣旨	県内に在勤又は在住する中小企業労働者が一時的な資金を要する際、その者に大分県中小企業労働者教育・冠婚葬祭等資金を融資することにより、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上を図る。
貸付先	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定された中小企業又は知事が適当と認める団体等に雇用され、賃金その他これに準ずる収入によって生活する者。 ただし、以下に該当する者は除く。 (1) 同居の親族が営む事業に携わる者 (2) 事業の経営担当者及び事業の経営に関する事項について決定権を持つ管理職としての立場にある者
貸付期間	10年以内

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	572	416	502	326	47
期中増加	0	300	0	0	0
期中減少	156	214	176	279	47
期末残高	416	502	326	47	0

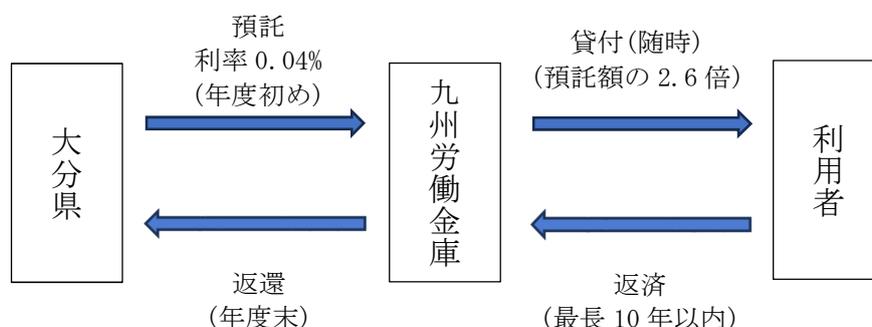
◆概要詳細

(制度概要)

当制度は、中小企業労働者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に、大分県と九州労働金庫(以下「労金」という。)が協力して資金を融資するものであり、中小企業労働者の最後のセーフティーネットとして、昭和60年度に設けら

れた制度である。

県は、年度初めに当期貸付見込を考慮して計算した額を労金に預託し、年度末に預託額の返還を受けている。労金は、利用者から申込みがあった場合に、県からの資金の額に2.6倍を乗じた金額を利用者に貸し付ける。



労金が行う融資条件は以下のとおり（各融資要綱から引用）。

	教育・冠婚葬祭等資金	育児・介護休業者生活資金
対象者	県内に1年以上居住、又は県内の同一中小企業に1年以上勤務している労働者	以下のいずれにも該当する者 (1) 県内に勤務先又は住所がある者 (2) 育児又は介護休業を取得中又は取得するもので、同一事業所に復職する者 (3) 申込時に現勤務先に1年以上勤務している者
対象資金	(1) 教育資金 (2) 冠婚葬祭資金 (3) 医療資金 (4) 災害復旧資金 (5) 賃金遅払資金 (6) 越年、越盆時の緊急生活資金 (7) その他の生活資金	育児休業又は介護休業期間中に必要とする生活資金
融資限度額	(1) (2) 200万円以内 (3) (4) 100万円以内 (5) (6) 30万円以内 (7) 50万円以内	100万円以内

	教育・冠婚葬祭等資金	育児・介護休業者生活資金
融資利率	年 5.2%以内 (労金は 2.10%固定で融資)	年 4.7%以内 (労金は 1.71%固定で融資)
融資期間	(1) 10 年以内(据置 4 年以内) (2)～(7) 金額に応じ 3 年～ 7 年以内	6 年以内(据置期間 1 年以内)
償還方法	月賦償還又は一括償還	据置期間中は利息のみ返済、 以降は元利均等割賦償還
延滞利率	年 14.5%	—
その他	労金の定める信用保証を付す (連帯保証人は(5)以外は不要)	労金の定める信用保証を付す (連帯保証人は不要)

◆監査結果

指摘 11—1	制度の存在意義及び周知方法の検討について
勸奨事項	近年の利用実績が少ないため、制度が県民のニーズに合致しているか、及び県民への周知方法を再検討する必要がある。

《補足》

直近 10 年の利用実績は下表のとおり。

	教育・冠婚葬祭等資金	育児・介護休業者生活資金
平成 26 年度	1	—
平成 27 年度	2	—
平成 28 年度	—	—
平成 29 年度	1	—
平成 30 年度	—	—
令和元年度	1	—
令和 2 年度	—	—
令和 3 年度	—	—
令和 4 年度	—	—
直近 10 年合計	5 件	— 件

令和 5 年 4 月時点での利率は、教育・冠婚葬祭等資金は年 2.10%(固定、保証料別)、育児・介護休業者生活資金は年 1.71%(固定、保証料別)と、借入目的によっては市中金融機関で借り入れるよりは低い金利になっているものと考えら

れる。

取扱金融機関への預託金額は、教育・冠婚葬祭等資金と育児・介護休業者生活資金を合わせても、100万円程度と少額である。費用としてはリーフレット制作費用のみではあるが、0.04%で計算される貸付利息で賄えるものではない。

前頁の表のとおり、育児・介護休業者生活資金に関しては、直近10年で利用実績はない。教育・冠婚葬祭等資金に関しても、直近10年での利用は5件のみである。

中小企業労働者の最後のセーフティネットとして設けられた制度ではあるが、利用者のニーズに合った制度となっているか検討が必要と考える。

また、県民等に周知されていないということも利用実績が少ない要因とも考えられる。利用実績が少ない事実が、ニーズがないことによるものか、周知されていないことによるものかを調査し、制度の在り方を再検討することが望まれる。

指摘 11-2	融資対象者の確認について
改善事項	融資対象者が要綱で定められた条件に合致しているか否かの確認は、取扱金融機関に委ねられており、県は確認していない。県としても制度の目的に沿って資金が適切に使用されていることを確認すべきである。

《補足》

大分県中小企業労働者教育・冠婚葬祭等資金融資要綱及び大分県育児・介護休業者生活資金融資要綱では、融資対象者を県内関係者とする等の条件を定めている。

県と取扱金融機関との契約では、県の融資要綱の定めに従う旨の定めがあるため、県は対象者が要綱の条件に合致しているかどうかの確認を行っていない。取扱金融機関からは、毎月融資状況の報告があるが、用途別の融資件数及び金額のみが報告されているに過ぎない。

前述のとおり利用実績は少ないが、仮に制度上想定していない対象者に融資がなされたとしても、現在の報告内容からは把握することが出来ない。県の財産が制度の目的に沿って適切に使用されていることを県としても確認すべきである。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金12	おおいた中小企業活力創出基金造成資金	商工観光労働部／ 工業振興課

◆概要

貸付金の名称	おおいた中小企業活力創出基金造成資金
所管課(局・室)	商工観光労働部 工業振興課
根拠法令等	おおいた中小企業活力創出基金造成資金貸付要綱 おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領 地域中小企業応援ファンド融資事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則
貸付(制度)開始年度	平成30年度(H30.9.25)以降、令和10年度まで
貸付(制度)の目的・趣旨	「おおいた中小企業活力創出基金」を造成するために必要な資金を貸し付けるもの
貸付先	公益財団法人 大分県産業創造機構
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
期中減少	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

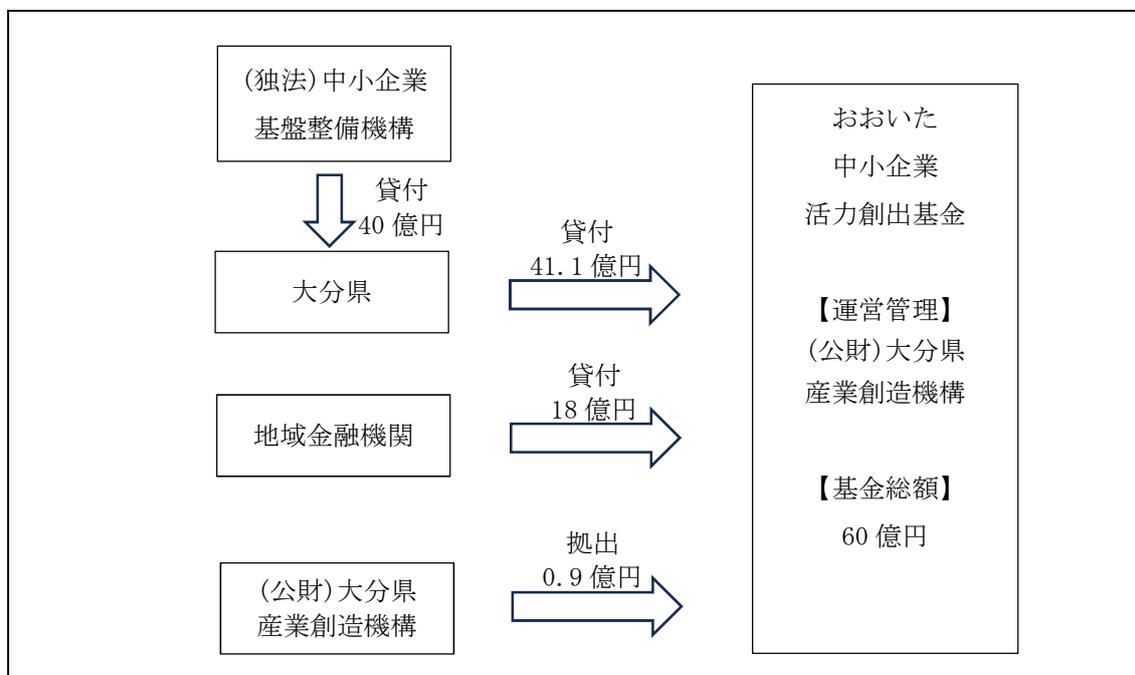
(制度概要)

「おおいた中小企業活力創出基金」(以下「基金」という。)とは、おおいた産業活力創出戦略に掲げる、ものづくり中小企業の活性化を図るため、県内の中小企業者等が地域資材や独自技術等を活用して取り組む分野を重点化し、市場調査やサンプル・試作品の製作、販路開拓などの支援を通じて、旗艦商品等を創出するための基金である。

基金総額は、県からの貸付金 41.1 億円 (うち 40 億円は独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)からの借入金財源)、地域金融機関からの貸付金 18 億円、公益財団法人大分県産業創造機構 (以下「産業創造機

構」という。)からの拠出金0.9億円の合計60億円で造成されている。

基金は、全額を地方債で運用し、利息等運用から得られる利益を基金事業の原資としている。



県の融資41.1億円のうち40.1億円は、中小企業高度化資金貸付金として、残る1億円はおおいた中小企業活力創出基金造成資金貸付金として貸し付けている。

	中小企業 高度化資金貸付金	おおいた中小企業 活力創出基金造成 資金貸付金	〔参考〕中小機構 からの借入金
金額	40.1億円	1億円	40億円
利率	無利子	無利子	無利子
融資期間	10年	1年	10年

◆監査結果

指摘 12—1	単年度融資の是非の検討について
改善事項	<p>短期貸付金を毎期繰り返し融資しているが、実質的には長期的な貸付けが行われているとみなされるべきである。年度末には一旦返済されるため、実質的には継続して融資しているにもかかわらず、県の財務諸表には計上されないため、実態と異なる表示になっていると言わざるを得ない。</p> <p>単年度融資とすることの是非を再検討し、反復かつ継続的に行う貸付けは長期貸付金に切り替えることが望まれる。</p>

《補足》

中小機構から県が借り入れた40億円と県拠出の1億1千万円を合わせて産業創造機構へ貸し付けるものであり、このうち40億1千万円は中小企業高度化資金貸付金として10年長期で貸し付け、残り1億円はおおいた中小企業活力創出基金造成資金貸付金として短期で貸し付けている。県は合計で1億1千万円を10年間融資するスキームになっているにもかかわらず、県単独融資の1億円分についてのみ単年度融資となっている。

このため、当該1億円について、毎期予算を組み、内部の承認手続を経て、金銭消費貸借契約を締結し、産業創造機構に振り込む。返済に際しても、調定決議を経て、納入通知書を郵送するという事務手続が発生している。

産業創造機構においても、金銭消費貸借契約締結の都度、印紙税を負担する必要があるが、また、民間金融機関から年度を跨ぐが故にその都度、融資を受ける必要が生じるため、非効率である。

加えて、年度末には一旦返済され、財務諸表上は産業創造機構に対する貸付金は実質的な貸付額よりも少ない額で計上されることから、実態と異なる表示になっていると言わざるを得ない。反復かつ継続的に行う貸付けは長期貸付金に切り替えることが望まれる。

指摘 12—2	担保の徴求について
改善事項	<p>貸付けを行うに当たっては担保を徴することとなっているが、県単独融資の1億円については担保ではなく念書のみ取り付けている。担保を徴求できるのであれば、徴求すべきである。</p>

《補足》

おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領では、「貸付けを行うに当たっては担保を徴するもの」と定められており、更に「財団の基金の運用のために取得する有価証券等であって担保提供を約しているものに質権を設定してこれに充てるものとする。」と定められている(要領第7条)。

県の貸付金 41 億 1 千万円のうち、県単独融資の 1 億円については担保が差し入れられておらず、念書のみを取り付けている。

産業創造機構では、県及び地域金融機関等からの融資を地方債(10 年)で運用することとなっており、融資と地方債は結びついていることから、有価証券に質権設定することが可能と考えられる。県単独融資の 1 億円についても、対応する債券があるため、当該債券を担保として徴求すべきではないかと考える。

指摘 12—3	要領に基づく適正な手続きの実施について
改善事項	おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領では、基金運用益の未使用額の繰越について知事の承認を得ることとしているが、実際には承認手続きが取られていないため、要領の手続きを徹底するか、あるいは手続きが必要でない場合は要領の見直しも検討すべきである。

《補足》

おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領では、「各事業年度の基金事業の実績が計画を下回る等により発生した未使用額は、翌年度に繰り越して使用することができる。この場合、財団は基金運用益未使用額処分承認申請書(第 16 号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。」旨が定められている(第 12 条)が、実際にはおおいた中小企業活力創出基金事業運営委員会の評価を受けていることを理由に、当該処分承認申請書の提出は受けていない。

繰越承認を求めることとした要領の趣旨を再度検討し、手続きが不要と判断するのであれば要領を見直す必要があると考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金13	世界農業遺産ファンド推進事業資金	農林水産部／ 農林水産企画課

◆概要

貸付金の名称	世界農業遺産ファンド推進事業資金
所管課(局・室)	農林水産部 農林水産企画課
根拠法令等	世界農業遺産ファンド推進事業資金貸付要綱
貸付(制度)開始年度	平成26年度
貸付(制度)の目的・趣旨	大分県内の世界農業遺産認定地域における保全活動や情報発信、次世代への継承等の取組に対する支援などを行い、認定された地域の営みを次世代に継承・発展させる。
貸付先	公益社団法人大分県農業農村振興公社
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	1,500,000	0	0	0	0
期中増加	0	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
期中減少	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

(制度概要)

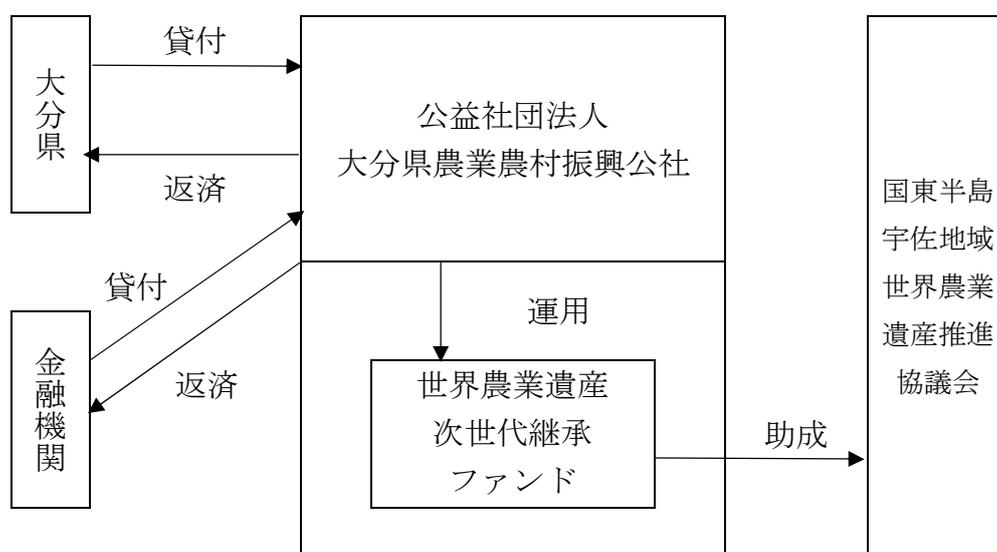
当貸付金は、世界農業遺産認定地域における保全活動の活性化や農耕文化の次世代への継承等の取組を支援するため、県が公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）に必要な資金を貸し付けるものであり、公社に設置する、おおいた世界農業遺産次世代継承ファンドの造成資金に充当されている。

貸与利率は無利子であり、貸付期間は4月1日から翌年の3月31日までとされ、返済期限は会計年度の末日とされている（ただし、その日が土・日曜日など休日に当たるときは、その直前の平日）。

公社は、貸付金の全額について、金融債権その他の有価証券（元本保証のもの

に限る。)、金銭信託等又は預貯金により運用することとされ、ファンド資金の運用益を原資として、以下の取組に対し助成している。

- ・イベントの開催や視察受入、応援商品の募集やブランド認証制度による世界農業遺産のブランド化
- ・認定地域内の小中高生に向けた次世代継承教育（作文コンクールや特別授業等）、教育旅行の受入



◆監査結果

指摘 13—1	ファンド資金の運用益の用途に関する規程について
勸奨事項	<p>世界農業遺産ファンド推進事業資金貸付要綱には「ファンド造成に必要な資金の貸付けを行う。」と記載されているが、資金運用益の具体的な用途までは規定されていなかった。</p> <p>可能な限り効果的・効率的な活用を図るため、資金運用益の用途の明確化をその内容とする、要綱の見直しを検討することが望ましい。</p>

《補足》

世界農業遺産ファンド推進事業資金貸付要綱第5条では、公社に対し、事業計画書の県知事への提出が求められているものの、事業内容を含む事業計画が準

拠、適合すべき規定そのものが要綱等に示されていない。これでは計画の妥当性を判断するのが難しいものと考えられる。

また、同第12条において、貸付金の運用にあたり、要綱に違反したときの契約解除や貸付金の返還についても規定されている。運用益の使途についての定めを具体的に設けておけば、目的外に使用された場合の契約解除や貸付金返還の根拠規定がより明確になるものとする。

指摘 13-2	ファンド（当事業）の運営継続の可否について
勸奨事項	<p>ファンド（当事業）の運営継続の可否を検討すべき事象等が明らかにされておらず、費用対効果の不十分な事業が継続的に行われてしまうのではないかと懸念がある。</p> <p>ファンドの長期運用資産の満期前であっても、事業継続の可否の検討を要する事項を定め、必要に応じて売却や期日前償還、補助事業への切り替え等を検討することが望ましい。</p>

《補足》

当貸付金は、公社にファンド造成資金として15億円が貸し付けられ、公社にて20年ものの債券として運用されており、その運用益が観光振興や農産物のブランド化、担い手の育成、景観保全など多岐にわたる事業に活用されているところである。

県の事務事業評価の中では、成果指標に県内における世界農業遺産の認知度（%）が設けられ、事業効果が測られているところであるが、15億円という多額な貸付金により事業が行われていることから、さらに幅広くきめ細やかな指標の設定や課題の整理を行うことが望ましい。

指摘 13-3	印紙代について
勸奨事項	<p>県によると単年度予算の必要性から県と公社との間で貸付契約書を毎年度締結しているが、そのたびに印紙代（公社負担）が40万円ほど発生している。単純計算すると20年で1,200万円が発生する可能性が考えられる。</p> <p>例えば、電子契約への変更、議会の議決を得た場合には自動更新できる旨の契約書の導入など他のスキームを検討して本当に現在のやり方が3Eの観点から望ましいものであるかを見直す余地がある。</p>

《補足》

毎年度貸付けと返済を繰り返す意義・効果について、所管課からは、県の予算

の仕組み上、単年度処理せざるを得ないため、一度に複数年度での無利息の貸付契約を結ぶことはできないとの回答を受けた。

さらに、毎年度末に15億円を返還する3/31～4/1の間（土日の影響を受ける場合はその間の分も含む。）、公社は大分県信用農業協同組合連合会から一時的に資金を借りることになっている。公社はその際、手形の印紙税として20万円を負担している。

「予算の仕組み上」の理由だけで、印紙や事務コストの負担を強いられ、実質的な効果が認められない借入事務を継続することに効率性や経済性があるとは言いがたい。一般的な経済社会における民間企業間取引においては、契約書を複数に分ける（契約金額を分割する）など工夫して、印紙税を節約するケースも存在しているところである。

また、本貸付金は実質的には長期貸付金であり、年度末に一時的に返還されることによって財務諸表上の年度末の貸付金残高がゼロになってしまうことから、実態と異なる表示の弊害もあるとも言えよう。

経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの観点から、より望ましいやり方を模索し、見直しを進めるべきと考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金14	大分県農業経営改善促進資金	農林水産部／ 団体指導・金融課

◆概要

貸付金の名称	大分県農業経営改善促進資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 大分県農業経営改善促進資金融資要綱 大分県農業経営改善促進資金事務処理要領
貸付(制度)開始年度	平成6年度
貸付(制度)の目的・趣旨	農業経営改善計画の達成に向けて必要となる運転資金の貸付け
貸付先	大分県農業信用基金協会
貸付期間	1年間

◆残高の推移※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	4,182	4,667	3,334	3,000	3,000
期中減少	4,182	4,667	3,334	3,000	3,000
期末残高	0	0	0	0	0

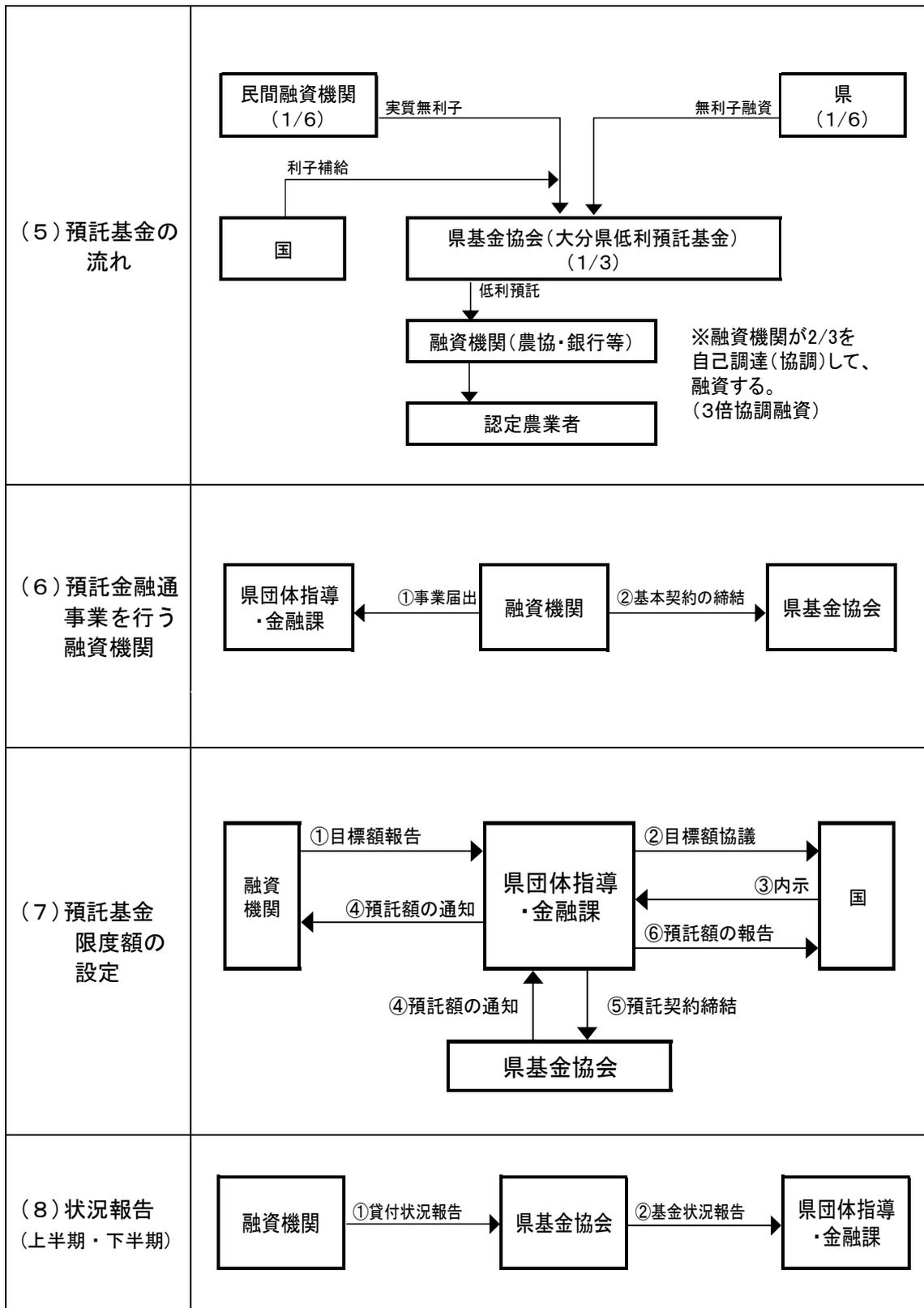
◆概要詳細

(概要)

(1) 制度の概要	大分県農業信用基金協会に造成される低利預託基金（基金協会の融資機関借入：県＝1：1）を融資機関で協調（3倍）し、認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金の極度額を認定し融通するもの	
(2) 資金の概要	特徴	認定農業者が、計画に即して効率的・安定的な経営体を構築するために必要な短期運転資金を低利で融通する。

貸付 対象者	認定農業者（ただし、簿記記帳を条件とする。）、 既往借入金の返済財源が確保されている者
融資 対象	経営改善計画の達成に必要な運転資金一般（既往負債 の借換えは含まない。ただし、本資金の初回の借入れ時 における既往借入金（短期運転資金）からの切替えは除 く。） ①種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経 費 ②肉用素畜、中小家畜等の購入費 ③小農具等営農用備品、消耗品等の購入費 ④営農用施設・機械の修繕費 ⑤地代（賃借料）、営農用施設・機械のリース・レンタ ル料 ⑥生産技術、経営管理技術の修得費 ⑦市場開拓費、販売促進費 等
償還 期限	1年以内。ただし、農業経営改善計画期間中は認定さ れた極度額の範囲内で借換えを行うことができる。* 1
貸付 限度額	個人：500万円（畜産・施設園芸については、2,000万 円） 法人：2,000万円（畜産・施設園芸については、8,000万 円）
融資率	100%
貸付 金利	1.5%（R5.5.1時点）
貸付 方式等	極度貸し付け方式とする。 （極度額の範囲内で随時借入、随時償還する。） 極度貸付契約は、経営改善計画終了年度の末日までと する。 当座貸越、手形貸付、証書貸付
* 1：家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を 要する営農累計を含むものにあつては、経営改善計画期間終了 後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとす る。	
大分県農業信用基金協会に造成される低利預託基金（基金協会の融 資機関借入：県＝1：1）を融資機関で協調（3倍）し、認定農業者が 農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金の極度額を認	

	<p>定し融通するもの</p>
<p>(3) 根拠法令</p>	<p>農業経営基盤強化促進法 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 大分県農業経営改善促進資金融資要綱 大分県農業経営改善促進資金事務処理要領</p>
<p>(4) 借入手続 【通常案件】</p>	<pre> graph TD A[借入希望者] -- ①利用申込兼借入申込 --> B[融資機関] B -- ②極度額審査依頼 --> C[県基金協会] C -- ③極度額認定承諾 --> B B -- ④報告 --> D[市町村特別融資制度推進会議] D -- 委任 --> B D -- ⑤報告 --> E[構成機関] B -- ⑥貸付 --> A </pre>
<p>【慎重、限度額超案件】</p>	<pre> graph TD A[申請者] -- ①利用申込兼借入申込 --> B[融資機関] B -- ②極度額認定依頼 --> C[市町村特別融資推進会議] C -- ③現地審査会の開催 --> D[構成機関] D -- ④事前審査会 --> C C -- ⑤極度額審査依頼 --> D D -- ⑥極度額認定承諾 --> C C -- ⑦極度額認定通知 --> B D -- ⑧認定連絡(写) --> C B -- ⑨貸付 --> A </pre>



◆ 監査結果

指摘 14—1	貸付対象者の事業継続の確認等について
勸奨事項	預託額が金融機関から県に返還された場合であっても、融資機関が貸し付けた債権について延滞等を生じさせたり廃業したりした者がいないか等について、貸付対象者（認定農業者）の経営、所得、就労の状況に関する継続調査等により、本貸付事業の効果を中長期的に把握する余地がある。

〈補足〉

国の農業経営改善促進資金融通事業実施要綱では、制度の趣旨について次のとおり記載されている。

<p>少子・高齢化や農業者の所得の減少、担い手不足の深刻化等により農村の活力は低下しており、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生が不可欠である。</p> <p>このため、本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金（「スーパーS資金」と略称する。）について定め、農村の活力の再生に資することとする。</p>

上記の趣旨以外にも、農業は天候などの自然環境や病虫などにより一時的に大きな被害を受けるリスクが存在すること、栽培から収穫、出荷、資金回収まで一定の時間が必要とされることから制度資金が設けられているものと思われる。

したがって、本資金は短期資金ではあるが、貸付対象者の経営状況を把握、評価する際には、相応の期間を対象としてもよいのではないかと考える。

指摘 14—2	県が調査を必要とするケースについて
勸奨事項	県の要綱では「県知事及び大分県農業信用基金協会は、この資金に係る事業等に関し、必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。」との定めがあるものの、これまで調査、報告を求めているとこのことであつた。必要と認められる事象の例示等により整理したものを所管課内で作成し、担当者が変わってもスムーズな対応ができるようにしておくことが望ましい。

《補足》

上記の要綱に関する記述は、大分県農業経営改善促進資金融資要綱第9を転記した。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金15	大分県農山漁村女性・若者活動支援資金	農林水産部／ 団体指導・金融課

◆概要

貸付金の名称	大分県農山漁村女性・若者活動支援資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	大分県農山漁村・女性若者活動支援資金貸付要綱 大分県農山漁村・女性若者活動支援資金貸付事務処理要領
貸付(制度)開始年度	平成7年度
貸付(制度)の目的・趣旨	農山漁村の女性や若者等に対し、作業環境の整備や後継者の施設、機械等の取得の支援
貸付先	大分県信用農業協同組合連合会(JA県信連) 大分県漁業協同組合(漁協)
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	30,165	25,053	20,728	22,800	31,012
期中減少	30,165	25,053	20,728	22,800	31,012
期末残高	0	0	0	0	0

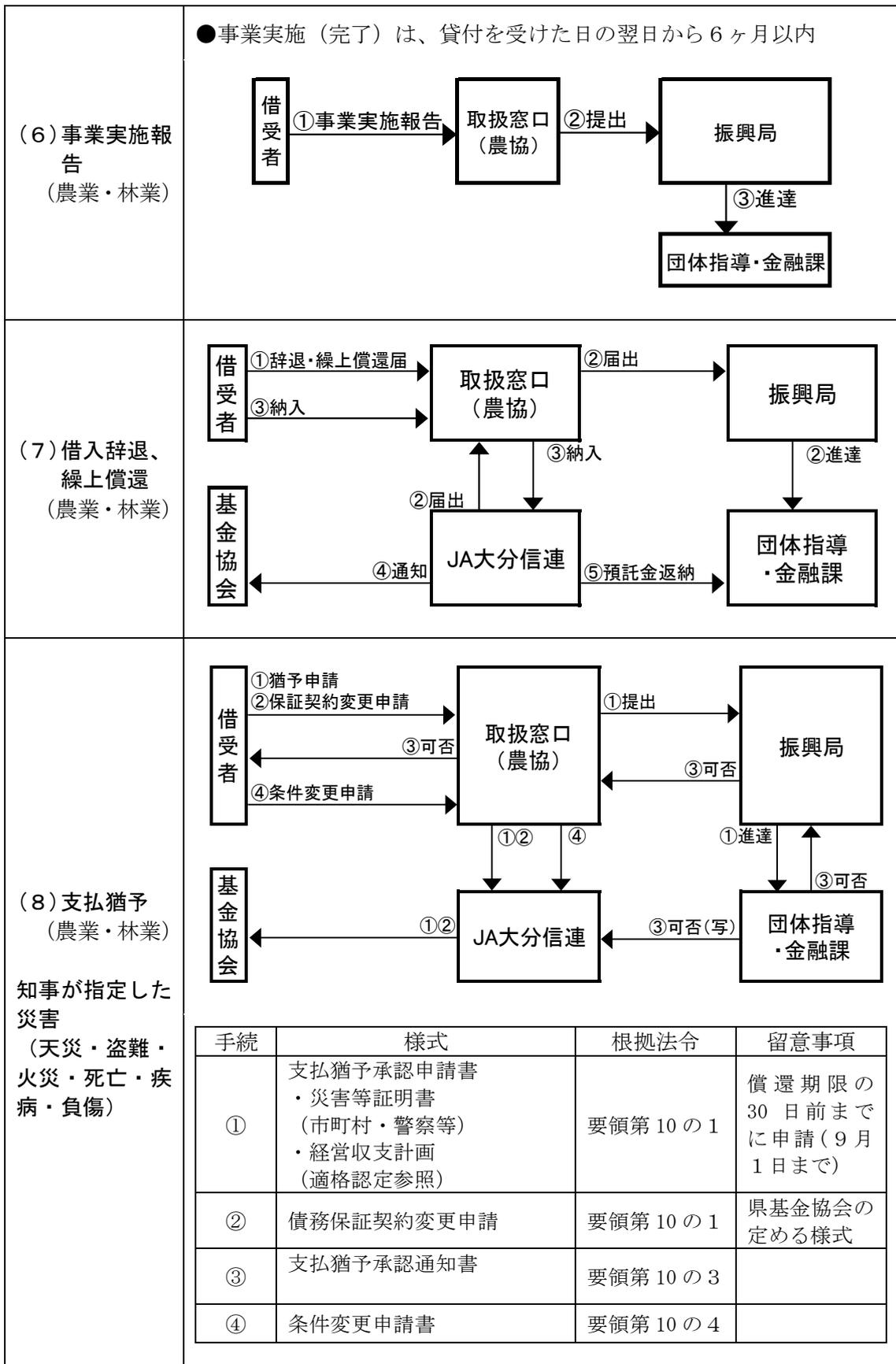
◆概要詳細

(制度概要)

(1) 制度の概要	農山漁村の女性・若者、後継者の育成と農山漁村ツーリズムの普及を目的に、県知事の事業計画の適格認定を受けた者に対し、県がJA県信連・漁協(資金の預託(契約))を通して融資を行うもの			
(2) 資金の概要	資金の種類	貸付対象経費	対象者	限度額
	①女性活動資金	1. 作業環境整備資金 (出荷調整・経営管理施設) 2. 農林水産物活用施設整備資金 (調理・加工・飲食営	農山漁村女性(農山漁村女性を構成員とする団体を含む。)又はその活動を支援する農・林・漁業者、及びその	個人 200万円 団体 500万円

	業施設) 3. 直売施設資金 4. 就労環境整備資金 (施設整備費(工事費、資材費)及びこれに付随する必要不可欠なもの購入費)	組織する団体	
②若者育成資金	1. 農林漁業後継者資金 (経営を開始、又は継承するのに必要な施設、機械等の取得及び初度的経費)	農山漁村若者のうち、将来の経営継が見込める就業後5年以内の者	個人 1,800万円
	2. 定住促進資金 ・住宅資金 (若者が居住する住宅の新築・増改築) ・結婚資金 (披露宴資金)	農山漁村若者： 現に農林水産業を主たる職業とする生産者、又は将来農林漁業経営を実質的に継承すると認められる後継者で18歳以上50歳未満の者	住宅 600万円 結婚 150万円
③農山漁村ツーリズム推進資金	1. 民泊・体験施設整備費(施設整備費(工事費、資材費)及びこれに付随する必要不可欠なもの購入費)	知事が農山漁村ツーリズムの普及に意欲的であると認めた者で次の条件を満たす者。 農家民泊営業の許可のある者(又は取れる見込みのある者)で、目標年度において本資金の年間償還額以上のツーリズム所得が見込める者	個人・団体 500万円
	2. 農山漁村ツーリズム活動推進費(研修、広告宣伝費、イベント開催経費等)	農山漁村ツーリズムに取り組んでいる者が構成する組織	団体 200万円
償還期限	10年(据置期間2年以内を含む) ※農林漁業後継者資金は17年(据置期間5年以内を含む)		
融資率	100%		
貸付金利	無利子		
債務保証	基金協会保証		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 282 646 353">貸付方式</td> <td data-bbox="654 282 1345 353">融資機関：JA県信連、漁協 融資窓口（事務取扱）：JA、漁協</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 365 646 472">償還方法等</td> <td data-bbox="654 365 1345 472">元金均等 千円単位 端数は償還初年度に加算 償還期日は毎年10月1日 ※貸付・償還にはJA、漁協の口座が必要</td> </tr> </table> <p>※定住促進資金（住宅資金）については、火災共済（保険等）に加入が必要。</p>	貸付方式	融資機関：JA県信連、漁協 融資窓口（事務取扱）：JA、漁協	償還方法等	元金均等 千円単位 端数は償還初年度に加算 償還期日は毎年10月1日 ※貸付・償還にはJA、漁協の口座が必要
貸付方式	融資機関：JA県信連、漁協 融資窓口（事務取扱）：JA、漁協				
償還方法等	元金均等 千円単位 端数は償還初年度に加算 償還期日は毎年10月1日 ※貸付・償還にはJA、漁協の口座が必要				
(3) 根拠法令	<p>大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱 大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事務処理要領</p>				
(4) 事業計画の認定 (農業・林業)	<p>①認定申請 ②借入申込 債務保証</p> <p>①'申請</p> <p>③申請</p> <p>④申請(進達)</p> <p>⑤通知</p> <p>⑤認定通知</p> <p>②'申込</p> <p>②''保証申込</p> <p>⑤認定通知</p> <p>⑤</p> <p>※新規預託契約締結 ※認定取り消し又は一次償還 ・目的外使用・貸付要綱違反 ・貸付対象者でなくなった時 (農山漁村若者は年齢事項を除く)</p>				
(5) 借入手続 (資金交付) (農業・林業)	<p>①借用書提出</p> <p>①提出</p> <p>④資金貸付</p> <p>④資金貸付</p> <p>⑤領収書</p> <p>⑤領収書</p> <p>②契約・請求</p> <p>③預託</p> <p>⑥報告</p>				



◆監査結果

指摘 15—1	担い手の定着状況等の把握について
勸奨事項	貸付金は、生産者の育成と作業環境等の整備を図ることを目的としている。担い手の定着状況や貸付前後の経営規模の変化などを追跡調査することにより、当貸付金が県全体の産業振興につながっているか否かを確認する余地がある。

《補足》

所管課によると、事業計画に係る計画期間中の就労状況は確認しているものの、その後の調査は行っていないとのことであった。

指摘 15-2	貸付実行報告書の記載事項について
勸奨事項	貸付実行報告書において債務保証の有無の欄に「無」と記載されたものが見られたことから、所管課に確認したところ、大分県農業信用基金協会の保証を受けられなかったため、連帯保証契約を締結したとのことであった。この場合においては、債務保証の有無の欄に「有」と記載した上で、備考欄には「連帯保証」と記載するなど、債権保全が適切に図られていることを報告書上に示すことが望ましい。

《補足》

貸付実行報告書とは、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付事務処理要領において、大分県信用農業協同組合連合会（県信連）や大分県漁業協同組合が資金貸付を終了した際に県に提出する書類として定められているものを言う。

指摘 15—3	事業着手時期の明確化について
勸奨事項	貸付要綱に事業着手の時期が具体的に定められておらず、県が保管している資料からは、事業の実際の着手時期がいつであったか判断できなかった。 事業が目的に沿ったものとなるよう、貸付要綱に事業着手時期についての定めを設ける必要がないか検討されたい。

《補足》

令和4年度に資金貸付が実行された案件について、地方機関から県所管課に提出された貸付農家調書の事業施行日は令和4年11月12日と記載されている

にもかかわらず、他の関係資料には工事中間金の請求日が令和4年11月10日と記載されたものがある。工事請負契約書や注文請書は入手されておらず、工事着手がいつであったか判断できなかった。

例えば、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱の規定において、事業計画の認定申請後に事業着手するといったルールを設けることにより、事業計画がより意義のあるものになるのではないかと考えられる。

指摘 15—4	無利息融資金の不正流用のリスクについて
勸奨事項	無利息の借入金制度は、他の資金に流用されるリスクにつながる可能性があることから、当該リスクに応じた調査手続を検討、実施することが望ましい。

《補足》

工事写真と請求書、通帳のチェックがなされているが、事後的にキックバックなどの手口を用いれば、目的外の使用も比較的容易に実施できる状況となっている。

例えば、設備の場合、その後の決算書や税務申告書、固定資産台帳を調査し、取得価額を確かめるといった方法もあると考えられる。

なお、預託先が実際の用途を確認している場合には、具体的にどのようなチェックを行っているかを定期的に把握し記録しておくことが望ましい。

指摘 15—5	貸付金の予算額と決算額の推移について
勸奨事項	農山漁村女性・若者活動支援資金貸付金の決算額は、予算額を継続的に下回っている。そのため、ニーズの把握や制度の周知に課題がないか、必要に応じて予算額や事業メニューの見直しを行う余地があると考えられる。

《補足》

農山漁村女性・若者活動支援資金貸付金の予算額・決算額の推移は次のとおり。
(単位：千円)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
予算額	48,165	43,053	38,728	46,940	49,012
決算額	30,165	25,053	20,728	22,800	31,012

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金16	農業経営緊急対策アシスト資金	農林水産部／ 団体指導・金融課

◆概要

貸付金の名称	農業経営緊急対策アシスト資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	大分県農業経営緊急対策アシスト資金貸付要綱 大分県農業経営緊急対策アシスト資金事務処理要領
貸付(制度)開始年度	平成20年度
貸付(制度)の目的・趣旨	農家に対する、災害被害等の外的要因に伴い生じた償還猶予措置による支援
貸付先	大分県信用農業協同組合連合会
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	1,372	390	325	260	195
期中減少	1,372	390	325	260	195
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

(制度概要)

当貸付金は、飼料価格の高騰や円高による海外からの輸入増加の影響、東日本大震災、災害発生、農産物価格下落等の経済変動等、外的要因の影響により農業制度資金の償還に支障があると見込まれる畜産及び園芸戦略(準)品目農家並びに災害被災農家等に対して、農業制度資金の償還金を貸し付け、償還円滑化を図ることにより、農業経営の安定を図るものである。具体的には、一定の農業制度資金のうち約定償還に支障があると見込まれる元金分を融資機関が貸し付け、償還猶予措置を行うものである。

融資機関：大分県信用農業協同組合連合会（県信連）

事務取扱：大分県農業信用基金協会の債務保証を受けることができる金融機関

	家畜飼料 高騰対策	園芸戦略 品目対策	震災関連 緊急対策	特定災害対策	稲作経営安定 緊急対策
約定償還の 対象年度	平成20年度	平成23～25年度	平成23年度	大分県特定災害対 策緊急資金取扱期 間と同じ	平成26年度
貸付限度額	500万円以内	300万円以内	300万円以内	300万円以内	300万円以内
融資率	100% ただし、貸付は万円単位とする				
貸付利率	県から融資機関への原資貸付は無利子とする 融資機関から農業者への貸付は1%とする		県から融資機関への原資貸付は無利子とする 融資機関から農業者への貸付は0.8%とする		
償還期限	10年以内（うち据置は2年以内）				
償還期日	毎年10月1日				
償還方法	元金均等方式とし、端数が生じた場合は第1回目の償還金に加算する				
貸付期間	平成21年3月31日まで	平成26年3月31日まで	平成24年3月31日まで	知事が別途定める期間まで	平成27年3月31日まで

貸付対象：対象となる農業制度資金は以下の資金のうち、上表の約定償還の対象年度に該当するもの

- (1) 農業経営基盤強化資金（農業信用基金協会の債務保証を受けている債権）
- (2) 農業近代化資金（農業信用基金協会の債務保証を受けている債権）
- (3) 農業改良資金（農業信用基金協会の債務保証を受けている債権及び平成22年9月30日以前の貸付のうち県直貸債権）
- (4) 就農支援資金のうち就農施設等資金

◆監査結果

指摘 16—1	制度及び契約の見直しについて
勸奨事項	<p>近年、県からの貸付金が少なく、また県信連が県から償還金額に応じて受ける事務処理手数料も少ない状況が続いている。県と融資機関双方にとって、効率の悪い業務が一定期間継続している状況と言える。</p> <p>所管課によると本貸付事業は令和6年度に終了する見込みという。今後、別の貸付金事業で同様のケースが見込まれる場合においては、事務の効率性を勘案し、契約の見直し等を検討されたい。</p>

《補足》

近年の貸付状況は次のとおり。

	貸付額		償還額	
令和元年度	1件	390千円	1件	390千円
令和2年度	1件	325千円	1件	325千円
令和3年度	1件	260千円	1件	260千円
令和4年度	1件	195千円	1件	195千円

融資額の財源を県が負担するという建前で、県が毎年度初めに貸付残高相当額を県信連に貸し付けている。

県は、事務処理を行う県信連に対して事務処理手数料を支払っているが、令和4年度分は償還額65千円に対して、事務処理手数料は0.5%の325円(税抜き)に過ぎない。

県と県信連との契約、内部決裁などの事務コストの方が明らかに高くなっている状況が見て取れる。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金17	沿岸漁業改善資金	農林水産部／団体指導・金融課
未収金12		

◆概要

貸付金の名称	沿岸漁業改善資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	沿岸漁業改善資金助成法 大分県沿岸漁業改善資金貸付規則 大分県沿岸漁業改善資金貸付基準 大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱
貸付(制度)開始年度	昭和54年
貸付(制度)の目的・趣旨	沿岸漁業者等に対し、近代的な漁業技術その他の合理的な漁業生産方式の導入又は漁労の安全確保若しくは漁具の損壊防止のための施設等の導入に必要な資金を無利子で貸し付け、沿岸漁業の改善を図る。
貸付先	沿岸漁業を営む個人、会社 等
貸付期間	2～10年間
未収金の発生理由	借受者の破産や事業廃止のため
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	26,740	14,248	11,751	7,060	4,120
期中増加	0	5,000	0	0	0
期中減少	12,492	7,497	4,691	2,940	2,039
期末残高	14,248	11,751	7,060	4,120	2,081

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	12,492	7,497	4,691	2,940	2,039
	繰越分	15,015	14,615	14,200	13,772	6,490
	計	27,507	22,112	18,891	16,712	8,529
未収金額 ②	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	14,615	14,200	13,772	6,490	6,090
	計	14,615	14,200	13,772	6,490	6,090
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	6,882	0
	計	0	0	0	6,882	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	6,882	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	97.3%	97.2%	97.0%	97.1%	93.8%
	計	53.1%	64.2%	72.9%	80.0%	71.4%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	6,090 千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

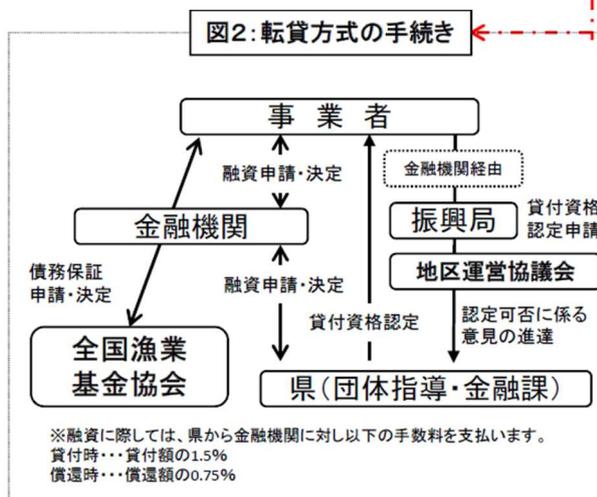
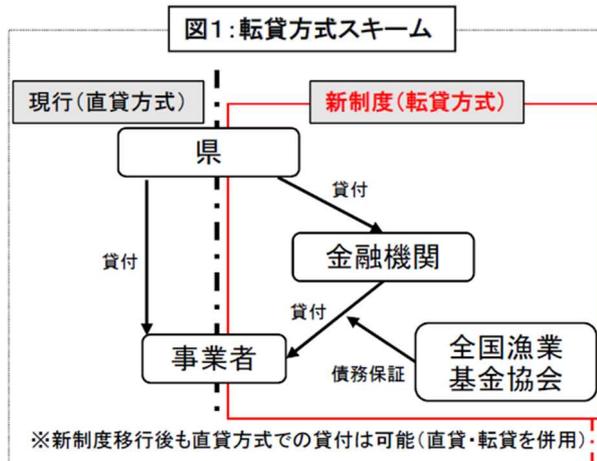
発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	6,090	0	0	0	0	6,090

◆概要詳細

(概要)

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）に基づき、沿岸漁業従事者の近代的な漁業技術の導入に係る設備資金などに対する貸付けを無利子で行うものである。国庫補助金（2/3）及び県費（1/3）を原資とし、沿岸漁業改善資金特別会計にて運営されている。

沿岸漁業改善資金助成法の一部改正により、県が事業者に対して直接融資を行う、従来の「直貸方式」に加え、金融機関を介して事業者へ融資する「転貸方式」を導入している。



図：大分県ホームページより

貸付対象者	沿岸漁業従事者等
貸付主体	県
資金の種類	経営等改善資金等（次頁参照）
貸付条件	貸付限度額、償還期間等：貸付対象者及び資金の種類に応じて異なる。 償還方法：元金均等年賦償還
金利	無利息

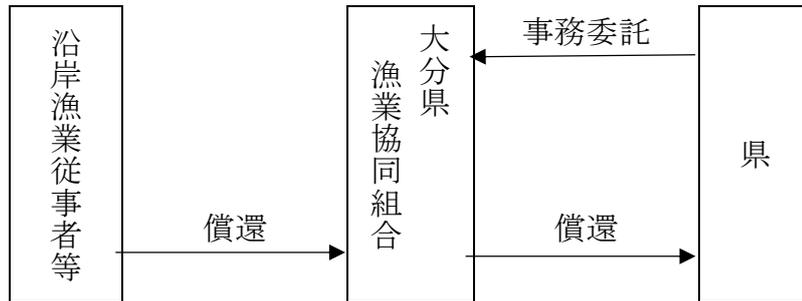
資金の種類には次のようなものが挙げられる。

沿岸漁業改善資金 (国と県で造成した財政資金を直接無利子で貸付けます)

資金の種類	対象事業	限度額(万円)	償還期間(年以内)	対象者	融資率(%)	融資機関	
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金	自動操だ装置 レーダー GPS受信機等	500 (50~400) ()内は対象事業別の金額	7 (1) ()内は据置期間	沿岸漁業を営む個人 沿岸漁業を営む漁業生産組合 沿岸漁業を営む漁業協同組合 沿岸漁業を営む協業体 沿岸漁業を営む会社(常時使用する従業者の数20人以下) 認定中小企業者 促進事業者	100	大分県漁業協同組合・農林中央金庫・銀行・信用金庫
	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	漁業用ソナー カラー魚群探知機 漁業用クレーン 潮流計等	500 (120~500)	7(1)			
	3 補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む)、油圧装置	500 (400~500)	7(1)			
	4 燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関※1 定速装置 発光ダイオード式集魚灯	2,500 (120~2,400)	7(1)			
	5 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料等	400	4(2)			
	6 資源管理型漁業推進資金	漁具、漁ろう機器、船上活魚装置、蓄養施設、加工施設等	1,200	10(3)			
	7 環境対応型養殖業推進資金	造粒機、自動給餌機、餌料倉庫、いけす、酸素供給装置、餌料成分分析機、肉質検査機器等	2,000 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組み1,200)	10(3)			
	8 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり 安全カバー装置 揚網機安全装置	150 (40~50)	5(1)			
	9 救命消防設備購入資金	救命胴衣 消火器 小型漁船緊急連絡装置等	130 (10~130)	2~5			
	10 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 魚そう	150 (30~100)	5(1)			
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射機 無線電話	120(40)	5			
	12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識	1人 70 団体、会社 130	5			
生活改善資金	1 生活合理化設備資金	し尿浄化装置又は改良便そう 自家用給排水施設(動力ポンプ除く)等	10~30	2~3	沿岸漁業の従事者		
	2 住居利用方式改善資金	居室、炊事施設、衛生施設、家事室等の家屋内部の改造	150	7			
	3 婦人・高齢者活動資金	機器等の設置、生産活動に要する費用(種苗費、餌料費)等	80	3	沿岸漁業の従事者の組織する団体		
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) 国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	180 (100~180)	5(1)	青年漁業者(18歳以上40歳未満) 沿岸漁業労働従事者(18歳以上50歳未満) その他漁業を担うべき者 沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者		
	2 高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器 制御装置及び関連機器	150	5			
	3 漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人又は1団体に つき2,000※2 (一の区分された部門経営の開始800)	10(3)	青年漁業者(18歳以上40歳未満) 青年漁業者の組織する団体		

※1…プロペラ及びプロペラシャフトについては貸付対象に含まれます。 ※2…水産庁長官の定める者にあつては、5,000万円
 ※3…農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、六次産業化法による特例措置があります。 ※4…青年漁業者等養成確保資金3について、農林漁業バイオ燃料法による特例措置があります。
 ●申請書の提出期限が定められています(年4回)。また、本資金借入にあつては連帯保証人が原則必要になります。

県(知事)は大分県漁業協同組合(代表理事組合長)と大分県沿岸漁業改善資金事務委託契約を締結しており、大分県漁業協同組合(県漁協)は、借受者から収納した償還金(一時償還金及び違約金を含む。)を県に払い込むこととされている。



◆監査結果

指摘 17—1	事務処理要綱の整備について
不備事項	令和4年6月30日改正の大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱をデータで入手したところ、第23条の条項が2か所存在し、文章が完成していないものが見られた。要綱の整備を適切に行う必要がある。

指摘 17—2	提出書類のチェックについて
勧奨事項	県漁協から提出された沿岸漁業改善資金委託手数料請求書や沿岸漁業改善資金延滞取立奨励金請求書の様式が、事務処理要綱に沿ったものではなかった。県は、県漁協からの各提出資料について、要綱の規定、様式に沿っているかを都度丁寧にチェックすることが求められる。

《補足》

様式は、大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱に規定されている。

指摘 17—3	延滞取立奨励金の請求の時期について
勧奨事項	延滞取立奨励金の請求が、年度末にまとめて県漁協から県に行われている。当該請求は、事務処理要綱や契約書において四半期ごとに行うことが定められていることから、今後は四半期ごとに行うか、あるいは要綱の規定を実態に合わせて見直すことが望ましい。

《補足》

大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱（第50条第2項）によると、延滞取立奨励金の請求は沿岸漁業改善資金延滞取立奨励金請求書により、四半期ごとに

その終期から 10 日以内に請求するものとされている。

県と県漁協との間で締結した「委託手数料及び延滞取立奨励金に関する契約書」においても、四半期ごとに終期から 30 日以内に県が県漁協に支払うものとされている。

所管課からは、県漁協から県に延滞金の払込みが行われたのが 3 月 31 日である（第 1～第 3 四半期には払込みがなかった）ため、請求が第 4 四半期の 1 回のみとなっているとの回答を受けたところであるが、通常、債務者からの延滞金の回収は年間を通じて行われるものであると考えられる。

指摘 17—4	書類の提出及び收受の遅れについて
勸奨事項	収納済通知票の收受日が事務処理要綱の規定に基づく期限を過ぎているものがあつた。規定に沿った報告を行うよう県漁協に通知すべきである。

《補足》

大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱（第 36 条第 3 項）によると、償還金の納入を完了したときは、収納済通知票（大分県用）を 3 日以内に県（知事）に提出するものとされている。県の簿冊（收受書）には収納日 10 月 12 日、收受日 10 月 28 日と記載されていた。

仮に、県漁協が県に期限内に提出し、県の收受日の記録が遅れたということであれば、県が事務手続をタイムリーに行うよう改善する必要がある。

指摘 17—5	償還日が休日の場合の取扱いについて
勸奨事項	償還日が休日の場合の取扱いについて、事務処理要綱に明記しておくことが望ましい。

《補足》

大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱（第 37 条）によると、借受者の約定償還日は償還月の 10 日とすると定められている。

指摘 17—6	延滞理由の検討について
勸奨事項	今後、新たな延滞金が発生した場合には、当該延滞者に関する貸付時の資産背景や属性、延滞理由などを可能な限り分析、整理し、事業メニューや支援策の見直しに活用できるよう工夫されたい。

《補足》

令和4年度末の延滞者に関して、①延滞者及び違約金発生者はすべて属性が青年漁業者等であること、②貸付金額が比較的大きい貸付先であること、の2点が認められたことから、所管課に質問したところ次のような回答を得た。

「現在滞納が生じている資金は、全て青年漁業者等養成確保資金のうち「漁業経営開始資金」と呼ばれるもので、18歳以上40歳未満の青年漁業者に対し、漁業経営を開始するために必要な漁船・施設の建造・取得、機器・漁具・種苗等の取得を支援する内容となっている。比較的経験が浅く若い漁業者が新規で漁業を始めるための資金となり、他の資金に比べてリスクが高いものと考えられる。」

「借受者が当時、漁協の組合員であり、貸付資格認定の際に、県地方機関の水産担当部署や漁協により構成されている地区運営協議会の審査も受けているなど、県地方機関の水産担当職員や漁協が指導、支援を行ってきている。」

なお、現在の延滞者は貸付時から一定期間経過しているため、延滞理由の分析については、今後新たに発生したものから活用することが有用性や効率性の観点から合理的であると考えられる。

指摘 17—7	償還誓約書と異なる入金があった際の対応について
改善事項	数年前の償還誓約書に基づき支払いが行われていると考えられるものの、支払額が当該誓約書の償還計画と異なる金額となっているケースにおいて、行われた対応やその記録が十分でないものが見受けられた。 誓約書を効果的に利用して滞納者と接触し、可能な限りその記録を残すことが求められる。

指摘 17—8	誓約書の取扱いについて
改善事項	誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられる。所管課は日常的に要領を閲覧して内容を把握した上で、規定に沿った業務を行っていく必要がある。

《補足》

大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領には、以下の規定がある。

(催告状の発送等)

第5条 県は、滞納者の納入期限後の経過期間に応じ、次の措置を講じるものとする。

(1) 納入期限後3月を経過した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者に対し催告状Ⅰ(第2号様式)を、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅰ(第3号様式)を送付する。また、関係振興局(以下「振興局」という。)及び漁協は滞納者と面接を行い、誓約書Ⅰ(第4号様式)を提出させるものとする。

(2) 納入期限後6月を経過した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者に対し催告状Ⅱ(第5号様式)を、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅱ(第6号様式)を送付する。また、団体指導・金融課、振興局、漁協は滞納者及び連帯保証人と面接を行い、誓約書Ⅱ(第7号様式)を提出させるものとする。

(3) (1)(2)により誓約書を提出した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者に対し催告状Ⅲ(第8号様式)を、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅲ(第9号様式)を送付する。

延滞者・違約金発生者から提出された誓約書を閲覧したところ、滞納者本人からの誓約書Ⅰのみ受理しており、連帯保証人からの誓約書Ⅱは提出されていない事例が見受けられた。

指摘 17—9	滞納整理事務の進め方について
勸奨事項	<p>沿岸漁業改善資金台帳には延滞者や違約金発生者の一覧が記載されているものの、滞納整理事務が事務処理要領に沿って行われているかどうかについては記載されていない。</p> <p>当該台帳には、督促や誓約書、保証人の追加等の事務処理に関する進捗状況等も記載することが望ましい。</p> <p>これによって、県担当者に異動が生じてもタイムリーに事務手続が行われるとともに、延滞者や違約金発生者への対応が公平に行われていることも明らかになると考える。</p>

《補足》

大分県沿岸漁業改善資金滞納整理事務処理要領等を参考に、例えば次の事項を追加することが望ましいと考える。

- ・ 期限経過日（月）数
- ・ 催告状の発送日及び催告状の種類
- ・ 誓約書の発送日及び誓約書の種類
- ・ 連帯保証人の追加等
- ・ 公正証書の作成
- ・ 訴訟手続等
- ・ 強制執行

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金18	林業・木材産業等改善資金	農林水産部／ 団体指導・金融課
未収金13		

◆概要

貸付金の名称	林業・木材産業等改善資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	林業・木材産業等改善資金助成法 大分県林業・木材産業改善資金貸付規則 大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱
貸付(制度)開始年度	昭和51年度
貸付(制度)の目的・趣旨	経営改善を目的とした新事業の開始等に向けて必要となる設備資金の貸付け
貸付先	林業者 木材産業事業者
貸付期間	10年間
未収金の発生理由	借受者の経営不振等のため
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	58,157	52,077	44,530	31,779	29,170
期中増加	18,270	8,500	0	8,000	0
期中減少	24,350	16,047	12,751	10,609	12,209
期末残高	52,077	44,530	31,779	29,170	16,961

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て

(千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	296	2,885	0	0	0
	繰越分	5,184	5,446	8,295	8,116	7,939
	計	5,480	8,331	8,295	8,116	7,939
未収金額 ②	現年分	296	2,885	0	0	0
	繰越分	5,150	5,410	8,116	7,939	7,818
	計	5,446	8,295	8,116	7,939	7,818
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納率 (②+③)/①	現年分	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	99.3%	99.3%	97.8%	97.8%	98.5%
	計	99.4%	99.6%	97.8%	97.8%	98.5%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	7,818 千円
-------------	----------



〈内訳〉

(千円)

発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	4,933	2,885	0	0	0	7,818

◆概要詳細

当該資金は、林業・木材産業等事業者が無利子の設備資金として利用できる資金であり、制度概要は以下のとおり。

(制度概要)

(所管課作成資料より抜粋)

(1) 創設と目的

「林業・木材産業改善資金助成法」(昭和 51 年法律第 42 号)に基づき昭和 51 年度に創設され、平成 15 年 7 月の制度改正により「林業改善資金」資金から現行の「林業・木材産業改善資金」に名称変更された。

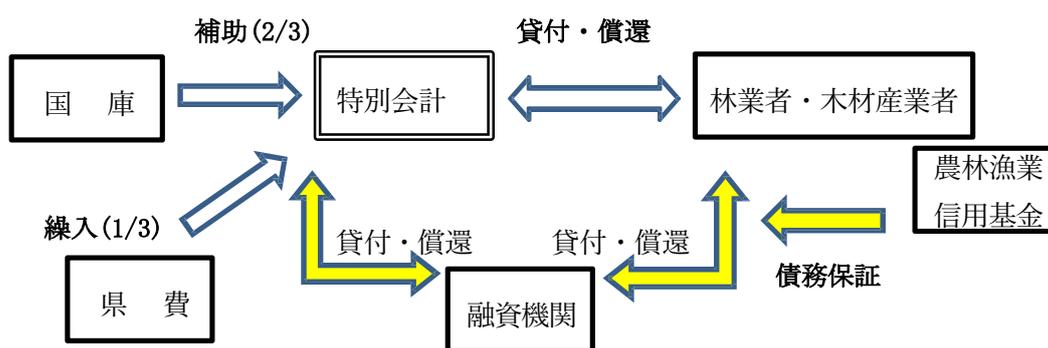
林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的とし、林業者・木材産業者が経営改善等のために行う新たな事業の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組に対し、都道府県がこれらに必要な無利子の中・短期の資金の貸付けを行う。

(2) 制度のしくみ

林業・木材産業改善資金の原資は、国・都道府県の財政資金によって賄われており、都道府県は特別会計を設置し、林業者・木材産業事業者等に対して、林業・木材産業改善資金の貸付けを行っている。

この場合、貸付けに要する資金造成について、その 3 分の 2 を国が、3 分の 1 を都道府県が負担し、資金造成を行っている。

なお、平成 15 年 7 月の制度改正に伴い、対象を木材産業まで拡大、従来のメニュー方式から資金の一本化を図り、県からの直接貸付方式(直貸)に加え、民間の融資機関による転貸方式(転貸)の導入を図った。



(3) 令和 5 年度の融資枠

250,000 千円

(4) 貸付条件

① 資金の内容（大分県林業・木材産業改善資金貸付規則（以下「規則」という。）第3条第4項）

林業・木材産業経営の改善又は林業労働災害の防止もしくは林業労働に従事する者の確保に必要な資金であり、設備資金を対象としている。

- ア 新たな林業・木材産業部門の経営の開始（原木椎茸生産者が、椎茸乾燥機を導入する場合や新規参入者初度的経費等）
- イ 林産物の新たな生産・販売方式の導入（生産性向上のための高性能林業機械の導入等）
- ウ 林業労働に係る安全衛生施設導入（人員輸送車の導入等）
- エ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（休憩室、更衣室を備えた作業所の設置等）

② 貸付対象者（規則第2条第1項）

- ア 林業従事者たる個人
- イ 木材産業に属する事業を営む者
- ウ ア又はイに掲げるものの組織する団体
- エ 林業を行う法人で、林業従事者の組織する団体以外の者
- オ 農林水産大臣から「農商工連携事業計画」の認定を受けた中小企業者

③ 貸付限度額（規則第4条第1項）

個人：1,500万円 会社：3,000万円 会社以外の団体：5,000万円

団体が木材産業に係る事業を実施する場合：1億円

ただし、県が必要と認める場合においては、農林水産大臣と協議して定めた額による。

④ 償還期間（据置期間）（規則第4条第3項）

10年以内（3年以内）

ただし、基本的に耐用年数以内

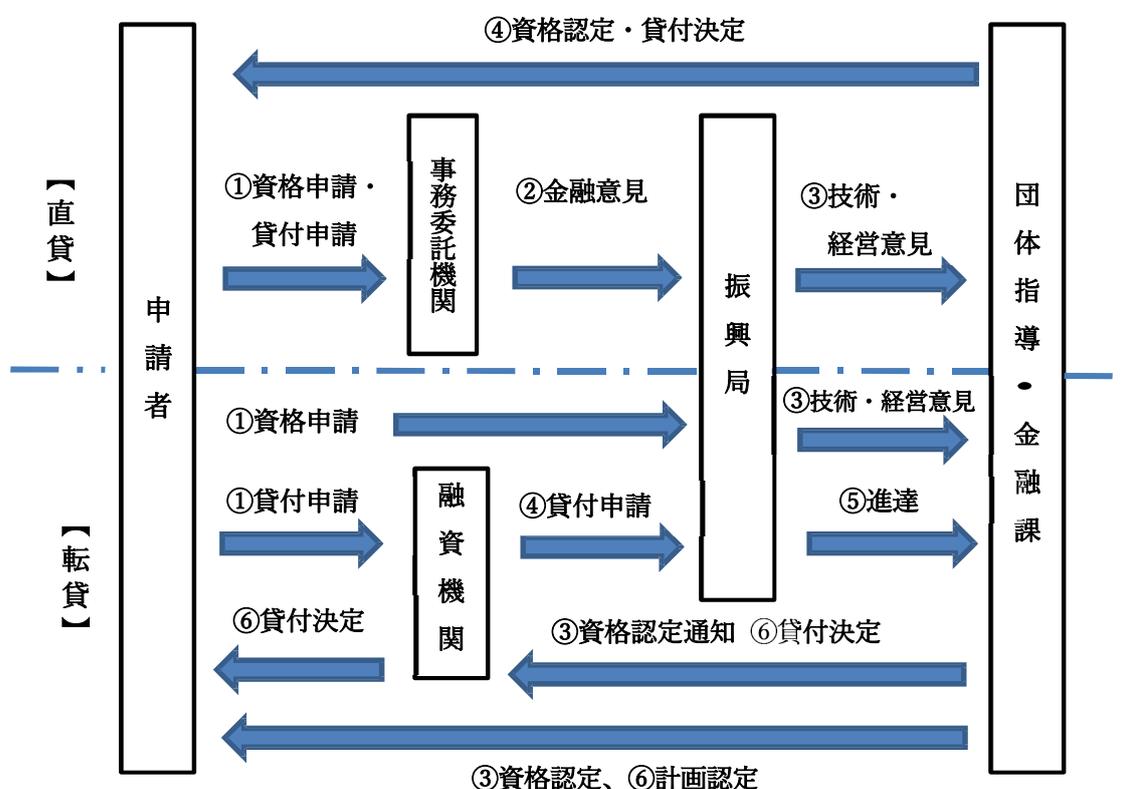
⑤ 利率（規則第4条第2項）

無利子

ただし、延納した場合は12.25%の延滞利息が発生する。

- ⑥ 保証形態
 直貸：連帯保証人、6百万円超の場合は不動産又は手形
 転貸：農林漁業信用基金保証
- ⑦ その他
 原則として、
 貸付金額が6百万円以下のもの：直貸
 貸付金額が6百万円を超えるもの：転貸

(5) 借入手続の流れ



◆ 監査結果

特に指摘すべき事項はなかった。当該資金については平成21年度の包括外部監査においても監査対象となっており、当時の指摘事項についてもその後の措置状況を確認した結果、適切に措置が行われていると判断した。

ただし、指摘事項の中にあつた違約金の免除規定の検討については、当該事業が国の事業であるため、県が単独で策定することはできない。従って、県から国

に働きかけてはいるものの、結果として策定されていない。そのため、客観的に見れば、ほぼ回収不能と思われる違約金の管理が依然として継続しており、事務の効率性や費用対効果という観点からは改善が進んでいないことから、今後も引き続き県から国に働きかけていくほかないと考えられる。

また、延滞している借受者の中には融資直後に資金の目的外使用が発覚したケースや、既に他の金融機関等にも借入れがあり融資時には明らかに債務過多ではなかったのかと思われるケースもあった。今後はこれらの事案を教訓に、融資の審査がより慎重に行われることを期待したい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金19	木材産業等高度化推進資金	農林水産部／ 団体指導・金融課

◆概要

貸付金の名称	木材産業等高度化推進資金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 木材の安定供給の確保に関する特別措置法 大分県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱
貸付(制度)開始年度	昭和54年度
貸付(制度)の目的・趣旨	事業の合理化、経営改善等の推進に向けて必要となる運転資金の貸付け
貸付先	大分銀行
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	275,500	332,000	152,000	152,000	152,000
期中減少	275,500	332,000	152,000	152,000	152,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

当該資金は、木材産業等事業者が短期の運転資金として利用できる資金であり、制度概要は以下のとおり。

(制度の概要)

(所管課作成資料より抜粋)

(1) 創設と目的

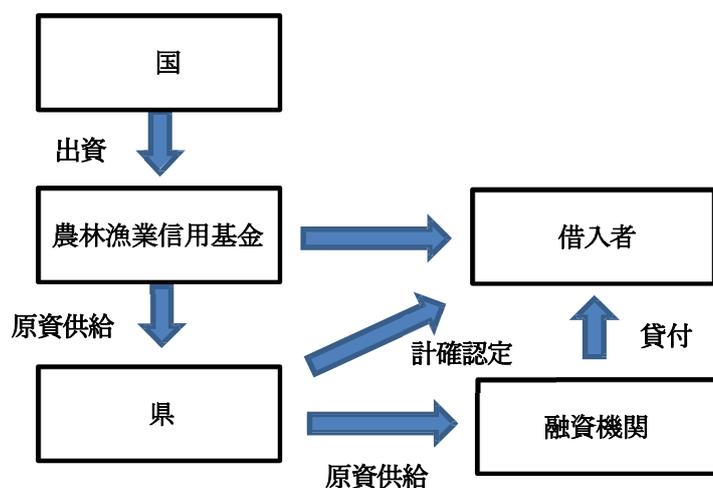
「林業等振興資金融通暫定措置法」(昭和54年法律第51号。平成13年度に「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に

改正)に基づき、国産材振興資金を昭和54年度に創設し、平成5年度の同法改正に伴い木材産業等高度化推進資金に組み替えられた。

木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化及び効果的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することを目的とする。

(2) 制度のしくみ

国が農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で供給し、都道府県はこれを当該貸付金と同額の自己資金を上乗せした上で融資機関に供給する。融資機関はこれを原資の一部として、都道府県知事による合理化計画の認定を受けた林業者等(木材製造業、木材卸売業等を含む。)に低利で貸し付けるものである。



(3) 令和5年度融資枠

融資機関：大分銀行

融資枠：2倍協調(※)	694,000千円
3倍協調	78,000千円
4倍協調	8,000千円

※協調倍率（国が供給する原資と金融機関が捻出する上乗せ額との比率）が2倍の融資という意味。

例）国からの原資 5,000 千円、金融機関捻出額 10,000 千円の場合、融資額は 15,000 千円となる。

（４）貸付条件

① 資金の内容（大分県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（以下「要綱」という。）第6条）

木材の生産又は流通を行う事業者が事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な運転資金の貸付けとなり、以下のようなものがある。

- ア 事業経営改善合理化資金
- イ 木材高度加工資金
- ウ 林業経営改善資金
- エ 木材安定供給資金

② 貸付対象者（要綱第3条第1項）

県内に住所を有する次に掲げる者で、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画（以下「合理化計画」という。）であって生産工程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けたもの（以下「合理化計画認定者」という。）とする。

- ア 森林組合又は森林組合連合会
- イ 森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）
生産森林組合又はその組織する団体
- ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体
- エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体
- オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
- カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体
- キ 造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は第3セクターで素材生産を併せて行うもの

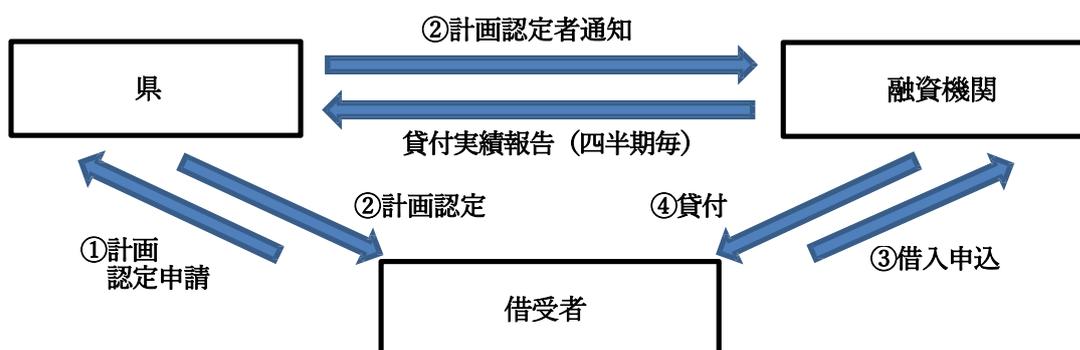
③ 貸付限度額（要綱別表）
50万円～300百万円（特認あり）

④ 償還期間（要綱別表）
1年

⑤ 利率（要綱別表）
0.90%～1.60%

⑥ 保証形態
農林漁業信用基金保証

(5) 借入手続等



- ① 借受者は、計画（合理化計画、林業経営改善計画又は木材安定供給確保事業計画）を作成し、計画始期の1ヶ月前までに林務管理課に申請する。この際、事前に融資機関と借入れについて協議しておく。
- ② 申請書を受理した林務管理課は、これを認定したときは申請者に認定書を交付する。なお、認定にあたっては団体指導・金融課及び林産振興室と協議する。
- ③ 借受者は、県と資金供給契約を締結している金融機関に対し、借入申込書に必要書類（認定書の写し、農林漁業信用基金の債務保証依頼書等）を添付して提出する。
- ④ 借入申込書を受け付けた金融機関は、これを審査の上、貸付けを行う。
借受者は、合理化計画上の各年度終了後2ヶ月以内（合理化計画上の年度の終了の日が3月中にある場合には4月末日まで）に合理化措置実績報告書を林務管理課に提出する。

◆監査結果

特に指摘すべき事項はなかった。当該資金については平成 21 年度の包括外部監査においても監査対象となっており、当時の指摘事項についてもその後の措置状況を確認した結果、適切に措置が行われていると判断した。

ただし、先に述べた設備資金である林業・木材産業等改善資金も同様であるが、資金需要としてはさほど多いとは言えない。経営自体が自前で設備を持たない手法に変わってきていることも原因として考えられるということであったが、今後も継続していくことを前提とすれば、需要の掘り起こしに注力していく必要があると考えられる。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金20	就農支援資金	農林水産部／ 新規就業・経営体支援課

◆概要

貸付金の名称	就農支援資金
所管課（局・室）	農林水産部 新規就業・経営体支援課
根拠法令等	就農支援資金大分県貸付金貸付等要領
貸付（制度）開始年度	平成7年度
貸付（制度）の目的・趣旨	新たに農業経営を開始する人に対し、就農支援資金を貸し付けることにより、新規就農の促進を図ることを目的とする。（最終貸付：平成26年3月）
貸付先	大分県農業農村振興公社
貸付期間	21年償還（10年措置）

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	141,891	121,801	103,085	87,096	73,397
期中増加	0	0	0	0	0
期中減少	20,090	18,716	15,989	13,699	12,336
期末残高	121,801	103,085	87,096	73,397	61,061

◆概要詳細

(制度概要)

(所管課作成資料より)

(1) 当該制度の現状

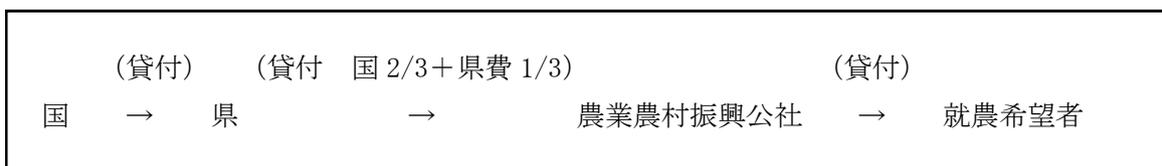
就農支援資金制度は、新規就農のための研修や設備等の投資に必要な資金を無利子で貸し付ける制度であったが、根拠法令である就農促進法が平成26年4月に廃止されたことに伴い、当該制度も廃止となった。従って、現在では過去に貸し付けた資金の回収を行っているのみである。

なお、就農支援資金には大きく分けて「就農研修資金・就農準備資金」と「就農施設等資金」の2種類がある。

(2) 制度の概要

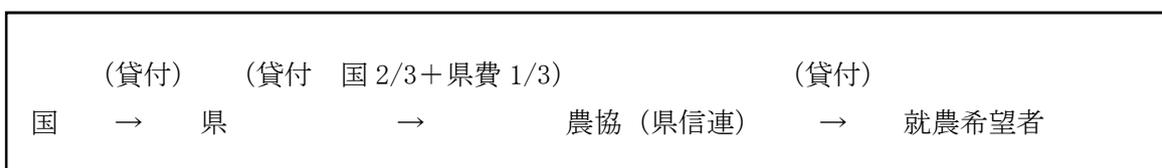
①就農研修資金・就農準備資金

就農希望者に対し、就農研修や就農準備に係る費用を貸し付けるものであり、大分県農業農村振興公社（青年農業者等育成センター）が貸付主体である。



②就農施設等資金

新規就農者に対し、就農の際に必要となる施設取得費用を貸し付けるものであり、農協等が貸付主体である。



なお、以前は一般会計とは別の特別会計（就農支援資金特別会計）で管理されていたが、新たな貸付けがなくなったことから平成 27 年度に当該特別会計は廃止されている。

◆監査結果

指摘 20—1	延滞者に対する対応について
勸奨事項	定期的に貸付主体である大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）から送付される延滞者台帳をもとに、今後の延滞者の債権回収方針について公社と協議し、その結果を記録して残しておくことが望ましい。

《補足》

就農支援資金貸付金の実質的な徴収不能リスクは、貸付主体である公社が負っている。したがって、債権管理は公社に委ねられるものではあるが、公社が被るかもしれない徴収不能による損失は、公社の出資者である県にとっても無関係とは言えない。出資先の財産の毀損は、出資者の財産の毀損と同様と考えられるためである。

上記の点を踏まえれば、所管課は滞納の解消に向けて、より積極的に関わるべきであり、延滞者台帳をもとに公社との協議を記録し、必要に応じて指導・助言等を行っていくことが望ましい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金21	乳用優良雌牛貸付事業資金	農林水産部／畜産技術室

◆概要

貸付金の名称	乳用優良雌牛貸付事業資金
所管課（局・室）	農林水産部 畜産技術室
根拠法令等	乳用優良雌牛貸付事業資金貸付要綱 乳用優良雌牛貸付事業実施要領
貸付（制度）開始年度	平成9年度
貸付（制度）の目的・趣旨	大分県酪農業協同組合の組合員である酪農家に対し、牛群能力向上による経営体質強化を図る目的で、初妊牛導入経費など乳用優良雌牛貸付事業を実施するために必要な経費を貸し付けるもの
貸付先	大分県酪農業協同組合
貸付期間	5年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	40,754	28,981	19,328	33,122	37,042
期中増加	5,441	4,367	21,680	9,368	823
期中減少	17,214	14,020	7,886	5,448	7,876
期末残高	28,981	19,328	33,122	37,042	29,989

◆概要詳細

(大分県HP 大分県酪農事業一覧（酪農家さま向け）より抜粋)

(当該事業の背景)

円安による飼料費高騰や初妊牛市場価格の高止まり等により、酪農家の経営は悪化している。従って、酪農家の初妊牛導入時の負担軽減が必要不可欠であり、また改良が進んでいる北海道や熊本から初妊牛を導入することで牛群改良が促進されると考えられることから、当該事業が実施されるに至った。

(制度概要)

(1) 目的

高能力な牛群整備による生産性向上を図るため、以下の貸付対象牛を外部導入する際に資金を貸し付けるもの

(2) 貸付対象牛

以下の全てを満たすもの

- ア 登録証明書を有するもの
- イ 母牛は乳用牛群検定を受検していること
- ウ 父牛は後代検定済みの雄種牛、または輸入牛においてはその能力が生産された国において証明されている種雄牛であること
- エ 妊娠が確認された未經産牛であること

(3) 貸付頭数・期間

頭数：1 経営体あたり 5 頭以内

期間：1 年間（4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。）ごとの継続による 5 年間

(4) 貸付金額

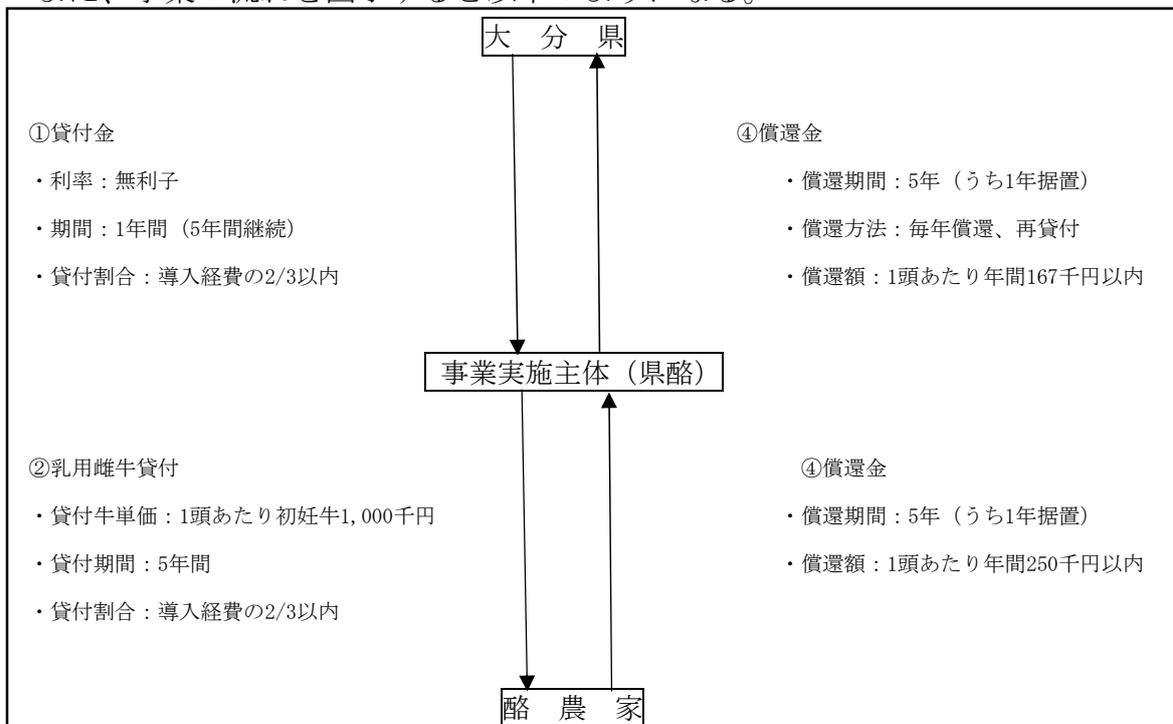
乳用雌牛 1 頭あたりの貸付対象額は 100 万円

貸付率 2 / 3

(5) 窓口

大分県酪農業協同組合（県酪）

また、事業の流れを図示すると以下のようなになる。



◆監査結果

指摘 21—1	事業予算の規模について
勸奨事項	新規貸付分については、毎年度確保している予算額と比べ実績額が少ない状態が続いているため、実績を踏まえた予算額を設定することが望ましい。

《補足》

当該事業の新規貸付分に係る過去5年間の予算額と実績額の推移は以下のようになっている。

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予 算	金額（千円）	53,334	53,334	53,334	53,334	53,334
	頭数	80	80	80	80	80
実 績	金額（千円）	8,201	6,557	32,547	14,067	1,235
	頭数	9	7	38	17	2

上記のように、毎年度予算は慣例的に80頭分53,334千円を確保しているものの、貸付実績は予算を大きく下回る状況が続いている。特に近年は生乳が過剰気味であり、生産調整していることを踏まえると、乳用牛に対する需要が減退していることも考えられるであろう。

いずれにしても、実績額に比べて予算額が過大であることは否めないため、現状に沿うような予算額への見直しを検討されたい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金22	大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業	農林水産部／畜産振興課

◆概要

貸付金の名称	大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業
所管課(局・室)	農林水産部 畜産振興課
根拠法令等	大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業(肥育牛安定生産対策)資金貸付要綱 大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業(肥育牛安定生産対策)実施要領
貸付(制度)開始年度	令和4年度
貸付(制度)の目的・趣旨	肉用牛経営体の高齢化や減少に伴い、飼養戸数・頭数ともに年々減少し、肉用牛生産基盤が弱体化している中、企業的経営体や後継者等の高い増頭意欲に応え、肥育及び繁殖経営の連携のもと、「おおいた和牛」の安定供給に向けた生産基盤を強化し、安全・安心で美味しい「おおいた和牛」の確立を図る。
貸付先	(株)大分県畜産公社
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高		0	0	0	0
期中増加	1,521,094	1,491,316	2,007,536	1,630,271	1,168,477
期中減少	1,521,094	1,491,316	2,007,536	1,630,271	1,168,477
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

(制度概要)

当事業は肥育経営の安定化と規模拡大を図るため、県が(株)大分県畜産公社(以下「畜産公社」という。)に貸し付けた原資をもとに、畜産公社の預託事業を通じて肥育素牛の導入等を支援するものである。

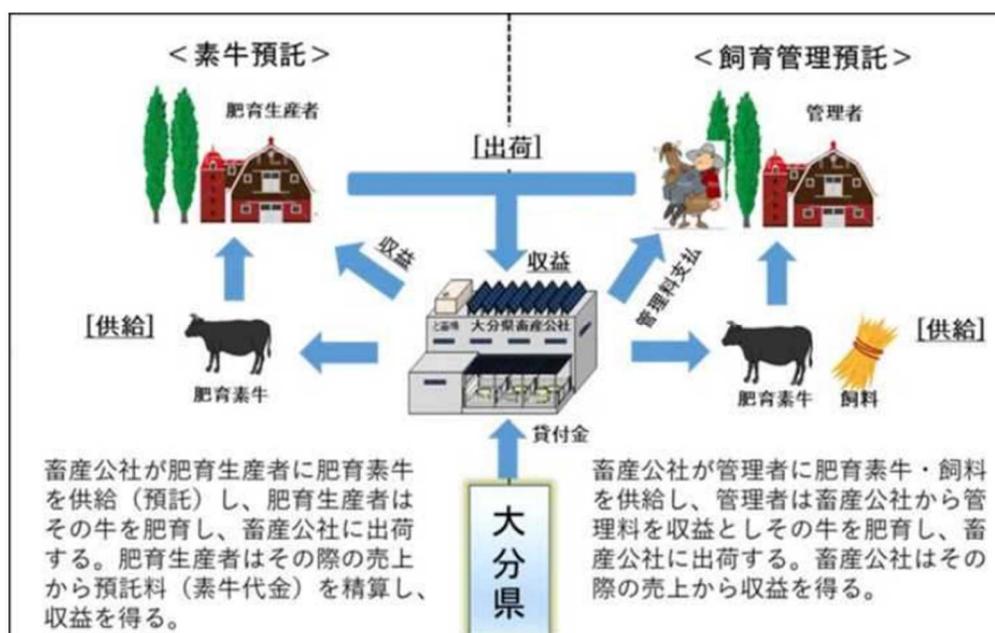
預託制度

- 1) 素牛預託…… 畜産公社が県内の肥育農場に肥育素牛を預託。
肥育農場は肥育後、畜産公社に出荷し、預託代金を精算。
- 2) 飼育管理預託…畜産公社が預託農場に肥育素牛や飼料を供給し、飼育管理を預託。
預託農場は畜産公社から飼育管理料を定期的に受領。

預託条件

- 1) 素牛預託…預託農場は畜産公社が認める者で、肥育素牛は県内子牛市場で購入した牛。
- 2) 飼育管理預託…同上

※預託農場は、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン制度）に加入している者。



※県ホームページより

◆監査結果

指摘 22—1	提出書類の不整合について
不備事項	畜産公社からの提出資料の日付とその添付資料である通帳の記帳日に不整合が見られた。

《補足》

大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業(肥育牛安定生産対策)資金貸付要綱によれば、畜産公社は、四半期毎の貸付金管理状況を大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業（肥育牛安定生産対策）貸付金状況報告書により、四半期末日の翌月 20 日までに知事に報告するものとされている。

令和 4 年 6 月 20 日付けの畜産公社からの報告資料（収受日も同日）の添付資料である通帳の写しには、令和 4 年 6 月 27 日までの記帳が行われていた。

指摘 22—2	要綱と異なる書類の提出について
不備事項	畜産公社から定期的に提出される貸付金状況報告書の様式が要綱で定められたものではないにも関わらず、継続して受理されていた。

《補足》

大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業(肥育牛安定生産対策)資金貸付要綱によれば、畜産公社は、四半期毎の貸付金管理状況を大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業（肥育牛安定生産対策）貸付金状況報告書により、四半期末日の翌月 20 日までに知事に報告するものとされ、その様式も示されている。

所管課は、提出された書類について、要綱に沿ったものであるか確認する必要がある。

指摘 22—3	使途の妥当性の検討について
勸奨事項	貸付金の実際の使途が要綱に沿っているか否かについて、報告資料のみならず、報告資料の根拠となる預金通帳などの証憑を入手して吟味するなど、チェックをより丁寧に行っていくことが望ましい。

《補足》

大分県肉用牛生産基盤拡大支援事業(肥育牛安定生産対策)資金貸付要綱によれば、貸付金の使途は、畜産公社が「おおいた和牛」の安定供給体制確立のため県内肉用牛肥育経営体に対して預託する素牛の導入等に要する経費を造成する肥育素牛預託基金の原資とされている。また、飼育管理預託の貸付けについては、本事業により導入した預託牛の出荷に伴い、必要となる更新牛の導入等を本事業で行う場合、その必要な経費の 1/2 以内とするものとされている。

畜産公社から県に提出された資料を閲覧したところ、通帳から多額の振替処理が行われていたが、振替先や内容を明確に把握できる資料が添付されてい

かったことから、上記のように判断した。

指摘 22—4	担保・保証の検討について
改善事項	当貸付金については担保や保証などの保全措置が取られていないが、担保や保証の要否についての検討資料が確認できなかった。担保を徴求しなかった場合等については、その判断に至った理由、過程を文書化し、保管しておく必要があると考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金23	産地食肉センター整備事業資金	農林水産部／ 畜産振興課

◆概要

貸付金の名称	産地食肉センター整備事業資金
所管課(局・室)	農林水産部 畜産振興課
根拠法令等	産地食肉センター整備事業資金貸付契約書
貸付(制度)開始年度	平成27年度
貸付(制度)の目的・趣旨	(株)大分県畜産公社の産地食肉センター整備を支援し、県産畜産物の生産流通体制の強化、衛生基準の向上による安全・安心な県産畜産物の供給及び県産牛の輸出促進による農家の所得向上を図る。
貸付先	(株)大分県畜産公社
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
期中減少	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

(制度概要)

本事業は、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援するとともに、地域農業者の減少や労働力不足等の生産構造の急速な変化に対応するため、生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援する国の事業（強い農業づくり総合支援交付金）の一環である。

産地基幹施設等支援タイプ（国の制度）

- ・助成対象：農業用の産地基幹施設
- ・補助率：1／2以内等

- ・ 上限額 : 20 億円等

県は、県産畜産物の流通・輸出促進により畜産農家の所得向上を図るとともに、安全・安心な食肉を供給するため、(株)大分県畜産公社が行う施設整備資金に対し、国の支援に上乗せする形で合わせて2/3を補助金及び貸付けにより支援している。貸付けは補助金所要額の不足額に対して行われている。

貸付限度額	令和4年度 100,000 千円
貸付額	大分県強い農業づくり交付金畜産関連施設整備等事業に係る補助金所要額の不足額
償還期限	毎年度末（3月31日）
資金使途	産地食肉センター整備事業以外の経費への使用不可
貸付金利	無利息

◆ 監査結果

指摘 23—1	担保の検討について
改善事項	当貸付金について担保や保証の検討資料が確認できなかった。設備資金に係る金額の大きな貸付金については、債権保全の観点から対象設備について可能な限り担保を徴求することが望ましい。 担保を徴求しなかった場合は、その判断に至った理由や過程を文書化し、保管しておく必要がある。

《 補足 》

当貸付金については、要綱や要領が作成されておらず、債権保全について十分な検討がなされていないものと判断した。

指摘 23—2	貸付金の資金使途について
勸奨事項	産地食肉センター整備事業資金貸付契約書に「貸付金は、産地食肉センター整備事業以外の経費に使用してはならない」と定められているものの、整備事業の範囲が客観的に不明確であることから、例えば「センター整備事業で生じた民間融資金の返済金に充当しなければならない」といったように、より具体的な使途を定めておくことが望ましい。

《補足》

当貸付金については、前述のとおり、要綱や要領が作成されていない。貸付金の目的や対象となる事業、資金使途、返済条件、債権保全、利率等が明確化されず、貸付金の契約に定めている内容が適切であるかどうか判断できなかった。

指摘 23-3	効率的な資金提供の方法の検討について
勸奨事項	<p>当貸付金のスキームが経済合理性を有したものかについて検討した資料が残されていない。</p> <p>代替的なスキームが存在する場合は、各スキームのメリット、デメリットを比較検討する必要がある。代替的なスキームとして、例えば、別途交付されている補助金の中に利子相当額を含めることにより、貸付事務は不要になるといった手法が考えられる。</p> <p>予算上の制約により、代替的なスキームの実現が困難な場合であっても、3Eの観点から検討した過程は残しておくべきである。今後は最小の経費で最大の成果を得ることについて、より意識的、積極的に対応されたい。</p>

《補足》

毎年、年初に貸し付け、年度末に一旦回収する方法を継続している。

	貸付額	返済額	年度末残高
平成30年度	500,000 千円	500,000 千円	— 千円
令和元年度	400,000 千円	400,000 千円	— 千円
令和2年度	300,000 千円	300,000 千円	— 千円
令和3年度	200,000 千円	200,000 千円	— 千円
令和4年度	100,000 千円	100,000 千円	— 千円

これらを見ると、実質的には1億円の均等年賦償還の長期貸付金とほとんど同様のものである。

当貸付金については、事務コストや契約の都度生じる先方の印紙代、貸付けしなければ得られたはずの運用利益（機会損失）などを踏まえ、他のスキームと比べた際に最も経済的かどうか等の検討を行うべきと考える。そのような中で、所管課からは「現在は貸付けが終わった事業であり、複数のスキームを検討した資料は残っていない」との回答を受けたところである。

経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness）の3Eの観点から、日常的な業務点検や、過去の事業を活用し、より良い施策につながる

ような工夫ができないかといった姿勢、意識を持って取り組んで頂きたい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金24	森林造成整備事業資金	農林水産部／林務管理課

◆概要

貸付金の名称	森林造成整備事業資金
所管課(局・室)	農林水産部 林務管理課
根拠法令等	森林組合振興対策資金貸付要綱
貸付(制度)開始年度	平成15年度
貸付(制度)の目的・趣旨	森林組合が森林の造成や整備(下刈、枝打、間伐等の保育)、作業道の開設等を受託又は請負で実施するために必要な資金を貸し付けるもの
貸付先	大分県森林組合連合会
貸付期間	1年間

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	280,000	280,000	200,000	200,000	200,000
期中減少	280,000	280,000	200,000	200,000	200,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

森林組合振興対策資金貸付要綱

<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、森林組合(以下「組合」という。)の森林造成・整備の円滑な推進を図るため、大分県森林組合連合会(以下「連合会」という。)に対する資金の貸付に関する必要な事項を定め、組合の経営基盤の強化・安定化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において資金の定義は、次のとおりとする。</p> <p>森林造成整備事業資金</p> <p>組合が、森林の造成や整備(下刈、枝打、間伐等の保育)、作業道の開設等を受託又は請負で実施するのに必要な資金をいう。</p>

◆監査結果

意見 24-1	貸付金の必要性の検討について
勸奨事項	この資金は、森林造成・整備を行ううえで必要な資金需要に対する短期融資となっている。金利は市場より低く設定されているが、貸出しの条件として民間からの借入れを行っていることが求められている。
	平成15年度に創設された制度であるが、近年、森林組合の財政基盤は安定してきており、民間の融資状況より優遇した融資を行う必要性は薄まってきているとの印象を受けた。仮にこの貸付金の制度を廃止し、民間融資のみによった場合には、行政の管理コストは削減されるメリットも考えられる。
	長期に継続されてきた制度ではあるが、昨今の時代に必要な貸出金か否かを検討する余地はあると考える。

《補足》

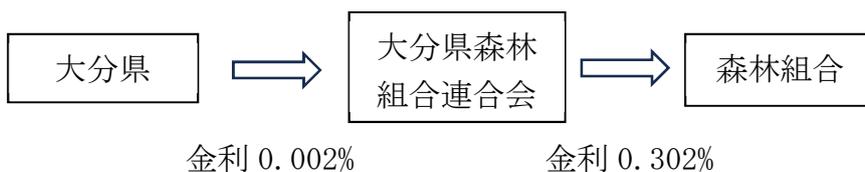
貸付金の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延件数	11	10	12	8	6	7
(組合数)	(3)	(3)	(3)	(2)	(2)	(3)
県貸付額 (百万円)	280	280	200	200	200	160
延貸付額 (百万円)	736	716	452	400	300	330

令和4年度の県貸付額は2億円であったが、令和5年度は1億6千万円に減少している。貸付金の需要も少なくなっている状況が見て取れる。

県が融資する理由の一つに森林組合法第117条で「国及び都道府県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるように、その健全な運営と発達について助言及び指導を行う等必要な配慮をするものとする。」と規定されていることが挙げられている。

また、貸付けの流れと令和4年度の金利は以下のとおりとなっている。



意見 24-2	大分県森林組合連合会の決算書のレビューについて
勸奨事項	<p>大分県森林組合連合会における決算書の貸借対照表の資産の部に県貸付金が計上され、その貸付金に対して貸倒引当金が計上されている。</p> <p>所管課においては、貸倒引当金の内容までの把握は行っていない。別法人内の運用であるため、どこまで関わるべきか難しいところではあるが、県の立場は債権者であることを考慮すれば、債権の回収可能性に関しては把握する必要があると考える。</p>

《補足》

県貸付金の貸倒れが生じると、「森林組合振興対策資金貸付要綱」第9条には代表理事全体が連帯して保証しなければならないと記載されている。この要綱に基づく債務保証の規定を受けて県の損失は発生しないことになるのかもしれないが、県は貸付金の回収可能性については把握する必要がある。

大分県森林組合連合会総会資料の貸借対照表上に計上されている県貸付金の評価額

(単位：円)

年度	令和3年度6月期	令和4年度6月期
流動資産 県貸付金	100,000,000	100,000,000
流動資産 貸倒引当金	△31,184,540	△16,595,450
B/S 評価額	68,815,460	83,404,550

総会資料の注記表抜粋

重要な会計方針に関する事項

③ 引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金25	乾しいたけ生産安定資金	農林水産部／林産振興室

◆概要

貸付金の名称	乾しいたけ生産安定資金
所管課(局・室)	農林水産部 林産振興室
根拠法令等	大分県乾しいたけ生産安定資金貸付要綱
貸付(制度)開始年度	平成5年度
貸付(制度)の目的・趣旨	しいたけ生産に係る機械、施設、原木等の購入に必要な資金を貸し付け、継続的なしいたけ生産と経営の安定を図る。
貸付先	大分県椎茸農業協同組合
貸付期間	1年以内

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	0	0	0	0	0
期中増加	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
期中減少	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
期末残高	0	0	0	0	0

◆概要詳細

大分県乾しいたけ生産安定資金(一般貸付)貸付要綱

第1条(目的)

県は、椎茸生産の円滑化と、椎茸生産者の経営の安定を図るため、大分県椎茸農業協同組合(以下「県椎茸農協」という。)に対し、乾しいたけ生産安定資金貸付事業に要する資金を貸し付け、もって組合員の椎茸生産に必要な機械、施設、原木の購入並びに規模拡大等に資するものとする。

第2条(貸付利率、貸付期間等)

知事は、前条の目的を達成するため、次に定めるところにより資金を貸し付けるものとする。

(1) 貸付利率 年0.01パーセント

(2) 貸付期間 貸付決定のあった日の属する会計年度内で、知事の指定する期間とする。

(3) 返済期日 貸付決定のあった日の属する会計年度内で、知事の指定する期日とする。

(4) 利息の支払い方法 貸付金の返済期日に、貸付日から貸付期間満了の日の前日まで利息を、貸付金とともに支払う。

第6条 (保証)

県椎茸農協は、前条の契約の締結にあたっては、理事全員を連帯保証人としなければならない。

第8条 (貸付条件)

県椎茸農協は、資金の貸付けを受けたときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 貸付金を受領したときは、貸付要領に基づき、速やかに組合員に貸付けを行わなければならない。

(2) 前号の貸付けの月別の貸付状況を貸付状況報告書(第6号様式)により翌月の15日までに知事に報告しなければならない。

(3) 組合員に対する貸付は、年利0.21パーセント、最高限度額一人200万円とする。

金融実績表

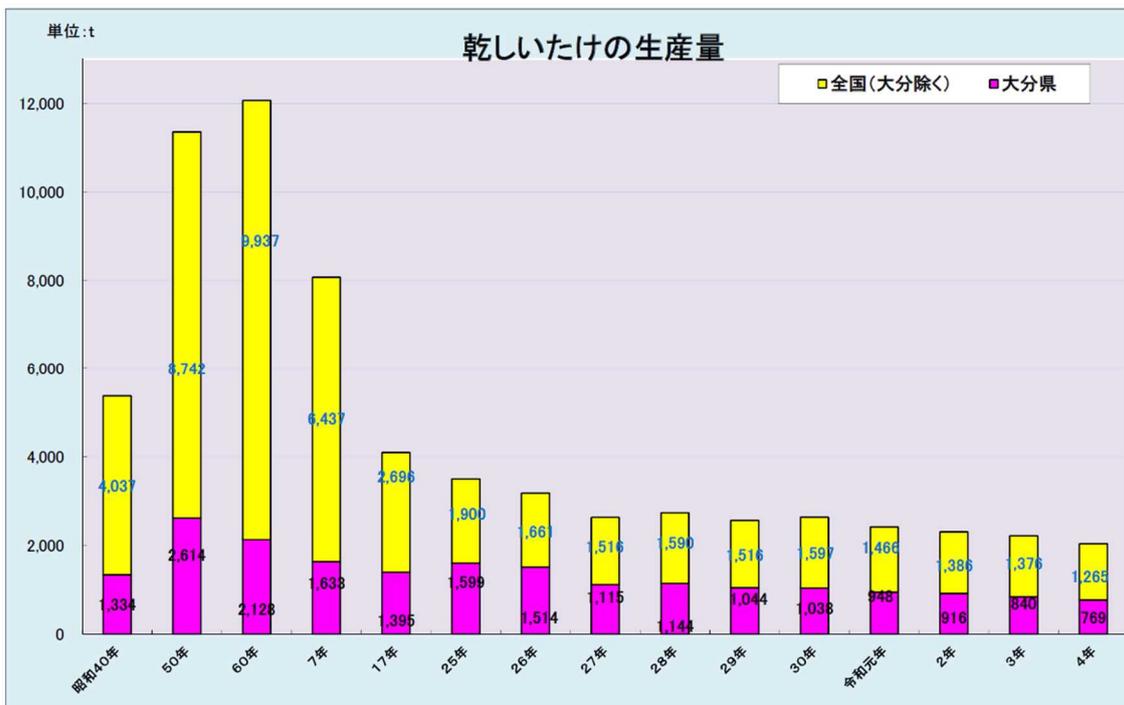
(単位:千円)

項目	期首貸出残高	貸出累計高	回収累計高	期末貸出残高
県資金	9,218	12,840	11,340	10,718

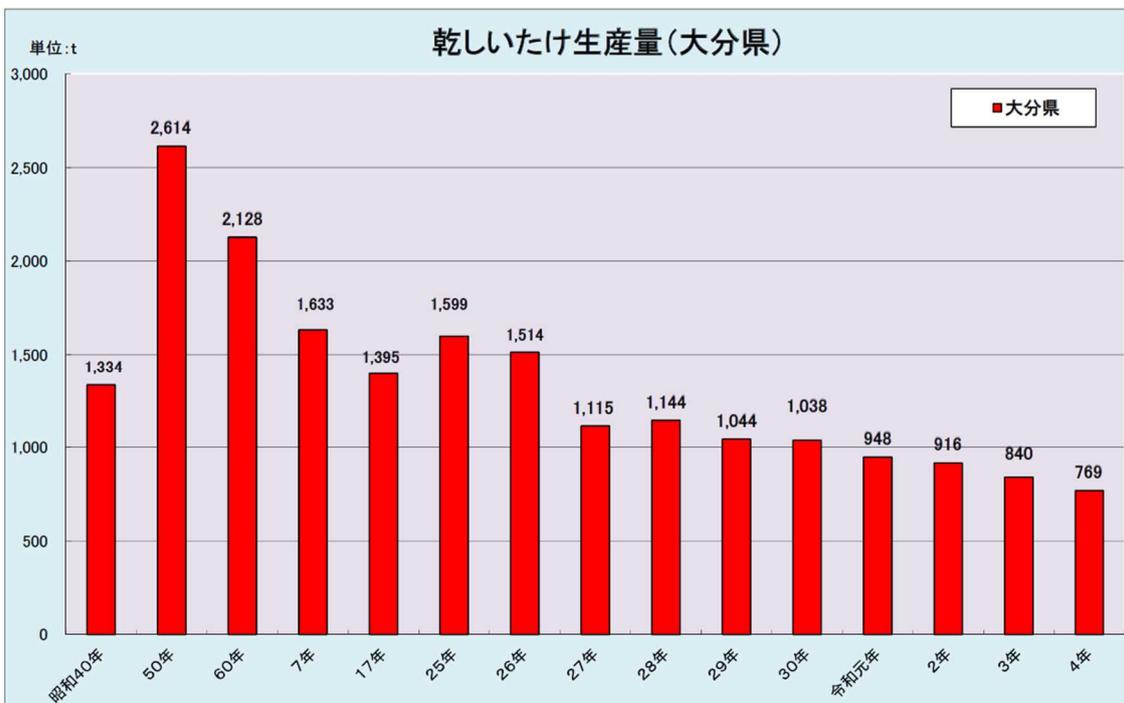
大分県椎茸農業協同組合 総会資料より抜粋

全国の乾しいたけの生産量は毎年減少している。令和3年においては全国2,216tの生産量の中で大分県は840tと37.9%のシェアを有しているものの、大分県単体で見ても、生産量は毎年減少傾向にある。また、日本全体で見ると、国内での生産量より輸入の方が大きい状況となっている。

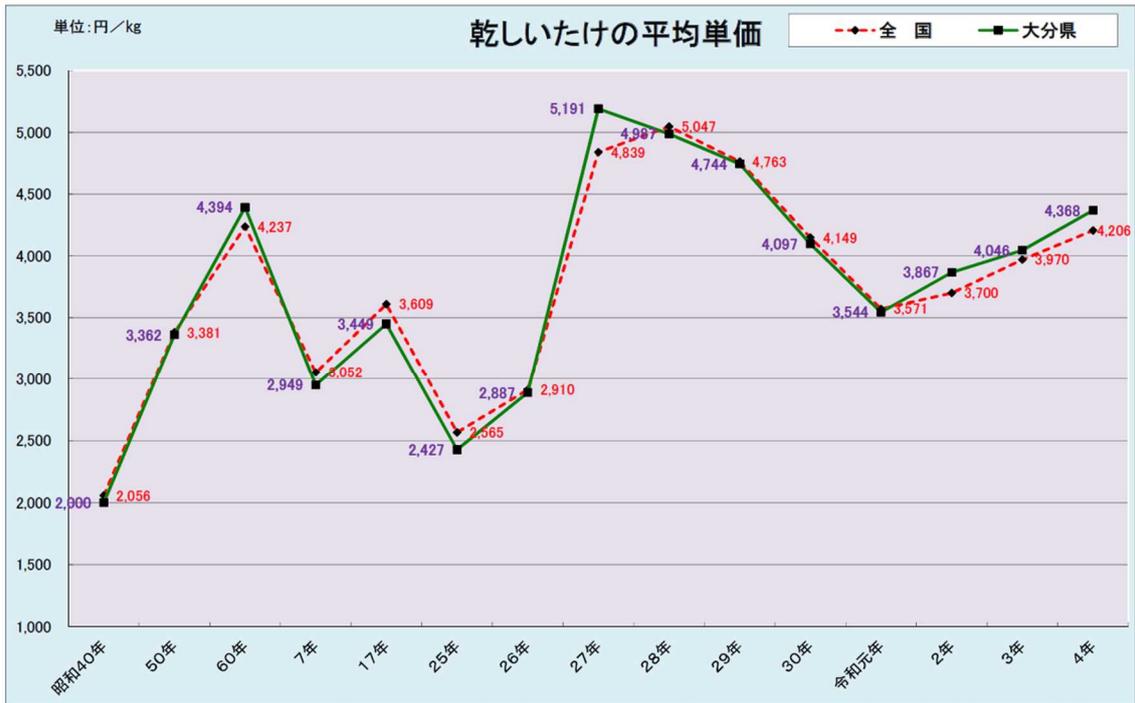
下の表は全て大分県ホームページから抜粋



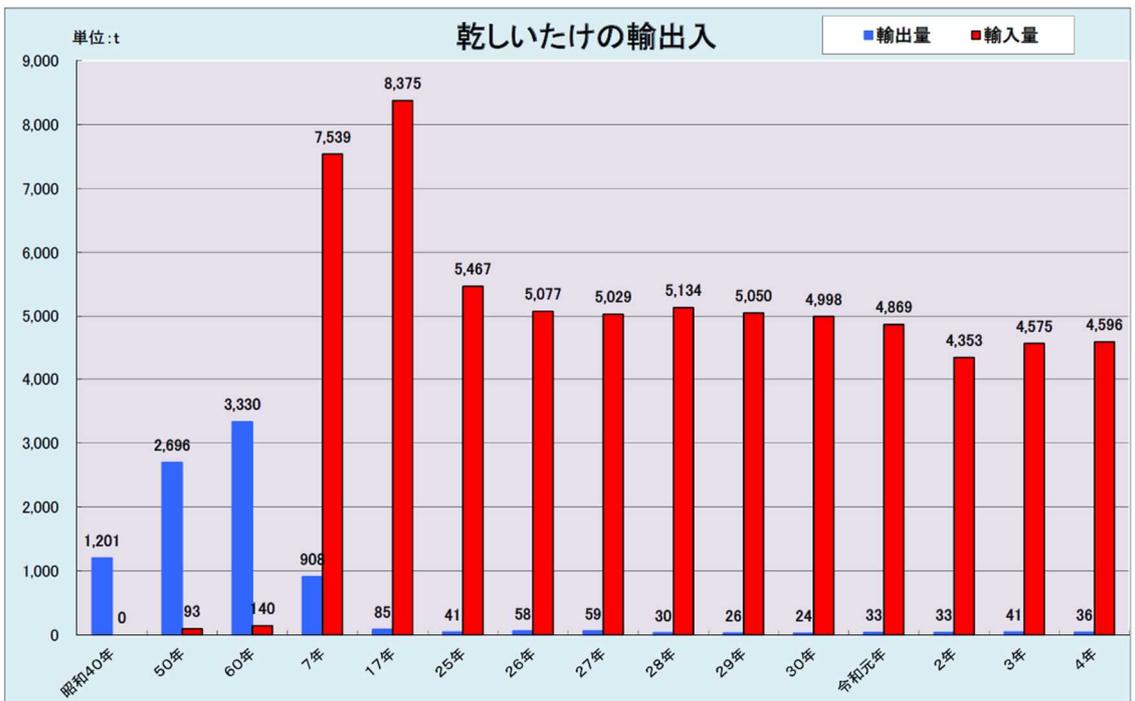
注)1. 生産量は「特用林産基礎資料(林野庁)」による。



注)1. 生産量は「特用林産基礎資料(林野庁)」による。



注) 1. 全国の平均単価は平成13年以前は静岡等の市場年平均価格の山成平均単価。平成14年以降は全品柄の主な市場での年平均価格(林野庁特用林産基礎資料)、大分県の平均単価は大分県椎茸農業協同組合単価である。



注) 1. 輸出入は「貿易統計(財務省)」による。

◆ 監査結果

意見 25-1	貸付金の目的について
勸奨事項	<p>この資金の貸付けは、乾しいたけの生産を安定させることを目的としている。大分県の乾しいたけは生産量日本一であり、昨今の平均単価の増加により令和5年までの直近3年間においては販売価格が約20%増加していることから、生産者を確保する意味では良い傾向である。</p> <p>しかし、その一方で大分県自体の生産量は毎年減少傾向にある。よって、貸付金制度を利用する生産者を増やすと同時に、生産量も増加するような支援を行っていく必要があると考えられる。</p>

意見 25-2	連帯保証について
勸奨事項	<p>大分県乾しいたけ生産安定資金貸付要綱では、貸付契約の要件として理事全員の連帯保証が求められている。</p> <p>県から大分県椎茸農業協同組合に対する貸付金額は3千万円であり、組合員から受け取る金利は0.21%と要綱で決められている。この場合、組合が受け取る年間の利息は約63千円であり、県に支払う0.01%を控除すると約60千円である。利息に対して、理事が保証する水準が過剰のように思われる。</p> <p>このような連帯保証制度は、県から他の団体に対する貸付けにおいても同様のルールが定められていることが多いことから、連帯保証の考え方を検討する余地があると考えられる。</p>

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金 26	大学奨学金貸与事業	教育庁／教育財務課

◆概要

貸付金の名称	大学奨学金貸与事業
所管課(局・室)	教育庁 教育財務課
根拠法令等	大学奨学金貸与事業実施要綱 大学奨学金貸与事業費貸付要綱
貸付(制度)開始年度	平成 28 年度
貸付(制度)の目的・趣旨	大学奨学金の貸与に係る支援
貸付先	公益財団法人 大分県奨学会
貸付期間	大分県奨学会が行う奨学金貸与事業の終了する日

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	42,840	98,863	165,868	231,883	294,588
期中増加	56,023	67,005	66,015	62,705	50,949
期中減少	0	0	0	0	0
期末残高	98,863	165,868	231,883	294,588	345,537

◆概要詳細

	大学奨学金	伊藤隼・マサ代・孝子奨学金
貸与月額(月額)	大学 国公立 自宅 39,000 円 自宅外 43,000 円 私立 自宅 46,000 円 自宅外 54,000 円 短期大学 国公立 自宅 39,000 円 自宅外 43,000 円 私立 自宅 45,000 円 自宅外 51,000 円	大学 国公立 自宅 50,000 円 自宅外 56,000 円 私立 自宅 59,000 円 自宅外 69,000 円

貸与対象者		大学在學生で、保護者が県内に居住する者
定員（1学年）		105人（大学奨学金：100人、伊藤隼・マサ代・孝子奨学金：5人）
貸与基準	学力基準	学力基準 評点3.0以上 ※高等学校3年次の各教科の5段階評価を合算し、これを全履修科目で除した値をそのまま評点とする。
	家計基準	主たる家計支持者について、一定の方法により算出した認定所得額（控除後）が、世帯人員ごとに定める額を下回ること 例：4人世帯 382万円
募集時期		<ul style="list-style-type: none"> ・9月下旬 要綱等配布 ・12月下旬締切
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）大分県奨学会の貸与資金及び県からの借入金で実施 ・大学奨学金 <ul style="list-style-type: none"> R2年度県からの貸付金 66,015千円 R3年度県からの貸付金 62,705千円 R4年度県からの貸付金 50,950千円 R5年度県からの貸付金 31,027千円 ・H28改正 月額3,000円増額

◆監査結果

指摘 26—1	定員割れの状況について
勸奨事項	募集実績が定員を下回る状況が続いている。国の給付型制度の存在を鑑みれば、そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、当該制度の魅力の周知や必要に応じて予算額の見直し等を行う余地があると言える。

《補足》

平成28年度から令和5年度における大学奨学生採用の推移は次頁のとおりである。

年度	奨学金	定員	出願者数	有資格者数	採用(内定)者数	実貸与者	内1年生
28	大学奨学金	100	122	116	100	92	88
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			113	97	
29	大学奨学金	100	136	133	100	90	83
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			113	95	
30	大学奨学金	100	136	133	100	90	93
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			113	95	
元	大学奨学金	100	132	129	100	80	76
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			113	85	
2	大学奨学金	100	127	122	100	83	79
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			113	88	
3	大学奨学金	100	111	109	96	88	83
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			109	93	
4	大学奨学金	100	76	73	60	51	45
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			73	56	
5	大学奨学金	100	87	86	73	55	52
	伊藤奨学金	5			5	5	
	里見推薦	8			8		
	計	113			86	60	

前頁のとおり、令和3年度から出願者数が定員を下回る状況が続いている。特に、令和4年度は定員113名に対して出願者数76名（充足率約67.3%）、令和5年度は定員113名に対して出願者数87名（充足率約77.0%）と大幅に下回る状況となっている。なお、2020年（令和2年）4月から日本学生支援機構の給付奨学金制度がスタートしている。貸与型である当貸付金のニーズは、給付型である日本学生支援機構の奨学金と比較して、相対的に低下していることが推察される。

※日本学生支援機構の給付奨学金制度（独立行政法人日本学生支援機構 HP より抜粋）

経済的理由で大学・専門学校への進学をあきらめないよう、2020年4月より返済不要の給付奨学金制度がスタートしている。世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができる。

また、給付型奨学金の対象となれば、大学・専門学校等の授業料・入学金も免除又は減額される。なお、授業料・入学金の免除・減額は国又は自治体の確認を受けた大学等が、給付型奨学金の支給は日本学生支援機構が行う。

指摘 26—2	県から大分県奨学会に対する無期限無利子貸付について
勸奨事項	県から大分県奨学会に対して、実質、無期限無利子で貸付けを行っているが、今後の取扱いを検討すべきである。

《補足》

大学奨学金貸与事業費貸付要綱において、下記のとおり規定されている。

<p>（貸付の期間）</p> <p>第4条 貸し付けの期間は、当該貸付金の貸し付けの日から奨学金の貸与事業の終了する日とする。</p> <p>（貸付金の利息）</p> <p>第7条 この貸付金の利息は、無利息とする。</p>
--

一方、大分県公社等外郭団体に関する指導指針では、下記のとおり規定されている。

第7 外郭団体の適正な運営指導

3 資金管理及び運用の効率化・適正化

(1) 一般社団法人及び一般財団法人等にあつては、基本財産及び運用財産の適切な管理運用を図ること。

(2) 資金の長期借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。

(3) 資金運用については、他の外郭団体等と連携し、共同運用が可能な外郭団体にあつては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

上記のとおり、県から大分県奨学会に貸付けのみが行われる制度設計になっている。県は同団体に対し、他の外郭団体と同様に適正な運営指導を行う必要があり、返済計画の策定も含めた議論をする余地がある。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金27	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	教育庁／教育財務課

◆概要

貸付金の名称	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
所管課(局・室)	教育庁 教育財務課
根拠法令等	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例 大分県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則
貸付(制度)開始年度	不明
貸付(制度)の目的・趣旨	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学の促進
貸付先	県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する生徒
貸付期間	4年以内

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	6,188	3,640	4,242	4,830	4,018
期中増加	3,864	3,248	4,116	3,360	3,192
期中減少	6,412	2,646	3,528	4,172	3,178
期末残高	3,640	4,242	4,830	4,018	4,032

◆概要詳細

【事業目的】

高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する者に対し、大分県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的とする。

【貸付要件】

- (1) 県内の高等学校の定時制課程、通信制課程又は広域高等学校通信制課程に在学していること。ただし、広域高等学校通信制課程に在学する者につ

- いては、県内に住所を有すること
- (2) 継続して収入を得ることができる職業に就いていること
 - (3) 経済的理由により著しく修学が困難であること
 - (4) 公益財団法人大分県奨学会の奨学金の貸与を受けていないこと
 - (5) 通信制課程に在学する者については、4年間で卒業する学習計画を有し、かつ、年間18単位以上の単位数を履修していること

【返還免除】

定時制課程又は通信制課程を卒業した場合は、修学奨励金の返還債務を免除する。

【貸与額】

月額 14,000 円

◆監査結果

指摘 27—1	定員割れの状況について
勸奨事項	募集実績が定員を下回る状況が続いている。そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、予算額の見直しや全体最適化の検討等を行う余地があると言える。

《補足》

令和4年度の実績によれば、定数30名に対して、実際に使用されている枠は19名にとどまっている。少子化が今後も続いていくと予想される中、定数を見直す必要がないか等検討する必要がある。

なお、学校別にみると令和4年度奨励金の貸付状況は、日田4名、中津東11名、爽風館2名、大分工業0名となっている。当該奨励金は以前より、県から対象の学校側に予算枠を提示している。全体としては定員割れの状況であるものの、利用したくても利用できない生徒がいる可能性も考慮し、全体最適化を図ることが望ましい。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金28	高等学校等奨学金貸与事業（奨学会）	教育庁／教育財務課

◆概要

貸付金の名称	高等学校等奨学金貸与事業（奨学会）
所管課（局・室）	教育庁 教育財務課
根拠法令等	高等学校等奨学金（第一種）貸与事業実施要綱、高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱 高等学校等奨学金（第二種）事業実施要綱、高等学校等奨学金（第二種）事業貸付要綱
貸付（制度）開始年度	平成 17 年度
貸付（制度）の目的・趣旨	高校奨学金の貸与に係る支援
貸付先	公益財団法人 大分県奨学会
貸付期間	大分県奨学会が行う奨学金貸与事業の終了する日

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
期首残高	6,441,228	6,441,228	6,441,228	6,441,228	6,441,228
期中増加	0	0	0	0	0
期中減少	0	0	0	0	0
期末残高	6,441,228	6,441,228	6,441,228	6,441,228	6,441,228

◆概要詳細
(概要)

	一般奨学金	入学支度金	通学費等奨学金		修学旅行費等奨学金	
貸与金額 (月額)	[国公立] (自宅通学) 18,000円	入学時のみ [国公立] 50,000円	割増 運賃 額	貸与金 額	区分	貸与金 額
	14,000円	[私立] 100,000円	7千 円以 上	3,000 円	国内 旅行	160,000 円
	9,000円 (自宅外通学) 23,000円		1万 円以 上	5,000 円	国外 旅行	80,000 円
	18,000円		2万 円以 上	10,000 円		220,000 円
	12,000円 [私立] (自宅通学) 30,000円		3万 円以 上	15,000 円		110,000 円
	23,000円					
	15,000円 (自宅外通学) 35,000円					
	27,000円					
	18,000円					
貸与対象者	高校、専修学校（高等課程）、高等専門学校（当会指定校のみ） の在学学生で、保護者が県内に居住する者					
定員 (1学年)	～平成19年度：700人＋135人（緊急） 平成20年度：760人＋135人（緊急） 平成21年度～：860人＋135人（緊急）	平成22年度～：700人	平成18年度～：21人 平成27年度～：39人	令和2年度～：50人 令和4年度：80人 令和5年度～：120人		

		一般奨学金	入学支度金	通学費等奨学金	修学旅行費等奨学金
貸与基準	学力基準	【原則】 〈予約募集〉中学校3年生時点 中学校の評定平均が3.0以上（特例基準2.8以上） 〈在学募集〉高校入学後 高校の評定平均が3.0以上（特例基準2.8以上） 【特例】 ※特例適用の家計基準に該当する場合は、評定が基準未満でも認め、選考 学力基準なし（勉学意欲があるもの）		学力基準なし	
	家計基準	【原則】 保護者の合計所得金額（認定所得金額）が基準額以下であること。 例：4人世帯 給与所得790万円 【特例】 保護者の全収入が、生活保護世帯の基準額（例：4人世帯321万円）の1.5倍以下であること（例：4人世帯、父母の合計所得481万円）（全県同一基準）		【特例】の家計基準	
募集時期		○予約内定：入学前年の7月～9月に募集 ○在学採用：在学生対象に3月下旬～5月中旬に募集 ○緊急採用：家計が急変し就学困難になった場合願い出により随時募集		○在学採用：在学生対象に3月下旬～5月中旬に募集	

備考	<p>○旧緊急支援奨学金 H14～16：国庫補助事業（地域改善対策事業に代わる事業：1/2補助） H17～：税源移譲により一般財源措置 H18～：通学費等奨学金制度創設 H19～：通学費と他の奨学金と合わせての貸与可とする。</p> <p>○旧育英奨学金 H17：特殊法人日本育英会の廃止に伴い高校奨学金事業を都道府県へ移管 H20：定員増に加え応募者増加で定員を超える有資格者全員を採用 H21：国の臨時特例交付金を原資に高校生修学支援基金創設・定員増 H22：定員増に加え高校生就学支援基金を活用して入学支度金制度創設</p> <p>○23. 4. 1 緊急支援奨学金と育英奨学金を一本化（財源上内部で分割） ○24. 4. 1 家計基準で「世帯全員」を「保護者」の合計所得額に変更 ○24. 4. 1 収入基準による奨学金返還猶予制度導入（24～26年度新規貸与者のみ） ○28. 4. 1 高校奨学金貸与額選択制の導入 ○29. 4. 1 高校奨学金学力基準の引き下げ ○31. 4. 1 家計基準の認定事務を奨学会に一元化 ○R4. 1. 5 家計基準の一部緩和</p> <p>（財源） 県→奨学会への貸付金 ○一般奨学金（第二種＝旧緊急支援） ○通学費等奨学金 ○修学旅行費等奨学金</p> <p>（財源） 国から県への交付金→県から奨学会へ ○一般奨学金（第一種＝旧育英奨学金） ○入学支度金</p>
----	---

	○事務費 県補助金分 R3 16,852 千円 R4 16,852 千円 R5 16,852 千円
--	--

◆監査結果

指摘 28—1	高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金に係る未返還額について
改善事項	高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金に係る未返還額 6,925,236 円について、大分県奨学会から償還を受けるべき返還金であるにもかかわらず、県の財務諸表に計上されていない。

《補足》

令和4年度の「高等学校等奨学金に係る大分県奨学会への貸付額」の資料を確認したところ、高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金に係る未返還額として6,925,236円があった。

高等学校等緊急支援奨学金貸与事業は、経済的な理由で就学困難な高校生を支援する県教委の奨学金制度であり、平成14年4月に開始された事業である。当時、長引く不況の影響で、県内では奨学金や授業料の減免制度を利用する高校生が増加し、救済の必要な生徒の状況も年々深刻になっていた。当該奨学金制度は、貸与の条件となる家庭所得の上限額を低く設定し、経済的な弱者にスポットを当てて、意欲ある生徒の学ぶ機会を保障したものである。

当該未返還額については、所管課の債権報告資料からも漏れており、県の債権として財務諸表に計上すべきでないか調査する必要がある。なお、平成18年度に当該事業が廃止されたことに伴い、「高等学校等緊急支援奨学金貸与事業費補助金償還要領」が定められ、以下のとおり規定されている。

<p>第2条 奨学会は、平成14年度から平成17年度以降における本補助事業による奨学金の貸与を受けた者から、平成17年度以降に返還金があった場合には、その全額を県に償還するものとする。</p>
--

指摘 28—2	県から大分県奨学会に対する無期限無利子貸付について
勸奨事項	県から大分県奨学会に対して、実質、無期限無利子で貸付けを行っているが、今後の取扱いを検討すべきである。

《補足》

高等学校等奨学金（第一種）貸与事業費貸付要綱において、下記のとおり規定されている。

<p>(貸付の期間)</p> <p>第4条 貸付けの期間は、当該貸付金の貸付けの日から奨学金の貸与事業の終了する日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大分県高校生修学支援基金条例（平成21年大分県条例第54号）に基づき設置された大分県高校生修学支援基金により、奨学会が実施する高等学校等奨学金（第一種）貸与事業に係る貸付原資について、平成26年度末に精算をした結果生じた残額（貸与を受けた者からの返還金を除く）の貸付けの期間は、平成27年3月31日までとする。</p> <p>(貸付金の利息)</p> <p>第8条 この貸付金の利息は、無利息とする。</p>

また、高等学校等奨学金（第二種）事業貸付要綱においても、下記のとおり規定されている。

<p>(貸付の期間)</p> <p>第4条 貸付けの期間は、当該貸付金の貸付けの日から奨学金事業の終了する日までとする。</p> <p>(貸付金の利息)</p> <p>第7条 この貸付金の利息は、無利息とする。</p>

一方、大分県公社等外郭団体に関する指導指針では、下記のとおり規定されている。

第7 外郭団体の適正な運営指導

3 資金管理及び運用の効率化・適正化

(1) 一般社団法人及び一般財団法人等にあつては、基本財産及び運用財産の適切な管理運用を図ること。

(2) 資金の長期借入れについては、確実な返済計画を策定するとともに、低利資金の確保等金利負担の軽減を図ること。

(3) 資金運用については、他の外郭団体等と連携し、共同運用が可能な外郭団体にあつては、スケールメリットを活かした方策を実施すること。

上記のとおり、県から大分県奨学会に貸付けのみが行われる制度設計になっている。県は同団体に対し、他の外郭団体と同様に適正な運営指導を行う必要があり、返済計画の策定も含めた議論をする余地がある。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
貸付金29	地域改善対策奨学金	教育庁／ 人権教育・部落差別解消推進課
未収金18		

◆概要

貸付金の名称	地域改善対策奨学金
所管課(局・室)	教育庁 人権教育・部落差別解消推進課
根拠法令等	大分県地域改善対策奨学金等貸与条例
貸付(制度)開始年度	昭和58年
貸付(制度)の目的・趣旨	旧「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する県内の対象地域について教育の充実を図る。
貸付先	県内の対象地域の同和関係者の子弟で高等学校等に在学する者
貸付期間	貸与されることとされた日の属する月から高等学校等を卒業する日の属する月までの間
未収金の発生日	返還義務者の生活困窮のため
債権の分類	私債権
消滅時効	10年
延滞金等の発生の有無	無

◆残高の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首残高	191,014	166,142	146,233	128,002	114,464
期中増加	0	0	0	0	0
期中減少	24,872	19,909	18,231	13,538	10,049
期末残高	166,142	146,233	128,002	114,464	104,415

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	14,503	11,303	11,902	10,045	7,653
	繰越分	119,340	113,804	109,189	107,128	105,693
	計	133,843	125,107	121,091	117,173	113,346
未収金額 ②	現年分	4,078	3,206	2,811	2,835	2,101
	繰越分	110,751	106,184	104,544	104,676	103,280
	計	114,829	109,390	107,355	107,511	105,381
不納欠損額 ③	現年分	40	57	0	465	0
	繰越分	985	144	0	1,353	0
	計	1,025	201	0	1,818	0
	時効による 債権消滅	504	201	0	1,556	0
	滞納処分停 止後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	521	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	262	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	28.4%	28.9%	23.6%	32.9%	27.5%
	繰越分	93.6%	93.4%	95.7%	99.0%	97.7%
	計	86.6%	87.6%	88.7%	93.3%	93.0%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	105,381 千円
-------------	------------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	95,725	2,831	2,557	2,167	2,101	105,381

◆概要詳細

(制度概要)

県内における旧「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地対財特法」という。)に規定する対象地域の同和関係者の子弟

のうち、経済的な理由により高等学校、高等専門学校、大学または短期大学に進学後、修学が困難な者に対し、奨学金及び通学用品等助成金を貸与する制度である。

地域改善対策特定事業であり、これに要する費用の3分の2は国が負担するため、県の負担は3分の1に県単費による上乗せ分を加算したものとなっている(旧「地対財特法」第3条)。返還があった場合は国負担割合を返納することとなっているが、免除で返還されない場合は国への返納も免除される。

旧「地対財特法」の失効に伴い、当該貸与制度は平成13年度をもって廃止となった。経過措置による貸与も、高校は平成16年3月に、大学は平成17年3月に終了しており、現在は回収業務のみ行っている。

対象者	①対象地域の同和関係者の子弟であること ②高等学校等に在学する者であること ③低所得世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者であること ④日本育英会法による学資の貸与又は母子及び寡婦福祉法による修学に必要な資金の貸付けを受けないものであること			
貸与額			奨学費	通学用品等助成金
	高等学校	国公立	月額 25,000 円	一時金 35,100 円
	高等専門学校	私立	月額 48,000 円	一時金 44,100 円
	大学	国公立	月額 51,000 円	一時金 77,750 円
	短期大学	私立	月額 87,000 円	一時金 93,750 円
利息	無利息			
返還期間	高等学校等を卒業の日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内			
返還方法	月賦、半年賦、年賦、その他の割賦			
免除	制度の趣旨から、以下の免除規定が設けられている。 (1)全部又は一部を免除 ①死亡したとき ②精神又は身体に著しい障害を受けたとき ③長期間所在不明(3年以上継続)になったことにより返還出来ないと認められたとき (2)貸与した奨学金等の額の20分の5を限度として免除 ・貸与を受けた者が父母と同居している場合であって、貸与を受けた者が属する世帯が以下の①又は②に該当する場合 ・貸与を受けた者が父母と同居しておらず被扶養者の場合であ			

	<p>って、父母が以下の①又は②に該当する場合</p> <p>①市町村民税所得割非課税</p> <p>②当該世帯の収入の年額が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下</p> <p>なお、免除の額は、免除を認めた年度を含め以後5年間で、貸与した奨学金等の額の20分の5を超えることができない。つまり、5年ごとの申請が求められている。</p>
猶予	<p>①高等学校等に在学しているとき、又は卒業後6月を経過しないとき：在学している期間または卒業後6月</p> <p>②災害、疾病その他やむを得ない事由により返還すべき日に返還することが困難になったとき：その事由が継続する期間</p>
延滞利息	<p>正当な理由なく奨学金等を返還すべき日までにこれを償還しなかったときは、年8.25%の割合で計算</p>

令和4年度末時点での返還状況は下表のとおり。

	累計金額(千円)	比率
貸与総額	1,321,296	—
返還免除額	692,998	52.4%
返還額	415,214	31.4%
不納欠損	3,288	0.3%
滞納額	105,381	8.0%
調定予定額(免除等見込み含む)	104,415	7.9%

直近5年の調定額及び滞納額は下表のとおり。

(単位：千円)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調定済額	現年	11,304	11,902	10,045	7,653
	繰越	113,804	109,189	※107,128	105,693
	計	125,108	121,091	117,173	113,346
返済済額	現年	8,098	9,091	7,209	5,552
	繰越	7,620	4,644	2,452	2,413
	計	15,718	13,735	9,661	7,965
不納欠損額	現年	57	—	465	—
	繰越	144	—	1,353	—
	計	201	—	1,818	—

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
滞納額	現年	3,149	2,812	2,370	2,101
	繰越	106,040	104,544	103,323	103,280
	計	109,189	107,356	105,693	105,381
滞納率	現年	28%	24%	24%	27%
	繰越	93%	96%	96%	98%
	計	87%	89%	90%	93%

※調定後に本人が死亡していることが明らかになり、調定取消を行ったため、前年度の滞留額と一致していない。

◆監査結果

指摘 29—1	債権の分類及び回収手続の徹底について
改善事項	債権を分類する規程等を定め、債務者の状況に応じて債権を分類し、分類に応じた回収対応を実施する必要がある。

《補足》

当該債権については、債務者の状況に応じた分類を行う定めがないため、債権の分類は行っていない。

今回、監査のために集計した延滞債権の内訳は以下のとおり。なお、当該債権は分割返済であるため、最も古い債権の延滞期間で集計している。

(単位：千円)

債務者の状況	人数	調定済	調定前
延滞のない債務者	55	-	13,804
延滞期間が1年未満	7	185	1,599
延滞期間が1年超10年未満	23	5,356	1,379
延滞期間が10年超 (うち時効期間経過)	179	99,840 (63,301)	6,717
調定予定(免除等見込み含む)	81	-	80,916
合計		105,381	104,415

債務者の状況によって回収のための対応策は異なる。例えば、延滞が1年未満の債務者に対しては、債務者の収入状況等を把握した上で即座に納入指導を行うことが有効と考えられるが、延滞が長期に亘る債務者については、財産調査等

を実施し、法的措置も検討するといった対応が必要になると考えられる。

この点、現在実施している回収手続は、年に1回の電話確認及び年に2回の催告書の送付が主な手続きとなっており、訪問や財産調査等は実施されていない。上表のとおり、延滞期間が10年を超える債務者も多く、当該債務者に対しては通常の回収手続では不十分であり、より踏み込んだ回収手続が必要と考えられる。債務者を分類し、債務者に応じた納付指導を定め、効率的かつ効果的な回収作業を行うことが必要であると考ええる。

制度の趣旨から、積極的な回収作業を行いにくいという実状もあると推測される。しかし、前述のとおり債権を免除する規定があり、申請すれば免除を受けることが認められていることから、返済能力がない債務者を救済する措置は十分に取られている。免除申請を失念した債務者が存在するとも推測されるが、他の債権との公平性を考えると、免除申請を受けずに延滞している債務者に対しては、延滞状況に応じた対応策を取る必要があると考ええる。

指摘 29—2	時効の管理について
改善事項	時効を網羅的に管理する仕組みを構築し、安易な時効成立による回収不能は避ける必要がある。

《補足》

現在、網羅的に時効期間を管理できる仕組みになっておらず、個々の債務者について債権管理簿等から確認することしかできない。私債権であるため、時効期間が経過しても債務者による時効の援用がなければ消滅時効とすることができないが、時効期間が経過する前に可能な限り回収手続を実施することが求められる。

この点、現在の債権管理システムでは時効管理ができないことから、システムの改修を検討しているとのことであるが、いずれにしても早急な対応が求められる。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 1	大分県地域活力づくり総合補助金	企画振興部／ おおいた創生推進課

◆概要

債権の名称	大分県地域活力づくり総合補助金
所管課(局・室)	企画振興部 おおいた創生推進課
根拠法令等	大分県地域活力づくり地域活動拠点創出事業費補助金交付要綱 大分県補助金等交付規則
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	地域に活力をもたらす様々な取組を応援する。
未収金の発生理由	事業実施の前提となる、補助事業者と市町村との建物賃貸借契約解除に伴う交付決定取消のため
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
未収金額 ②	現年分	0	0	0	0	30,000
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	30,000
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0

	滞納処分停止後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納率(②+③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	計	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	30,000千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	0	0	0	0	30,000	30,000

◆概要詳細

(制度概要)

臼杵市にある旧野津高校跡地活用に係る補助金であり、事業者(以下「N社」という。)に対して30百万円を交付したものの、交付後間もなく事業を中止することとなったため、補助金交付要綱に基づき、N社に対して補助金の全額返還を求めている。

(大分県地域活力づくり地域活動拠点創出事業費補助金交付要綱)

第4条(3) 補助事業完了後も継続して実施することを前提に交付決定を受けた事業について、補助事業完了の翌年度から5年未満で事業を中止・廃止する場合は、補助金を原則全額返還すること。

旧野津高校跡地は臼杵市で跡地活用の検討を行い、令和2年3月に県が臼杵市に譲渡した。高校跡地のうち、普通教室棟は民間活用することとし、臼杵市によるプロポーザル方式での公募の結果、N社に決定した。なお、応募はN社のみであった。

N社が使用する校舎内の工事費はN社が負担し、臼杵市は土地の購入費の他、N社による工事以外の校舎等の解体・改修工事費を負担することとなっている。

当初N社が見積っていた事業費合計は2億円であり、その一部は自己資金で賄うものの、多くは政府系金融機関A及び県内の金融機関Bの融資と県の補助金で賄われる予定であった。

物価高騰により事業費が増額し、一旦工事は中止したものの、事業計画の見直しや追加融資により工事を再開、令和4年9月にオープンした。

しかし、オープン直後から臼杵市に対する賃料等の滞納が発生、令和5年2月末で臼杵市が賃貸借契約を解除した。これにより県は事業の中止があったと判断し、補助金交付決定を取り消し、N社に対して補助金返還請求を行った。

発生事項を時系列で示すと下記のとおりとなる。

発生時期	発生事項
令和3年11月24日	大分県地域活力づくり地域活動拠点創出事業採択通知
令和4年1月12日	補助金等交付決定
令和4年3月	物価高騰による改修工事中断(補助対象工事は完了)
令和4年4月15日	金融機関Bの融資が実行されていないことが判明
令和4年4月20日	令和4年1月期(2期目)のN社決算書を入力
令和4年5月24日	補助金の額の確定通知
令和4年5月31日	補助金交付
令和4年6月	修正事業計画を市に提出、工事再開
令和4年9月23日	施設オープン
令和5年1月19日	臼杵市が賃料滞納分についてN社に督促状発出
令和5年2月19日	N社従業員解雇通知
令和5年2月21日	施設休業
令和5年3月1日	臼杵市が賃貸借契約解除通知を発出(2月28日付)
令和5年3月6日	N社弁護士より受任通知を受取(3月3日付)
令和5年3月6日	県は補助金交付決定取消通知書を送付
令和5年3月27日	返還期限日
令和5年4月14日	督促状を交付

◆監査結果

指摘 30—1	補助金交付先の財政状態の把握について
改善事項	補助金交付決定時における交付先企業の審査を強化する必要がある。

《補足》

N社は個人で農業を営んでいた代表者が令和2年に法人化した会社であり、令和3年1月が初年度決算であった。このため、令和4年1月の交付決定時は、設立初年度の決算書のみを入手し、補助金交付を決定している。

交付決定後の令和4年4月に令和4年1月期(2期目)の決算書を入手しているが、若干の資産超過ではあるものの多額の営業赤字であった。

決算期のタイミングで、直近の決算書を入手できない場合においても、試算表を入手する、あるいは代表者にヒアリングするといった対応により、直近の経営状態を把握することができたのではないかと考える。

また、特に今回の案件は、金融機関Aと金融機関Bの融資を前提とした事業であったと考えられるため、県は、Aが融資を実行したこと及びBが融資予定であることを確認し、補助金交付を決定したが、実際にはBはその時点での融資を実行していない。最終的には融資を実行しているが、令和4年4月の追加融資申込みの際にもBからは融資を断られている。その理由を確認することはできないが、財政状態や事業計画の実行可能性に疑問があったのではないかと推測される。

補助金交付決定後から実際に補助金を交付するまでには時間を要するが、一旦交付決定すると、業績不振等の理由で取り消すことができない(「大分県補助金等交付規則」第8条)。このため、補助金交付決定は慎重に行うべきであり、必要書類の入手だけでなく、融資状況などを含め、可能な限り情報収集した上で判断する必要がある。

指摘 30—2	事業計画の実行可能性の検討について
改善事項	新規ビジネスに対して補助金を交付する場合、事業計画の実行可能性を慎重に検討する必要がある。

《補足》

「大分県地域活力づくり地域活動拠点創出事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)では、補助金交付申請の際、以下の書類の提出を求めている。

(要綱)

第3条 補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、振興局長が定める期日までに振興局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類(別表のビジネス化にあたる場合は、当該補助事業終了後、2年間の収支見込み)

(別表1)

補助対象事業

- (3) 地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニティビジネス及び農業、林業、水産業、商業、工業等産業の振興に資するビジネス展開(「ビジネス化という」)

上記要綱に従い、事業計画書及び収支予算書に加え、3年間の事業計画を入手している。しかし、補助金交付直後に資金が不足する事態となり、中小企業診断士に相談して計画の見直し等を実施している。

新規ビジネスの場合、事業計画が事業の継続性を判断する重要な情報となるが、事業計画の実行可能性を判断することは容易ではない。単に事業計画を入手するだけでなく、中小企業診断士等の専門家に意見を仰ぎ、可能な限り実行可能性を検討する必要があると考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 2	生活保護法に基づく返還金、徴収金	福祉保健部／ 保護・監査指導室

◆概要

債権の名称	生活保護法に基づく返還金、徴収金
所管課(局・室)	福祉保健部 保護・監査指導室
根拠法令等	生活保護法
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者が資力があるにもかかわらず保護を受けたとき、受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない。(法第 63 条) ・不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する。(法第 78 条)
未収金の発生日	費消済み等のため
債権の分類	公債権 (強制徴収可能)
消滅時効	5 年
延滞金等の発生の有無	無

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	12,153	18,824	15,224	15,780	5,869
	繰越分	13,195	14,284	15,585	16,336	24,213
	計	25,348	33,108	30,809	32,116	30,082
未収金額 ②	現年分	2,027	2,425	6,228	13,607	575
	繰越分	12,257	13,160	13,108	14,706	20,382
	計	14,284	15,585	19,336	28,313	20,957
不納欠 損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	4,100	0
	計	0	0	0	4,100	0

	時効による 債権消滅	0	0	0	4,100	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	16.7%	12.9%	40.9%	86.2%	9.8%
	繰越分	92.9%	92.1%	84.1%	97.3%	72.0%
	計	56.4%	47.1%	62.8%	92.3%	61.3%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	20,957千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	4,637	980	2,097	12,668	575	20,957

◆概要詳細

(制度概要)

生活保護法第63条及び同法第78条では、その保護に要した費用の一部又は全部を返還、徴収することができることと定められており、そのうち未回収の金額が監査の対象となる。

未収金の状況			
令和3年度末		令和4年度末	
件数	金額	件数	金額
37	28,313千円	36	20,957千円

◆監査結果

指摘 31—1	生活保護法に基づく返還金及び徴収金を発生させない仕組みの検討について
勸奨事項	<p>一般的に生活保護受給者に対して現金を給付した後に、生活保護法第63条や第78条を理由に費用を回収することが困難になることは想定される。</p> <p>申請書類の収入申告書や資産申告書は自己申告によるものであるため、申告漏れのリスクが生じる。申告内容を確認するための手法として他の行政機関との連携の仕組みの構築を検討することも考えられる。</p> <p>債権発生を減らすためにも、事前の確認作業の充実や状況の変更確認を適時に行うことができる仕組みを検討して頂きたい。</p>

《補足》

生活保護法第63条及び第78条の概要は以下のとおり。

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還（法第63条）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。生活保護は、生活困窮者があらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合に限り、行われるのが原則である。

しかし、急迫の場合など、資産があってもすぐには活用できない場合には一旦必要な保護を行い、後に資産活用ができるようになった場合に費用を返還させるものである。

(2) 不正受給の費用徴収（法第78条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

収入があるにもかかわらず申告をしなかった場合等、不正に保護費を受給した場合の費用徴収を定めたものである。また、特に悪質と見なされる場合には、詐欺罪の疑いで告訴を検討することもある。

指摘 31-2	返還金及び徴収金の発生年度の対応について
勸奨事項	このような債権は長期化するほど回収が困難になる傾向がある。そのため、返還金及び徴収金については、発生時の初期対応を整理したマニュアル等を作成するよう検討して頂きたい。

指摘 31-3	新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和後の債権回収について
勸奨事項	<p>令和3年度の債権回収状況は、他の年度と比較すると低い値となっている。訪問できない状況や被保護者の収入減少等が生じたことが想定され、やむを得ない面もあるかもしれない。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染対策等が規制緩和されたため、今後は回収率をより一層高める努力が必要である。不良債権とならないよう、早めに処置することを心掛けて頂きたい。</p>

《補足》

現年度調定額に対する回収額は以下のとおり。

(単位：円)

		調定額	回収額	未回収額	回収率
H30年度	東部保健所	2,526,815	2,526,815	0	100%
	西部保健所	9,626,536	7,599,237	2,027,299	78.9%
R1年度	東部保健所	5,784,347	5,284,347	500,000	91.4%
	西部保健所	13,040,187	11,115,063	1,925,124	85.2%
R2年度	東部保健所	7,180,130	7,180,130	0	100%
	西部保健所	8,044,791	1,816,626	6,228,165	22.6%
R3年度	東部保健所	8,086,517	1,255,805	6,830,712	15.5%
	西部保健所	7,694,137	917,223	6,776,914	11.9%
R4年度	東部保健所	5,076,852	4,692,242	384,610	92.4%
	西部保健所	792,339	601,364	190,975	75.9%

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 3	被保護家庭の高校奨学資金返還金	福祉保健部／ 保護・監査指導室

◆概要

債権の名称	被保護家庭の高校奨学資金返還金
所管課(局・室)	福祉保健部 保護・監査指導室
根拠法令等	大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付規則
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	被保護家庭の児童で向学心に富み有能な素質を持つ者に対し、奨学資金を貸し付け、将来社会に貢献し得る人材を育成する。
未収金の発 生理由	生活困窮のため
債権の分類	私債権
消滅時効	10年
延滞金等 の発生 の有無	無

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て

(千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調 定 額 ①	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	7,903	7,903	7,895	7,895	7,471
	計	7,903	7,903	7,895	7,895	7,471
未 収 金 額②	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	7,903	7,895	7,895	7,471	7,348
	計	7,903	7,895	7,895	7,471	7,348
不 納 欠 損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停 止後3年経過 権利の放棄	0	0	0	0	0

	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	100.0%	99.9%	100.0%	94.6%	98.4%
	計	100.0%	99.9%	100.0%	94.6%	98.4%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	7,348千円
-------------	---------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	7,348	0	0	0	0	7,348

◆概要詳細

大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付規則(昭和39年大分県規則第38号)

第一条 (貸付の目的)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく非保護家庭の児童で向学心に富み有能な素質をもつものに対して奨学資金を貸し付け、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第三条 (貸付金額)

貸付金額は、月額五千円以内とする。

2 奨学資金は、無利子とする。

第四条 (貸付期間)

奨学資金の貸付期間は、貸付決定の月から卒業する月までとする。

未収金の状況			
令和3年度末		令和4年度末	
件数	金額	件数	金額
94	7,471千円	92	7,348千円

〈現在の大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付金の状況〉

高等学校等就学支援制度や就学援助制度等の充実により、大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付の重要性は低下しており、平成10年度に貸付けは終了している。

現在は滞納分の管理のみを行っており、1人当たりの最大の貸付金額は
5千円 × 12ヶ月 × 3年間 = 18万円 である。

1人当たりの貸付金額は大きくはないが、回収期間が長期化していることから回収が困難な状況となっている。

◆監査結果

指摘 32-1	不納欠損処理の検討について
勸奨事項	<p>令和4年度の回収状況から単純計算すれば、回収に約60年を要することになる。</p> <p>また、大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付金は私法上の債権に当たるため、時効の援用がなければ債権の消滅は期待できない。</p> <p>このような回収業務を継続して60年も実施することは、事務の効率性や費用対効果から望ましいと言えない。返済ができないと判断したものに關しては、不納欠損処理を検討する余地があると考えます。</p>

〈補足〉

約60年の計算方法（令和4年度の回収状況をもとに単純計算）

$$7,376,064 \text{ 円} / 123 \text{ 千円} \approx 59.74 \text{ 年}$$

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 5	児童福祉法第56条第2項の 規定に基づく負担金	福祉保健部／ こども・家庭支援課
未収金 6		福祉保健部／ 障害福祉課

◆概要

(児童分)

債権の名称	児童福祉法第56条第2項の規定に基づく負担金
所管課(局・室)	福祉保健部 こども・家庭支援課
根拠法令等	児童福祉法第56条第2項
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県が児童福祉施設等に対して児童の入所措置を行った場合、措置費の全部又は一部を、本人又は扶養義務者等の負担能力に応じて児童措置費負担金として徴収するもの
未収金の発 生理由	①保護者の失業・疾病・コロナ禍による収入減少、物価高騰などによる生活困窮 ②納入意識の乏しい保護者が多く見られること ③保護者の行方不明
債権の分類	公債権(強制徴収可能)
消滅時効	5年
延滞金等の発 生の有無	有

(障がい児分)

債権の名称	児童措置費負担金
所管課(局・室)	福祉保健部 障害福祉課
根拠法令等	児童福祉法第56条第2項
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県が児童福祉施設等に対して児童の入所措置を行った場合、措置費の全部又は一部を、本人又は扶養義務者等の負担能力に応じて児童措置費負担金として徴収するもの
未収金の発 生理由	①保護者の失業・疾病・コロナ禍による収入減少、物価高騰などによる生活困窮 ②納入意識の乏しい保護者が多く見られること ③保護者の行方不明
債権の分類	公債権(強制徴収可能)

消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	無

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て

(児童分)

(千円)

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
調定額 ①	現年分	19,690	22,687	29,155	32,222	32,654
	繰越分	39,622	42,302	48,377	55,795	59,654
	計	59,312	64,989	77,532	88,017	92,308
未収金額 ②	現年分	10,544	12,982	15,406	16,136	17,972
	繰越分	31,758	35,394	40,389	43,517	50,250
	計	42,302	48,377	55,795	59,654	68,222
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	5,136	5,117	6,191	8,777	7,296
	計	5,136	5,117	6,191	8,777	7,296
	時効による 債権消滅	5,136	5,117	6,191	8,777	7,296
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	53.6%	57.2%	52.8%	50.1%	55.0%
	繰越分	93.1%	95.8%	96.3%	93.7%	96.5%
	計	80.0%	82.3%	79.9%	77.7%	81.8%

(障がい児分)

(千円)

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
調定額 ①	現年分	4,054	3,681	2,955	2,667	1,919
	繰越分	10,938	11,463	12,642	12,747	11,789
	計	14,992	15,144	15,597	15,414	13,708
未収金額 ②	現年分	2,163	2,262	1,606	1,228	626
	繰越分	9,300	10,380	11,141	10,561	10,663

	計	11,463	12,642	12,747	11,789	11,289
不納欠損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	626	523	798	2,004	991
	計	626	523	798	2,004	991
	時効による 債権消滅	626	523	798	2,004	991
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③) / ①	現年分	53.4%	61.5%	54.3%	46.0%	32.6%
	繰越分	90.7%	95.1%	94.4%	98.6%	98.9%
	計	80.6%	86.9%	86.8%	89.5%	89.6%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

(児童分)

令和4年度末の未収金額	68,222千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	10,110	10,839	13,683	15,618	17,972	68,222

(障がい児分)

令和4年度末の未収金額	11,289千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	6,177	1,725	1,538	1,223	626	11,289

◆概要詳細

児童福祉法第 56 条第 2 項に基づく負担金、児童措置費負担金

児童福祉法 56 条

第 49 条の 2 に規定する費用を国庫が弁済した場合においては、内閣総理大臣は、本人またはその扶養義務者から都道府県知事の認定する負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 第 50 条第 5 号、第 6 号、第 6 号の 2 若しくは第 7 号から第 7 号の 3 までに規定する費用を支弁した都道府県又は第 51 条第 2 号から第 5 号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

児童福祉法 49 条の 2

国庫は、都道府県が、第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、国の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。

費用の負担額については、「児童福祉法第 56 条第 2 項の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和 42 年大分県規則第 42 号）」で明記されている。

(児童分)

未収金の状況			
令和 3 年度末		令和 4 年度末	
件数	金額	件数	金額
5,616	59,654 千円	6,122	68,222 千円

(障がい児分)

未収金の状況			
令和 3 年度末		令和 4 年度末	
件数	金額	件数	金額
787	11,789 千円	758	11,289 千円

◆監査結果

指摘 33—1	現年度分の徴収率の向上について
勸奨事項	<p>令和4年度の県の徴収率を見れば、現年度分は60.4%となっている。一方、過年度分の徴収率は25.0%となっており、現年度分と比較すると低い割合となっている。</p> <p>そのため、現年度分の回収率を向上させることが不良債権の防止につながることになるであろう。初期段階での保護者への納付指導をより一層充実させる必要があると考える。</p> <p>また、過去の推移を見れば、令和2年度の徴収率は96.3%と高い値となっていたが、それ以降、徐々に低下してきている。徴収率が下がった原因を分析し、向上するような手立てを考えていく必要がある。</p>

《補足》

児童措置費負担金の年度別推移

現年度（県の事務処理分のみ）

（単位：円）

区分	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
調定	1,171,800	1,327,150	1,319,840	1,227,300	1,233,100
収入	707,000	838,500	1,271,300	879,100	744,300
不納欠損	-	-	-	-	-
収入未済	464,800	488,650	48,540	348,200	488,800
徴収率	60.3%	63.2%	96.3%	71.6%	60.4%

過年度（県の事務処理分のみ）

（単位：円）

区分	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
調定	3,201,130	2,452,980	2,809,630	2,728,770	2,118,570
収入	1,212,950	132,000	77,800	99,500	94,000
不納欠損	-	-	51,600	858,900	232,200
収入未済	1,988,180	2,320,980	2,680,230	1,770,370	1,792,370
徴収率	43.9%	25.7%	32.7%	24.7%	25.0%

指摘 33—2	不納欠損額の縮小に向けた取組について
勸奨事項	<p>当債権は公法上の債権として地方自治法第 236 条の消滅時効の適用を受けるため、5年を経過した時点で時効が成立し、債権が消滅する。</p> <p>県全体で見ると調定額は増加傾向にあり、不納欠損額も比例して増加している印象を受ける。</p> <p>個別の不納欠損額を見れば、数千円のものも多く存在するが、払えない金額ではないようにも思える。強制徴収が可能な債権であることを鑑みれば、何らかの収入から徴収することができないかを検討することも必要と考える。</p>

《補足》

大分県全体の推移（県と市の管理分の合算、現年度と過年度分の合計）

（単位：円）

区分	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定	74,272,475	80,102,740	93,130,325	103,432,625	106,017,640
収入	14,775,065	13,442,340	17,596,450	21,206,835	18,217,745
不納欠損	5,763,280	5,640,715	6,990,325	10,781,985	8,288,160
収入未済	53,734,130	61,019,685	68,543,550	71,443,805	79,511,735
徴収率	19.9%	16.8%	18.9%	20.5%	17.2%

指摘 33—3	不納欠損処理の妥当性の検討について
勸奨事項	<p>当貸付金に係る債権管理業務は、児童相談所、市福祉事務所、県本庁各課（こども・家庭支援課、障害福祉課）がそれぞれ役割を担っている。</p> <p>最終的な債権リスクは県が負っているが、督促状の送付や催告は児童相談所が行い、徴収額の管理は市福祉事務所が行っている。また、不納欠損処理は市から県への報告後、県が処理する流れとなっている。</p> <p>不納欠損の理由の大半は納入の見込みがないもの、及び時効になったものである。県が債権リスクを負っている以上、定期的に市町村の判断が適正であったか検証することも重要であると思われる。</p>

《補足》

指摘 33-2 の《補足》の表（大分県全体の推移（県と市の管理分の合算、現年度と過年度分の合計））を見れば、年を経過するごとに調定額と収入未済額は増加傾向になっている。それに伴い事務作業も増加する見込みであり、必要な手続きを踏まずに時効という理由で不納欠損処理を行う可能性も考えられる。定期

的に業務内容の検証をすることも内部統制上必要と考えられる。

指摘 33—4	不納欠損処分調書について
勸奨事項	<p>不納欠損処理を行う場合、各市町村が作成した様式2「児童福祉法第56条に基づく不納欠損処分調書」が県に提出される。その中に財産状況の記載欄があるが、市町村によっては全く記載がないものが見受けられた。</p> <p>児童福祉法第56条第2項に基づく負担金は強制徴収が可能な債権であるため、財産の状況についても調査し、記載する必要がある。</p>

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 7	行政代執行費用	生活環境部／循環社会推進課

◆概要

債権の名称	行政代執行費用
所管課(局・室)	生活環境部 循環社会推進課
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障が生じる恐れがあり、その支障の除去等の措置を講じる必要がある義務者が義務を履行しない場合に、行政庁が代わりに支障の除去等の措置を行い、当該費用を義務者から徴収するもの
未収金の発生日	納入義務者の経営不振のため
債権の分類	公債権 (強制徴収可能)
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	200,720	200,648	200,489	200,368	200,256
	計	200,720	200,648	200,489	200,368	200,256
未収金額②	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	200,648	200,489	200,368	200,256	200,126
	計	200,648	200,489	200,368	200,256	200,126
不納欠損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0

	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
	計	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	200,126千円
-------------	-----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	200,126	0	0	0	0	200,126

◆概要詳細

(制度概要)

県が業者に対して措置命令を下したが、業者が適正に対応しないため、業者に代わって県が代執行し、代執行に要した費用を業者に請求する債権である。

過去に発生した行政代執行は現在未収となっている3件のみである。3件の代執行の内容及び経緯は以下のとおり。

業者	行政代執行の内容	経緯
A	産廃最終処分場(安定型)において、木くず等の不適物を埋却したことで、地中で発酵が進み、硫化水素等のガスが噴出した。代執行により覆土等を実施。	H1.10 産業処分業許可取得 H8.6 保健所に悪臭苦情 H8.10 改善命令 H9.8 営業停止処分及び措置命令 H9.11 代執行 H10.4 納付命令書送付
B	産廃中間処理施設(廃プラ破碎)において、廃プラを長期間放置したことで、火災等の生活環境保全上の支障が生じる恐れがあったため、代執行により全量撤去。	S62.6 中間処理施設設置 H5.5 経営悪化により操業停止(代表者行方不明) H8.7 撤去指導(代表者発見) H12.6 町長・町議会議長から要望書 H13.1 措置命令 H13.2 代執行 H13.5 納付命令書送付

業者	行政代執行の内容	経緯
C	産廃最終処分場(安定型)において、木くず等の不適物を埋却したことで、水質が悪化、ガスが噴出した。 代執行により覆土等を実施。	H18.3 最終処分場設置許可 H19.7 水質悪化、硫化水素検出 H20.3 改善命令 H20.4~H21.5 火災発生(3回) H21.2 措置命令 H21.5 代執行(1回目) H22.12 代執行(2回目) H23.6 納付命令書送付

近年は特に近隣住民に対する配慮から、新たな処理施設を認可することが難しくなっている。既存の業者に対しても5年に1回の認可更新時に経営状態や経営改善計画の審査等、財政面の審査を行い、経営状況等が悪化している業者に対しては定期的な監視を行うことにより、行政代執行の再発を防止している。

◆監査結果

指摘 34-1	回収業務の効率化について
改善事項	毎期の回収額が少額である。債務者の資産、所得の状況から現状より回収額を引き上げるのは難しいため、回収に係る費用を勘案し、債権回収業者への業務委託も検討すべきである。

《補足》

現在未収となっている3件の回収状況は下表のとおり。

(単位：千円)

	A	B	C
発生年月	H10年4月	H13年5月	H23年6月
当初債権	98,498	45,239	66,885
債権残高	89,203	44,930	65,960
返済額 (うち差押財産売却による)	9,295 (9,172)	309	924
年間返済額(平均)※	4	16	77
返済までの年数	18,133年	2,648年	852年

※発生から最終入金日までの平均返済額。ただし差押財産売却収入による返済額を除く。

債務者	債務者の状況
A	現在は年金収入のみであり、年金から毎月1千円ずつ返済。
B	令和2年9月に債務者死亡。相続人もおらず、清算人も選任されていない。時効成立を待って不納欠損処理予定。
C	給料から毎月10千円の返済。

いずれの債務者に対しても適時に資産調査が行われ、差押財産がある債務者については差押財産から徴収している。

A及びCは現在、毎年の所得から少額ながら返済している状態であり、今後も返済する意思がある。しかし、他に財産及び所得が無いことは確認しており、債権のほとんどは回収が困難であると考えられる。

年間の返済額が少額であるにも関わらず、定期的な債務者へのヒアリングや納付書発行等の事務作業が生じることを考慮すると、債権回収業務の委託も検討する必要があると考える。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金 8	環境保全協力金	生活環境部／循環社会推進課

◆概要

債権の名称	環境保全協力金
所管課(局・室)	生活環境部 循環社会推進課
根拠法令等	大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県外から県内の産業廃棄物処理施設に産業廃棄物が搬入される場合に発生する様々な環境負荷に対して、適正処理の観点から県が対策を実施する際に必要な費用負担を、県外の排出事業者にも協力してもらうもの
未収金の発 生理由	納入義務者の経営不振や所在不明のため
債権の分類	私債権
消滅時効	10年
延滞金等 の発生 の有無	無

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	143,977	156,050	157,596	137,162	128,211
	繰越分	12,590	12,590	12,590	13,157	13,157
	計	156,567	168,640	170,186	150,319	141,368
未収金 額②	現年分	0	0	567	0	0
	繰越分	12,590	12,590	12,590	13,157	13,157
	計	12,590	12,590	13,157	13,157	13,157
不納欠 損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	1,283	0
	計	0	0	0	1,283	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0

	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1,283	0
未収納率(②+③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	繰越分	100.0%	100.0%	100.0%	109.8%	100.0%
	計	8.0%	7.5%	7.7%	9.6%	9.3%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和5年度末の未収金額	13,157千円
-------------	----------



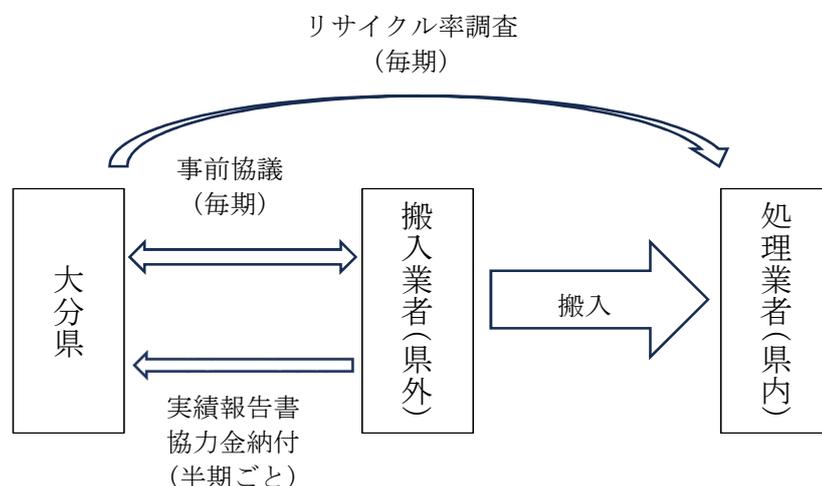
(内訳) (千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	12,590	0	567	0	0	13,157

◆概要詳細

(制度概要)

大分県内の産業廃棄物処理業者に産業廃棄物を搬入する県外業者に対して、搬入数量等に応じて環境保全協力金の納付を求めている。



県外から大分県内の産業廃棄物処理業者に産業廃棄物を搬入する場合は、原則として毎期、県に事前協議申請を行い、審査を受ける必要がある。

協定を締結した搬入業者は半期ごとに実績報告書を県に提出することとなり、県は実績報告書の搬入量に単価を乗じて協力金額を算定している。

実績報告書は、搬入業者の申請ベースであるが、定期的に搬入業者や受入処理

業者への立入検査を実施し、マニフェストと比較して一致しているか否かを確認している。不正があった場合は取引を停止することとなるため、計量違いによる誤差が発生することもあるものの、通常は一致しており、過去に不正は発生していない。

単価は中間処理か最終処分か、また中間処理の場合はリサイクル率によって異なる。

リサイクル率	金額(1t 当り)
中間処理(リサイクル率 80%以上)	0 円
中間処理(リサイクル率 50%以上 80%未満)	100 円
中間処理(リサイクル率 20%以上 50%未満)	250 円
中間処理(リサイクル率 20%未満)	500 円
最終処分	500 円

毎年 11 月に県内の受入処理業者のリサイクル率を調査し、リサイクル率に応じた単価を設定する。

搬入業者からの実績報告書は、上期は 10 月末までに、下期は 4 月末までに提出することとなっており、これを受けて納付書は、上期分は 1 月に、下期分は 7 月に送付している。協力金が未収となっている場合は、取引を停止することとなっているが、前期分の納入期限が到来する前に翌半期の取引が行われることから、過去には 2 回分の協力金が未収のまま、翌半期に取引したケースが生じている。

過去 5 年間の調定額及び未収金は下表のとおり。

(単位：千円)

搬入年度	取引業者数	調定額	未收件数	未収金額	発生率
平成 30 年度	781 件	143,537	一件	—	—
平成 31 年度	826 件	166,892	2 件	566	0.3%
令和 2 年度	850 件	146,561	一件	—	—
令和 3 年度	875 件	129,093	一件	—	—
令和 4 年度	780 件	121,139	一件	—	—

現在未収となっている債権の多くが、10 年以上前に発生した債権であり、直近 5 年での発生は 2 件のみである。近年未収となるケースが減少しているのは、環境保全協力金が発生しない業者については届出制としたことにより、職員の回収業務に充てる時間が増えたことがその要因と考えられる。また、事前協議面

談時に経営状態を確認し、県外業者への立入検査を行うなどの対応も、未収が減少する要因となっている。

- ◆監査結果
指摘事項なし

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金10	農業改良資金貸付金	農林水産部／団体指導・金融課
未収金11	農業改良資金違約金	

◆概要

(貸付金)

債権の名称	農業改良資金貸付金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	農業改良資金助成法(平成22年10月1日からは農業改良資金金融通法) 大分県農業改良資金貸付規則(平成22年10月1日廃止) 大分県農業改良資金事務処理要領(平成22年10月1日廃止) 大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	農業者等が行う農業改良措置に要する資金の貸付けを行い、農業経営の安定と農業生産力の増進を図る。(県による貸付けは平成22年9月末に終了、平成22年10月からは日本政策金融公庫が貸付けを実施)
未収金の発生理由	借受者の経営不振等のため
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

(違約金)

債権の名称	農業改良資金違約金
所管課(局・室)	農林水産部 団体指導・金融課
根拠法令等	大分県農業改良資金貸付規則(平成22年10月1日廃止) 大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	農業者等が行う農業改良措置に要する資金の貸付けを行い、農業経営の安定と農業生産力の増進を図る。(県による貸付けは平成22年9月末に終了、平成22年10月からは日本政策金融公庫が貸付けを実施)

未収金の発生理由	借受者の経営不振等のため
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発生の有無	有

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て
(貸付金)

(千円)

区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
調定額 ①	現年分	999	409	409	409	0
	繰越分	20,466	18,046	17,066	16,296	15,736
	計	21,465	18,455	17,475	16,705	15,736
未収金額 ②	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	18,046	17,066	16,296	15,736	15,146
	計	18,046	17,066	16,296	15,736	15,146
不納欠損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除 その他	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
未収納率 (②+③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	88.2%	94.6%	95.5%	96.6%	96.3%
	計	84.1%	92.5%	93.3%	94.2%	96.3%

(違約金)

(千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	4,145	1,293	864	0	0
	繰越分	47,184	50,839	51,664	51,646	50,914
	計	51,329	52,132	52,528	51,646	50,914
未収金 額 ②	現年分	4,145	1,293	864	0	0
	繰越分	46,694	50,371	50,782	50,914	50,182
	計	50,839	51,664	51,646	50,914	50,182
不納欠 損額 ③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
	時効による 債権消滅	0	0	0	0	0
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除 その他	0	0	0	0	0
未収納 率 (②+ ③)/①	現年分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	繰越分	99.0%	99.1%	98.3%	98.6%	98.6%
	計	99.0%	99.1%	98.3%	98.6%	98.6%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

(貸付金)

令和4年度末の未収金額	15,146 千円
-------------	-----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30 年度以前	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	計
未収金額	15,146	0	0	0	0	15,146

(違約金)

令和4年度末の未収金額	50,182千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	48,025	1,293	864	0	0	50,182

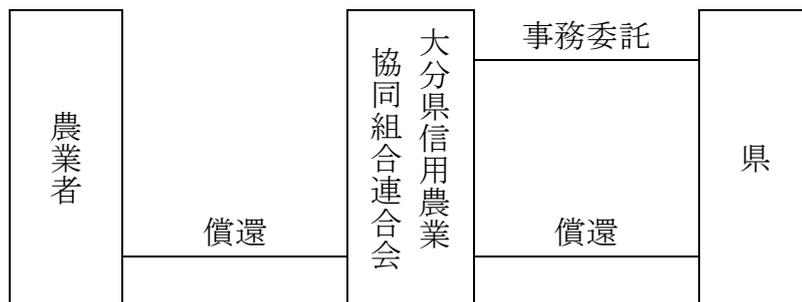
◆概要詳細

(制度概要)

農業改良資金貸付金は、①農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等、②農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等、③米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等、④六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者(中小企業者に限る。)、⑤みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等の借入対象者に対して、(ア)農地等の改良等、(イ)農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得、(ウ)農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得、(エ)借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等、(オ)家畜・果樹等の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金など、農業改良措置を実施するために必要な資金を貸し付ける、(株)日本政策金融公庫(※)が実施する無利息の貸付制度である。

(※) 農業改良資金助成法の改正及び農業改良資金融通法の施行により、貸付機関が県から日本政策金融公庫に移管され、県は既貸付金の回収を行っている(平成24年度大分県包括外部監査結果報告書参照)。

県(知事)は大分県信用農業協同組合連合会(代表理事理事長)と農業改良資金事務委託契約を締結しており、大分県信用農業協同組合連合会は、借受者から徴収した償還金(一時償還金及び違約金を含む。)を県に払い込むこととされている。



◆監査結果

指摘 35—1	契約書と要領の不整合について
不備事項	<p>延滞状況等の状況報告書の提出時期について、事務委託契約書では翌月 10 日までと定められているが、滞納整理事務処理要領では翌月 5 日までと定められており、契約書と要領との間で不整合が生じていた。契約書を作成する際は、契約書の内容が要領に沿っているかを確認することが求められる。</p> <p>また、令和 4 年 4 月分の延滞状況等の報告日が 5 月 11 日となっており、契約書及び要領の定めた期限を双方とも超過していた。ルールに沿った事務手続が行われるよう改善する必要がある。</p>

《補足》

大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領の規定は次のとおり。

(延滞発生報告)

第 3 条 大分県信用農業協同組合連合会代表理事理事長は、償還金の延滞発生等の状況を毎月末に取りまとめ翌月の 5 日までに農業改良資金延滞発生状況報告書により農林水産部団体指導・金融課長に報告する。

また、農業改良資金事務委託契約書の規定は次のとおり。

第 8 条 乙は、毎月末ごとに当月の貸付状況、償還状況、貸付残高及び延滞等の状況を明らかにした報告書を作成し、翌月 10 日までに甲に提出するものとする。

(甲：県、乙：大分県信用農業協同組合連合会)

指摘 35—2	誓約書のチェックについて
勸奨事項	<p>償還誓約書の償還計画欄が空欄となっているものを受理しているケースが見受けられた。</p> <p>誓約書は債務確認や返済義務を認めさせるもののみならず、債務の完済に向け可能な限り効果的に活用されたい。記名・押印された誓約書を入手することのみが目的とならないよう、誓約書のチェック及び返済への活用を進めていく必要がある。</p>

指摘 35—3	返済金額が償還計画を下回った場合の対応について
改善事項	<p>償還誓約書の償還計画に記載されている金額どおりに回収できなかった場合の対応記録が残されていなかった。</p> <p>償還計画どおりに支払われない場合、直ちに債務者と接触するよう努め、その過程や顛末を記録しなければ回収がさらに難しくなる可能性があることを認識し、適切な事務処理を行うよう改善されたい。</p>

指摘 35—4	事業者の滞納原因の十分な検討について
勸奨事項	<p>他の金融機関の融資返済があるため支払いができないとする滞納者については、滞納者の主張を鵜呑みにせず、財政状態や経営成績に関する資料を入手した上で判断したことを文書化しておくことが望ましい。</p>

《補足》

当貸付金は無利子であり、他の有利子負債よりも返済を容易に引き延ばされるといった固有のリスクがあることを認識する必要がある。

滞納者の財政状態や経営成績に関する資料として、例えば決算書である貸借対照表や損益計算書、税務署に提出済の申告書控、勘定科目内訳書といったものが挙げられる。

指摘 35—5	要領に沿った誓約書の取扱いについて
改善事項	<p>誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられた。所管課は日常的に要領を閲覧し、内容を把握した上で規定に沿った業務を行う必要がある。</p>

《補足》

大分県農業改良資金滞納整理事務処理要領には、以下のような規定がある。

(催告書等の発送等)

第5条 県は、滞納者の償還期日後の経過期間に応じ、次の措置を講じるものとする。

(1) 償還期日後3月を経過した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者に対し催告状Ⅰ(第3号様式)、連帯保証人に対し納入依頼書Ⅰ(第4号様式)を送付する。また、振興局は滞納者本人と面接を行い、延滞状況等を聴取するとともに、誓約書(第5号様式)の提出を求めるものとする。

(2) 償還期日後6月を経過した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者及び連帯保証人に対し、催告状Ⅱ(第6号様式)、納入依頼書Ⅱ(第7号様式)をそれぞれ送付する。また、団体指導・金融課、振興局、県信連、他関係機関は滞納者及び連帯保証人と面接を行い、誓約書Ⅱ(第8号様式)の提出を求めるものとする。

(3) (1)、(2)により誓約書を提出した場合

県(団体指導・金融課)は、滞納者及び連帯保証人に対し、催告状Ⅲ(第9号様式)、納入依頼書Ⅲ(第10号様式)を送付する。

延滞者・違約金発生者から提出された誓約書を確認したところ、滞納者本人からの誓約書Ⅰのみ受理しており、連帯保証人からの誓約書Ⅱの提出がなされていない事例が見受けられた。

指摘 35—6	延滞金の計上漏れについて
不備事項	特定の借受者に係る平成15年12月償還期限分に対する違約金1,729千円が延滞金として計上されていなかった。事務手続をタイムリーに行うべきである。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金14	港湾使用料	土木建築部／港湾課、各土木事務所
未収金15	港湾使用料	土木建築部／港湾課、各土木事務所

◆概要

(一般会計)

債権の名称	港湾使用料 (一般会計)
所管課(局・室)	土木建築部 港湾課、各土木事務所
根拠法令等	港湾施設管理条例
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県が管理する港湾施設の使用又は占有の許可を受けた者から使用料等を徴収するもの、及び大分港に入港する船舶から入港料を徴収するもの
未収金の発 生理由	納入義務者の経営不振や所在不明等のため
債権の分類	公債権 (強制徴収可能)
消滅時効	5年
延滞金等の発 生の有無	有

(特別会計)

債権の名称	港湾使用料 (港湾特会)
所管課(局・室)	土木建築部 港湾課、各土木事務所
根拠法令等	港湾施設管理条例
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県が管理する港湾施設の使用又は占有の許可を受けた者から使用料等を徴収するもの
未収金の発 生理由	納入義務者の経営不振や所在不明等のため
債権の分類	公債権 (強制徴収可能)
消滅時効	5年
延滞金等の発 生の有無	有

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て

(一般会計)

(千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	428,147	440,956	452,710	464,403	472,356
	繰越分	4,313	4,836	4,457	4,520	5,937
	計	432,460	445,792	457,167	468,923	478,293
未収金額 ②	現年分	2,151	1,419	1,943	1,965	3,678
	繰越分	2,685	3,038	2,577	3,972	3,744
	計	4,836	4,457	4,520	5,937	7,422
不納欠 損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	670	0	1,792	440	400
	計	670	0	1,792	440	400
	時効による 債権消滅	670	0	1,792	440	440
	滞納処分停 止後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除 その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	0.5%	0.3%	0.4%	0.4%	0.8%
	繰越分	77.8%	62.8%	98.0%	97.6%	69.8%
	計	1.3%	1.0%	1.4%	1.4%	1.6%

(特別会計)

(千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	1,408,498	1,462,735	1,440,913	1,425,949	1,351,281
	繰越分	6,054	4,859	6,741	3,083	5,771
	計	1,414,552	1,467,594	1,447,654	1,429,032	1,357,052
未収金 額②	現年分	3,421	3,415	2,142	3,697	3,418
	繰越分	1,438	3,326	941	2,074	2,596
	計	4,859	6,741	3,083	5,771	6,014
不納欠 損額③	現年分	0	0	0	0	0
	繰越分	16	0	0	0	232
	計	16	0	0	0	232

	時効による 債権消滅	16	0	0	0	232
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0
	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①)	現年分	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.3%
	繰越分	24.0%	68.5%	14.0%	67.3%	49.0%
	計	0.3%	0.5%	0.2%	0.4%	0.5%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

(一般会計)

令和4年度末の未収金額	7,422 千円
-------------	----------



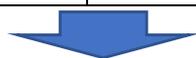
(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	210	844	1,479	1,211	3,678	7,422

(特別会計)

令和4年度末の未収金額	6,014 千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	274	151	100	2,071	3,418	6,014

◆概要詳細

(制度概要)

港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばき、その他の使用の目的が終了するまでの間、使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。）及び専用使用（期間を限って、その期間が終了するまでの間、専用的に使用することをいう。）の種類ごとに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない（大分県港湾施設管理条例第3条）。

なお、港湾施設とは以下の施設をいう。

- ・係留施設（岸壁、物揚場、浮棧橋（ポンツーン））
船舶を係留させて、貨物の積み卸し、旅客の乗降の用に供される施設
- ・荷さばき施設（荷さばき地、上屋）
貨物の積み卸し、荷さばきまたは一時保管の用に供する施設
- ・保管施設（野積場、倉庫、附屬地）
貨物の保管の用に供する施設（附屬地は港湾関連用地や交流厚生用地において、建物を設置させる等の長期の使用をさせることを目的とした用地）
- ・旅客施設（旅客上屋、ホーム上屋）
船舶（フェリー）の旅客の乗降の用に供する施設
- ・水域施設（航路、泊地、船だまり）
船舶の航行または停泊のように供される施設
- ・外郭施設（防波堤、防砂堤、護岸）
港湾区域内の水面の静穏を確保し、土砂の流入を防止し、港湾施設または港湾周辺地域の保護を目的とする施設
- ・臨港交通施設（臨港道路、駐車場）
港湾において主要道路までの貨物等の移動の円滑化を図るための施設
- ・移動式施設（移動式荷役施設、移動式旅客乗降用施設）
移動可能な港湾施設

当条例に基づき、県が管理する港湾施設の使用又は占用の許可を受けた者から使用料等を徴収するもの、及び大分港に入港する船舶から入港料を徴収するものが港湾使用料である。さらに、港湾使用料を納期限までに納付しない者から、滞納金額に一定割合を乗じて延滞金を徴収している。

なお、平成 19 年度から、一般会計予算で事業を行っている港湾整備事業について収支の透明性を高め、受益と負担の均衡を図り、予算規模を適正に把握して起債額の適正化を図るため、港湾施設整備事業特別会計設置条例を制定し、「港湾施設整備事業特別会計」を設置している。

◆監査結果

指摘 36-1	適時適切な不納欠損処分について
不備事項	既に過年度に時効が成立し、不納欠損処分を行うべきだった債権が令和 4 年度に不納欠損処分が行われている。適時適切な不納欠損処分を実施する必要がある。

《補足》

令和4年度の港湾使用料収入及び延滞金未済額の一覧表について、時効が経過しているように見受けられる債権の状況を担当課にヒアリングした。その結果、既に過年度に時効が成立していたものの、令和4年度に不納欠損処分が行われている債権が散見された。

当債権は、強制徴収できる公法上の債権に分類されるため、時効により権利が消滅した場合は、当然に不納欠損処分を行う必要があり、適時適切な不納欠損処分を行うことが求められる。

なお、令和4年度において、過年度に不納欠損処分を行う必要があった債権は下記のとおりである。

土木事務所	調定決議番号	起票日	R4収入残(円)	不納欠損理由
中津	2400565	H24.9.25	22,620	H28.10.5 一部納入があり、R3年度に時効が成立したが、処理が行われておらずR4年度に処理を実施
中津	2500529	H25.9.30	12,730	H30年度に時効が成立したが、処理が行われておらずR4年度に処理を実施
中津	2500530	H25.9.30	3,570	同上
中津	2500593	H25.10.29	8,030	同上

※大分県会計規則

(不納欠損処分)

第四十一条 県税外諸収入が次の各号のいずれかに該当するときは、これを不納欠損処分するものとする。

一 時効により権利が消滅したとき。

二 滞納処分の執行を停止した後これを取り消すことなく三年を経過したとき。

三 権利を放棄したとき。

四 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。

五 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第一百七十八条又は会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第二百四条第一項の規定により納入義務者が債権について免責されたとき。

六 納入義務者である法人の清算が終了したことにより、当該法人の債務が消

滅したとき。ただし、当該法人の債務について、他に弁済の責めに任ずべき者があり、その者について前各号に規定する事由がないときを除く。

七 その他法令の規定により納入義務者の債務が免除され、又は債権が消滅したとき。

2 収入命令者は、前項の規定により不納欠損処分をするときは、不納欠損処分調書(第二十一号様式)を作成して、処分の手続をしなければならない。

指摘 36—2	適時適切な催告の実施について
改善事項	令和4年度に時効が成立した債権について、債権管理簿を閲覧した結果、適時に催告が実施されていないケースが見受けられた。適時納入者との公平性の観点からも、安易に時効を成立させてしまうことは望ましくなく、適時適切な催告を実施すべきである。

《補足》

債権管理簿を閲覧した結果、下記のような債権が検出された。

土木事務所	発生年度	調定決議番号	金額(円)	催告書送付状況及び対応記録記載状況
大分	H29	2900116	101,400	1回目：H31.2.28 2回目：R3.2.17 なお、H29.10.5以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2900774	16,650	1回目：H31.1.25 2回目：R4.7.25 なお、H29.10.18以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2901387	52,800	1回目：H31.2.28 2回目：R4.7.25 3回目：R5.1.16 なお、H30.9.28以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2901974	52,800	同上
大分	H29	2901385	38,100	1回目：H31.1.29 2回目：R4.7.25 3回目：R5.1.16

土木事務所	発生年度	調定決議番号	金額 (円)	催告書送付状況及び対応記録記載状況
				なお、H30. 2. 20 以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2901972	38, 100	同上
大分	H29	2901385	25, 350	1回目：H31. 1. 29 2回目：H31. 2. 28 3回目：R4. 7. 25 なお、H30. 1. 25 以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2901386	16, 650	1回目：H31. 2. 28 2回目：R4. 7. 25 なお、H30. 1. 23 以降、対応記録のコメント記載なし。
大分	H29	2901402	58, 500	1回目：H31. 2. 28 2回目：R4. 7. 25 なお、H30. 10. 11 以降、対応記録のコメント記載なし。

指摘 36-3	延滞金の収納率について
勸奨事項	延滞金について、収納率が低い状況が継続しているため、収納率向上に向けた施策の実行が望まれる。

《補足》

直近5年分の延滞金の残高および収納率の推移は下記のとおりである。

平成30年度 (一般会計) 収入未済 1,6249,410 円、収納率 5.46%
(港湾特会) 収入未済 136,450 円、収納率 16.43%
令和元年度 (一般会計) 収入未済 1,247,310 円、収納率 7.12%
(港湾特会) 収入未済 136,450 円、収納率 35.14%
令和2年度 (一般会計) 収入未済 723,210 円、収納率 39.37%
(港湾特会) 収入未済 607,380 円、収納率 5.20%
令和3年度 (一般会計) 収入未済 567,950 円、収納率 19.13%
(港湾特会) 収入未済 711,220 円、収納率 35.20%

令和4年度 (一般会計) 収入未済 549,290 円、収納率 8.90%
 (港湾特会) 収入未済 1,101,960 円、収納率 31.97%

上記のとおり、延滞金の収納率は港湾使用料の収納率と比較して、非常に低い水準で推移している。延滞金といった債権の性質上、債務者の理解を得られない側面が大きいとは考えられるものの、使用者に対する延滞金に関する説明をより一層強化するなど、収納率の改善に向けた何らかの取組が求められる。なお、別府土木事務所など比較的延滞金の収納率が高い土木事務所もあるため、土木事務所間でノウハウを共有することが望ましい。

指摘 36-4	許可申請書の提出時期について
勸奨事項	小型船舶の管理台帳を閲覧した結果、港湾施設使用許可申請が事後申請となっている船舶が散見されたため、事前申請を徹底するよう指導することが望ましい。

《補足》

大分県港湾施設管理条例第3条において、「港湾施設を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばき、その他の使用の目的が終了するまでの間、使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。）及び専用使用（期間を限って、その期間が終了するまでの間、専用的に使用することをいう。）の種類ごとに、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。」と規定されている。

この点について、一定の時点で作成された別府港若草地区の管理台帳を閲覧したところ、作成時点では申請書が未提出の船舶が散見された。事後的に申請が行われていることは確認できたものの、大分県港湾施設管理条例第4条の許可の基準に抵触しないか等の判断を行うためにも、事前申請を行うよう指導することが望ましい。

※大分県港湾施設管理条例

(許可の基準)

第四条 知事は、前条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、第十九条第一項の規定により使用の許可の取消しを受け、その取消しのあつた日から起算して二年を経過しないとき。
- 二 申請に係る行為により港湾施設が損傷し、又は汚損されるおそれがあると

き。

三 知事が、港湾施設の効率的な利用を確保するため特に必要があると認め、岸壁、上屋、荷さばき地その他の港湾施設を指定して、船舶若しくは貨物の種別、航路別又は仕向地別にその用途を定めた場合にあっては、当該定められた用途に照らし適切でないと認められるとき。

四 専用使用にあっては、その期間が三年を超えるとき、又はその期間が三年を超えないものであつても当該期間が当該使用に係る港湾施設の使用の目的その他に照らし適切でないと認められるとき。

五 申請に係る船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二条第一項第二号に規定する船舶所有者等をいう。）が、当該船舶の事故により生じた損害の賠償及び当該事故により生じた費用の負担（以下「損害の賠償等」という。）の能力を有しないおそれがある者又は損害の賠償等をしないおそれがある者として規則で定めるものであるとき。

六 その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。

指摘 36—5	債権管理簿の金額誤りについて
勸奨事項	延滞金について、正しい金額が債権管理簿に転記されておらず、債権管理簿の金額と財務会計システムの金額に不整合が生じていた。チェック体制の強化を図ることに加え、例えば財務会計システムと連携して延滞金を自動で計算する等、DX化を推進することにより、処理体制を強化することが望ましい。

《補足》

別府土木事務所の債権管理簿を閲覧した結果、延滞金の金額が少額ではあるものの、財務会計システムの金額と一致しないものが見受けられた。チェック体制を強化するなど不整合が生じないような処理体制の構築が望まれる。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金16	県営住宅使用料（一般会計）	土木建築部／公営住宅室

◆概要

債権の名称	県営住宅使用料（一般会計）
所管課（局・室）	土木建築部 公営住宅室
根拠法令等	公営住宅法 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例
債権の内容 （制度の目的・趣旨）	県営住宅の入居者から家賃又は駐車場使用料を徴収するもの
未収金の発 生理由	入居者の生活困窮、使用料を滞納した状態での退去等
債権の分類	私債権
消滅時効	5年
延滞金等の発 生の有無	有

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	1,924,085	1,890,673	1,839,483	1,781,987	1,743,763
	繰越分	46,120	44,142	37,753	32,863	30,923
	計	1,970,205	1,934,815	1,877,236	1,814,850	1,774,686
未収金 額②	現年分	934	454	684	897	1,077
	繰越分	43,208	37,299	32,179	30,026	21,737
	計	44,142	37,753	32,863	30,923	22,814
不納欠 損額③	現年分					
	繰越分	1,829	5,560	4,811	2,037	8,185
	計	1,829	5,560	4,811	2,037	8,185
	時効による 債権消滅	1,829	5,560	4,811	2,037	8,185
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	0	0	0	0	0

	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
	繰越分	97.7%	97.1%	98.0%	97.6%	96.8%
	計	2.3%	2.2%	2.0%	1.8%	1.7%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	22,814千円
-------------	----------



(内訳)

(千円)

発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	20,929	29	224	555	1,077	22,814

◆概要詳細

(制度概要)

県営住宅は、県が公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低額所得者のために建設した施設で、住民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、税金をもって供給されている。

※公営住宅法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公営住宅の供給)

第三条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

県営住宅手数料は県営住宅の居住者が生活困窮等によって滞納した場合の未収金である。大分県では、平成26年度から管理代行制度を導入し、大分県住宅供給公社に県営住宅等の管理を委託している。

なお、「令和5年度版県営住宅入居者のしおり」には、家賃について下記のとおり記載されている。

■家賃の納付について

県営住宅は、後払い制度となっています。(その月の家賃をその月の末日までに支払う。)

家賃を滞納すると、連帯保証人にも支払請求等があり大変迷惑がかかるとともに、住宅を退去しなければならなくなります。

家賃は、みなさんの住宅の修繕や環境整備にも使われていますので、滞納すると、団地全体にも迷惑をかけることとなります。必ず納期限までに納めるようにしましょう。

家賃の支払いは、「口座振替」又は「納入通知書」による方法があります。

※できる限り、「口座振替」での支払いにご協力をお願いします。

①口座振替とは：指定銀行・ゆうちょ銀行預金口座より自動的に引き落とされる方法です。ただし、残高不足のときは、引き落とすことができずに滞納となります。このようなときは、翌月早々に納入通知書が送付されますので、直接銀行口座で納付してください。

〈手続方法〉 住宅の申込み受付窓口を用意しています「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、銀行・郵便局窓口へ提出してください。提出された月の翌月から口座振替による納付となります。

〈振替日〉 毎月月末（ただし、月末が土・日・祝日のときは、前営業日となります。）

〈領収書〉 原則、発行していません。（通帳記帳で確認してください。）

②納入通知書とは：納入通知書（三つ折りの用紙）を銀行窓口へ持参して、納付するものです。この納入通知書は、管理人を通じて年2回に分けて（4月、10月に各6ヶ月分）をお渡しします。
三つ折り部分は切り離さず、月毎に順番に納付してください。

※家賃の算定期間

家賃は入居可能日から退去日までの間について算定しています。

*入居可能日とは、実際に入居した日ではなく入居決定通知書に記載されている日です。

*退去日とは、退去修繕に係る入居者負担修繕の完了日をいいます。

(※書類提出日、退去検査日とは異なりますのでご注意ください。)

*入居可能日、退去日が月の途中の時は、それぞれ日割計算します。

◆監査結果

指摘 37—1	施設の利用状況について
改善事項	入居率が年々減少しており、かつ、実質、空き家戸数が増加している。人口減少に伴い、この傾向にさらに拍車がかかる可能性も否定できない。施設の魅力度を向上させることや施設の有効活用、入居率の低い施設の取り壊し等を検討すべきである。

《補足》

平成26年度から令和4年度にかけての施設の利用状況の推移は下記のとおりである。

	H26	H27	H28	H29	H30	H31/ R1	R2	R3	R4
管理戸数〈戸〉	8,666	8,606	8,617	8,625	8,594	8,614	8,614	8,614	8,609
政策的空き家戸数〈戸〉	294	224	232	244	209	228	438	493	515
入居可能戸数(A)〈戸〉	8,372	8,382	8,385	8,382	8,386	8,386	8,176	8,121	8,094
入居者戸数(B)〈戸〉	7,953	7,828	7,702	7,534	7,368	7,220	7,049	6,899	6,790
入居率(B)/(A)〈%〉	95.00	93.39	91.85	89.89	87.86	86.10	86.21	84.94	83.89
実質空き家戸数〈戸〉	456	591	786	930	1,092	1,234	1,156	1,266	1,313

※ 管理戸数、政策的空き家戸数、入居可能戸数及び入居者戸数については年度平均、実質空き家戸数については年度末時点の情報を表示している。また、入居率については各月末日の累計値により算出している。

指摘 37—2	適時適切な不納欠損処分について
改善事項	県は債務者の死亡・所在不明等を理由に、必要な証拠書類を入手したタイミングで不納欠損処分を実施している。適時適切な不納欠損処分を行う必要がある。

《補足》

県営住宅家賃不納欠損処分実施基準は下記のとおりである。

第2 基準
1 県営住宅家賃に係る債権の時効期間（5年。ただし、（4）にあつては10年）が満了し、かつ、当該債権が次の各号の一に該当するときは、原則として不納欠損処分を行うものとする。
（1）無断退去により、所在が不明である者に係る債権
（2）死亡した単身者に係る債権
（3）無資力で、かつ、連帯保証人が死亡し、又は所在不明である者に係る債権
（4）法的措置により退去したものに係る債権
2 1の不納欠損処分をする場合は、可能な限り、各号に列挙された事項を証するに足る書類（住民票、戸籍謄本、電気又は水道若しくはガスの停止状況に係る書類、催告上の返戻に係る書類、管理人等の記録の写し、滞納整理票の写し、官公署の証明、訴訟に係る判決書の写等）を添付するものとする。

県は、事務処理の都合もあり、証明書類を入手した時点で不納欠損処分を実施している。適時適切な不納欠損処分の観点からは、基準を満たした年度に不納欠損処分を実施すべきである。

なお、令和4年度に上記不納欠損処分実施基準 第2 1—（1）無断退去・所在不明、（2）単身者死亡、（3）無資力等を理由に不納欠損処分を行った債務者は下記のとおりである。

No	名義人番号	時効完成日	死亡・所在不明等が生じた日
1	0535120-01	平成23年8月10日	令和3年1月6日
2	0555670-01	平成27年2月17日	令和元年10月29日
3	0531040-02	平成31年1月10日	平成24年6月29日 (配偶者:平成29年5月19日)
4	0492530-01	令和元年7月23日	令和元年9月20日

No	名義人番号	時効完成日	死亡・所在不明等が生じた日
5	0041800-01	平成 29 年 4 月 10 日	令和元年 5 月 10 日
6	0571370-01	平成 29 年 6 月 30 日	平成 26 年 2 月 27 日
7	0575935-01	令和元年 5 月 11 日	平成 26 年 10 月 21 日
8	0577870-01	令和 4 年 3 月 13 日	平成 28 年 3 月 18 日
9	0576384-01	平成 29 年 11 月 10 日	平成 24 年 9 月 17 日
10	0371130-01	平成 14 年 5 月 11 日	平成 26 年 10 月 23 日
11	0250550-01	平成 25 年 5 月 3 日	保存期間の経過により、住民票 廃棄のため、不明
12	0046320-02	平成 28 年 3 月 13 日	平成 22 年 12 月 21 日推定
13	0483230-01	平成 20 年 8 月 10 日	平成 23 年 10 月 13 日
14	0150190-01	平成 22 年 10 月 11 日	平成 23 年 8 月 29 日
15	0550880-01	平成 25 年 10 月 15 日	平成 20 年 2 月 21 日 宇佐市職権消除
16	0537090-01	平成 25 年 10 月 11 日	平成 19 年 5 月 14 日 (配偶者:平成 26 年 6 月 14 日)

上記のとおり、令和 4 年度にすべて不納欠損処分を行っているものの、該当事由はすべて過年度に生じている。

指摘 37— 3	遅延損害金の徴収について
勸奨事項	遅延損害金の徴収について、他の利用者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討すべき余地がある。

《補足》

公営住宅の使用関係については、従来より、公法上の使用関係か、私法上の賃貸借関係か議論となっているところである。

私債権に位置付ければ、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項は適用されず、地方自治法施行令第 171 条に基づく督促となり、延滞金は徴収できないことになる。

※地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体

の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

※地方自治法施行令

(督促)

第一百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

したがって、民法第 419 条の規定により、遅延損害金を徴収するかどうか論点となる。この点、債権の回収を促すとともに、他の適時納入者との公平性を図る観点からも、遅延損害金の徴収について議論する必要があると考える。

※民法

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

NO	貸付金の名称	所管部局／課・室
未収金17	個人医業未収金	病院局／大分県立病院

◆概要

債権の名称	個人医業未収金
所管課(局・室)	大分県立病院
根拠法令等	大分県病院事業会計規程 大分県立病院医業未収金取扱要領 等
債権の内容 (制度の目的・趣旨)	県立病院での診療費等の未納金
未収金の発 生理由	分納不履行等
債権の分類	私債権
消滅時効	5年(令和2年4月1日より以前のものは、3年)
延滞金等の発 生の有無	無

◆未収金額の推移 ※千円未満切り捨て (千円)

区分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
調定額 ①	現年分	1,718,386	1,755,767	1,658,264	1,682,243	1,712,141
	繰越分	185,147	145,555	141,923	128,900	107,119
	計	1,903,533	1,901,322	1,800,187	1,811,143	1,819,260
未収金 額②	現年分	52,946	58,357	57,674	43,734	64,456
	繰越分	92,609	83,566	71,226	63,385	59,456
	計	145,555	141,923	128,900	107,119	123,912
不納欠 損額③	現年分				100	
	繰越分	35,293	11,112	10,957	13,094	4,738
	計	35,293	11,112	10,957	13,194	4,738
	時効による 債権消滅	23,269	11,112	7,092	5,669	4,054
	滞納処分停止 後3年経過	0	0	0	0	0
	権利の放棄	12,024	0	3,864	7,525	684

	債務免除	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
未収納 率(②+ ③)/①	現年分	3.1%	3.3%	3.5%	2.6%	3.8%
	繰越分	69.1%	65.0%	57.9%	59.3%	59.9%
	計	9.5%	8.0%	7.8%	6.6%	7.1%

◆令和4年度末の未収金額における収入未済の発生年度別内訳

※千円未満切り捨て

令和4年度末の未収金額	123,912千円
-------------	-----------



(内訳)

(千円)

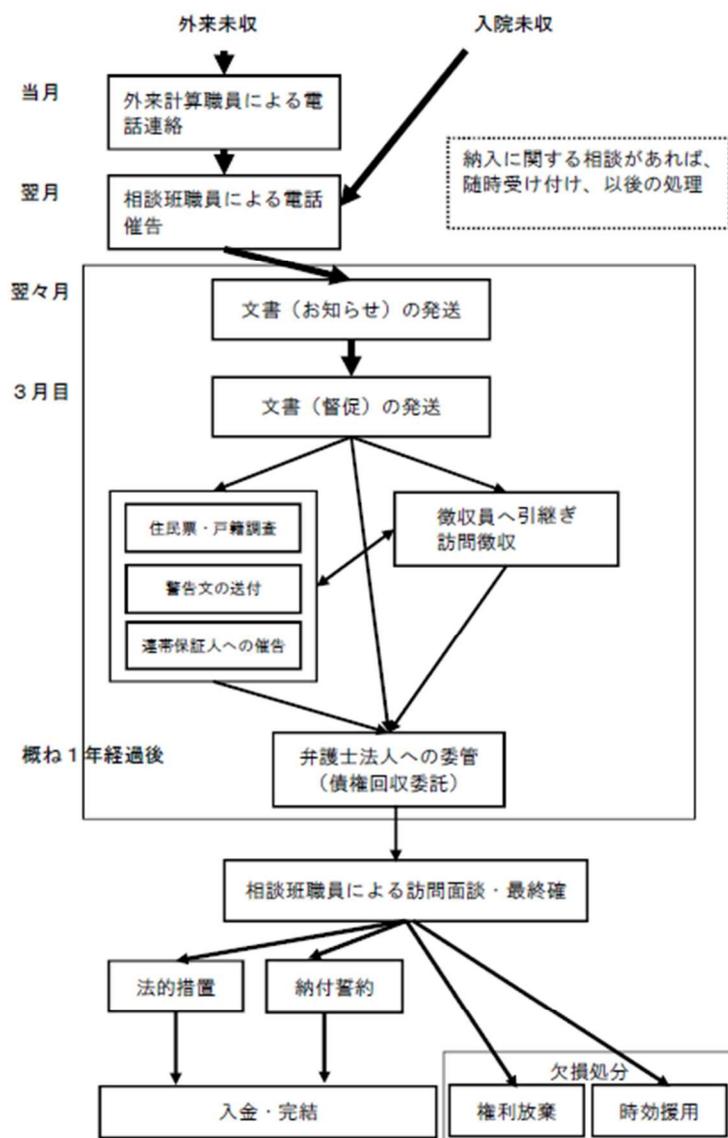
発生年度	H30年度以前	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
未収金額	39,090	5,078	8,007	7,281	64,456	123,912

◆概要詳細
(制度概要)

当該未収金は、大分県立病院で診療を受けた者から診療費のうち自己負担に係る費用を徴収するものである。未収金対策の流れは下記のとおりである。

未収金対策の流れ

大分県立病院医療未収金取扱要領に基づく



法的措置＝「支払督促」(※1)又は「小額訴訟」(※2)・・・要領第20条及び法的措置事務処理
 欠損処分＝「債権放棄」と「時効援用」・・・大分県病院事業会計規程第29条
 権利放棄＝「行方不明」・「相続人不存在」・「破産免責」・・・欠損処分に関する事務処理要領

※1 簡易裁判所の書記官が発出する文書督促

※2 訴額60万円以下の金銭の支払請求を目的とする訴訟(訴額140万円以下の訴訟は簡易裁判所の管轄)

◆監査結果

指摘 38—1	未収率について
勸奨事項	未収率は逓減傾向にはあるが、未収率改善に向けた実効性のあるアクションプランの策定が望まれる。

《補足》

平成 25 年度から令和 4 年度にかけての未収率の推移は下記のとおりである。

年度	調定額 (円)	未収金額 (円)	未収率 (%)
平成 25 年度末	1, 839, 829, 105	243, 783, 125	13. 3
平成 26 年度末	1, 757, 458, 804	230, 287, 404	13. 5
平成 27 年度末	1, 802, 901, 236	237, 633, 285	13. 3
平成 28 年度末	1, 922, 578, 059	214, 542, 773	11. 5
平成 29 年度末	1, 909, 812, 938	185, 147, 792	10. 8
平成 30 年度末	1, 903, 534, 469	145, 555, 593	9. 5
令和元年度末	1, 901, 322, 713	141, 923, 424	8. 0
令和 2 年度末	1, 800, 188, 070	128, 901, 760	7. 8
令和 3 年度末	1, 811, 145, 171	107, 119, 808	6. 6
令和 4 年度末	1, 819, 261, 740	123, 912, 875	7. 1

過年度に比べると逓減傾向は見られるものの、依然として高い水準となっている。クレジットカードやQR決済等、支払い手段の多様性は確保できており、令和 4 年度から連帯保証人への請求を強化するなど効果的な取組は行われている。未納診療費の納入方法の拡充等、さらなる改善に向けた取組が引き続き求められる。

指摘 38—2	遅延損害金の徴収について
勸奨事項	遅延損害金の徴収について、他の適時納入者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討する余地がある。

《補足》

当該未収金は私債権に位置付けられるため、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項は適用されず、地方自治法施行令第 171 条に基づく督促となり、延滞金は徴収できない。

※地方自治法

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

※地方自治法施行令

(督促)

第一百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

したがって、民法第 419 条の規定に従い、遅延損害金を徴収するかどうかが論点となる。この点、債権の回収を促すとともに、他の適時納入者との公平性を図る観点からも、遅延損害金の徴収について検討する必要があると考える。

※民法

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

指摘 38—3	長期間滞納している債務者について
改善事項	未収金管理システム上、長期間滞納整理状況が把握されていない債務者が見受けられた。適時適切に滞納管理を行う必要がある。 また、長期滞納者のうち、納付誓約がなく、時効援用の意思もない債務者については、管理コスト低減の観点からも法的措置や権利放棄について検討する余地がある。

《補足》

サンプルで未収金管理システムの情報を閲覧したところ、下記のような債務者が見受けられた。

	最終滞納整理日付	経過コメント
患者 A	平成 29 年 7 月 5 日	延岡市住民票取得。H26.5.20 延岡市〇〇町〇〇番地〇〇へ転居。
患者 B	平成 28 年 12 月 19 日	鹿島市住民票取得。鹿島市大字〇〇番地〇〇〈H21.11.2 転居〉、世帯主：本人。
患者 C	令和 2 年 12 月 4 日	訪問に対する苦情あり〈患者本人ではなく家族に事情を説明したため家族関係が悪化したとの申立て〉。そのため、今後の訪問及び文書送付等のアプローチは中止。時効援用の意思もなし。
患者 D	令和 3 年 8 月 11 日	妻より入電。本人は 20 年前に死亡しており相続放棄しているとのこと。〇〇専門員に引き継ぐ。妻の連絡先は〇〇。
患者 E	令和 2 年 9 月 14 日	弁護士法人へ委託 (15,000 円)
患者 F	令和 2 年 4 月 24 日	戸籍調査 (豊後高田市より受理)。妻とは、離婚し〈平成 27 年 3 月 8 日〉、子供はいない。
患者 G	令和 2 年 1 月 24 日	R2.1 大分市役所市民課回答。保存期間満了のため廃棄済み。
患者 H	平成 27 年 12 月 24 日	弁護士法人に電話。本人の訴えを伝えたとこ、委託終了にしたいとのこと。了とした。

上記のとおり、長期間滞納整理状況がアップデートされていないケースが散見されたため、適時適切な滞納管理を心掛ける必要がある。

なお、大分県立病院医業未収金取扱要領第 12 条に下記のような規定がある。

※大分県立病院医業未収金取扱要領

(未納者管理)

第 12 条 医事・相談課長は、定期的に未納者一覧表を作成するとともに、未納者に関する経過等を記録しなければならない。

加えて、患者 C については、令和 2 年 12 月 4 日の上記の経過コメントから更新されておらず、処理が中断している状況である。さらに、請求開始は平成 16 年 1 月まで遡る。上記コメントを鑑みれば、納付誓約や時効の援用による不納欠損処分は見込めない。管理コスト節減の観点からも、法的措置や権利放棄について検討することが望ましい。

なお、法的措置や権利放棄については、定められた要件を満たさないため、実

行に至らないという状況が推察される。実情に即した要領への改定も検討する余地がある。

※診療費等の未納者に対する法的措置事務処理要領

(法的措置)

第1条 「大分県立病院医業未収金取扱要領」に基づいて、督促・催告及び訪問等による納入指導を行ったが納入せず、法的措置以外に納入方法がないと判断される未納者のうち、次のいずれにも該当する者に対しては法的措置を実施する。

ただし、やむを得ない特別の事情があると認められる未納者に対してはこの限りではない。

- (1) 支払い能力を有していると認められる未納者
- (2) 法的措置によらなければ納入ができない未納者
- (3) 診療費等が10万円以上の未納者

※大分県病院事業会計規程第29条の欠損処分に関する事務処理要領

(放棄する債権の選定)

第2条 前条第1号の債権放棄の対象債務者は下記の場合とする。ただし、連帯保証人への請求が可能な場合は債権を放棄しない。

- (1) 5年以上経過した未収金で、住民票調査により債務者が行方不明のとき
- (2) 患者本人が死亡しており、債務を継承する相続人が不存在のとき
- (3) 自己破産により債務免除のあったもの

2 前項の債権放棄は未収金対策特別委員会及び管理会議の承認を得なければならない。

指摘 38—4	入院未収金の催告開始時期について
勸奨事項	入院未収金については翌月から催告開始となるが、金額的な重要性や外来未収金との公平性を鑑みれば、当月から催告を開始する余地がある。

《補足》

入院未収金については「入院申込書兼入院誓約書」を徴取するため、催告の開始が翌月からとなっている。入院未収金の方が外来未収金より多額になりやすいことや未収金回収対策という観点からも、当月から催告を開始することを検討して頂きたい。

指摘	38-5	外部委託先からの情報収集について
勸奨事項	大分県立病院では概ね1年が経過した未収金について、複数の弁護士法人に債権回収業務を委託している。しかし、一部の委託先の滞納整理状況がアップデートされていないことから、債務者情報を定期的に入手する必要があるか検討する余地があると考ええる。	

《補足》

大分県立病院では概ね1年が経過した未収金について、弁護士法人へ債権回収を委託している。委託先のA事務所からは業務記録を毎月入手し、債務者の滞納整理状況をアップデートしている。一方、B事務所からは債務者の滞納整理状況を入手しておらず、債務者の滞納整理状況が把握できていない状況である。外部委託業者からは、適時に業務報告を受け、きめ細やかなモニタリングを行う必要があると考ええる。

指摘	38-6	連帯保証人への請求について
勸奨事項	大分県立病院医業未収金取扱要領第16条において、連帯保証人への請求手続に関する規定が定められているが、「場合によっては請求する」など曖昧な規定となっている。連帯保証人への督促時期の目安を定めるなど、規程を整備する必要があるか検討する余地がある。	

《補足》

大分県立病院医業未収金取扱要領の規定は以下のとおりである。

<p>※大分県立病院医業未収金取扱要領 (連帯保証人への請求) 第16条 医事・相談課長は前条までの督促・催告によっても支払いがない場合は、連帯保証人に対し未納者への早期納入を促し、場合によっては未収金を請求する。</p>	
---	--

指摘	38-7	未納診療費等の納入方法について
勸奨事項	未納診療費等の納入方法が県立病院会計窓口と大分銀行のみとなっているが、コンビニエンスストアや他行での支払いを可能にする等、納入方法の拡充の余地がある。	

《補足》

未納診療費等の納入方法を拡充することにより、未収金対策にもつながると考えられる。

参考 監査結果一覧

番号	監査対象貸付金名称		担当部局／担当課
指摘番号	件名	区分	内容

貸付金 1	災害援護資金		福祉保健部／福祉保健企画課
指摘事項なし			
貸付金 2	医師修学資金		福祉保健部／医療政策課
2-1	留年者に対する資金貸付について	勸奨	貸付金の利用者が留年した年度についても、引き続き修学資金の貸与が継続されている。勤務義務年数が延長されるなどの一定のペナルティはあるものの、他の貸付金の利用者に対する公平性の観点からも、貸与期間の上限を定めるなど当該年度における貸与のあり方を検討する必要がある。
2-2	連帯保証人の適格性について	改善	連帯保証人について、独立して生計を営む成年者ではない保証人が設定されている等、資力の適格性が考慮されていない。適格な保証人が設定されているかの確認を行うべきである。
貸付金 3	医師研修資金		福祉保健部／医療政策課
3-1	医師研修資金に関する予算枠について	勸奨	貸与申請実績が予算枠を下回っている状況が続いている。研修生の認知度を上げる取組を行う等、申請数を増やすための方策を検討する余地がある。
貸付金 4	看護師等修学資金		福祉保健部／医療政策課
4-1	返還猶予の申請手続及び債権の回収可能性について	改善	修学資金返還猶予申請書を当該理由が生じた日から20日以内に提出することになっているが、なされていないものがある。また、当該事案では、債務者は返済猶予を繰り返しており、貸付金の返還も含め、今後の方向性を検討する必要がある。

貸付金 5	県立病院運営資金 及び三重病院運営資金	福祉保健部／医療政策課
指摘事項なし		
貸付金 6	大分県国民健康保険財 政安定化基金	福祉保健部／国保医療課
指摘事項なし		
貸付金 7 未収金 4	母子父子寡婦福祉資金	福祉保健部／こども・家庭支援課
7-1	未収債権の分類 区分に応じた適 正な管理につい て	<p>勸奨</p> <p>大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルには、未収債権を「要注意」「要指導」「履行延期の特約等」「徴収困難」「徴収不能」の5分類に区分し、それぞれの区分に応じた管理方針が定められている。しかし、区分管理はされておらず、マニュアルの運用が十分ではない。</p> <p>未収債権を個別債権ごとに各分類に区分し、分類の方針に準拠した手続を行う必要がある。</p>
7-2	不納欠損処分の 検討について	<p>勸奨</p> <p>不納欠損処分は平成22年を最後に実施されていない。しかし、徴収不能の債権は生じており、その中には、大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理マニュアルに沿って、不納欠損処分を検討する余地のあるケースも存在する。</p> <p>債権ごとに精査し、不納欠損処分を行うべきか否かの検討が必要と考える。</p>
7-3	貸付先の選定に ついて	<p>勸奨</p> <p>貸付けを行った後、貸付先から返済が一度も行われていない事案が平成17年度から6件発生している。申請者側が借入れの際に返済の意思が弱かった可能性や貸付けを行う際の書類の確認が十分でなかった点は否めない。</p> <p>昨今は十分な収入がないために申請するのではなく、家計の管理が不十分</p>

			<p>なため資金不足が生じ、安易に借入れを申請する状況も見られる。</p> <p>不良債権を減らすためにも、借入申請の前にファイナンシャルプランナーの助言を受けるなどの手立てを検討する余地がある。</p>
貸付金 8 未収金 9	高度化資金		商工観光労働部／経営創造・金融課
8-1	審査体制の強化について	勸奨	専門的な知識・経験を持ち、適切な判断が出来る人材を有した組織体制を整備し、貸付審査を行う必要がある。
8-2	貸付規則等の整備について	勸奨	貸付規則及び貸付要綱はA方式を前提として整備されており、B方式を想定した取扱いは定められていない。B方式に対応した規則等を定め、規則等に沿った貸付手続を実施する必要がある。
8-3	事務処理要領の見直し及び決算書の早期入手について	勸奨	事務処理要領では決算後2ヶ月以内に決算書を手に入ると定められているが、実際には2ヶ月以内に入手することは出来ず、半年後を目標に入手しているため、実際の運用に合わせて要領を見直す必要がある。
8-4	回収手続の徹底について	勸奨	延滞している債務者に対しては、強制執行等の手続も実施すべきである。
貸付金 9	県制度資金預託		商工観光労働部／経営創造・金融課
9-1	貸付実績が乏しい資金について	勸奨	提供されている資金によっては、利用実績が乏しいものも見受けられる。長期にわたり利用実績が乏しい資金については、必要に応じて見直しを検討することが望ましい。

貸付金 10	大分県土地開発公社 造成事業		商工観光労働部／企業立地推進課
10-1	未分譲区画の有 効活用について	改善	未分譲となっている区画について、 有効活用を図るため、今後も譲渡が見 込まれない場合にどの段階で方針転換 するか、検討する必要がある。
10-2	事業の合理性検 討について	改善	当該造成事業に係る事業費が企業誘 致による経済効果に照らして妥当であ ったか分析・検討し、今後、造成事業を 計画する際に役立てることが望まれ る。
貸付金 11	労働福祉制度資金		商工観光労働部／雇用労働政策課
11-1	制度の存在意義 及び周知方法の 検討について	勸奨	近年の利用実績が少ないため、制度 が県民のニーズに合致しているか、及 び県民への周知方法を再検討する必要 がある。
11-2	融資対象者の確 認について	改善	融資対象者が要綱で定められた条件 に合致しているか否かの確認は、取扱 金融機関に委ねられており、県は確認 していない。県としても制度の目的に 沿って資金が適切に使用されているこ とを確認すべきである。
貸付金 12	おおいた中小企業 活力創出基金造成資金		商工観光労働部／工業振興課
12-1	単年度融資の是 非の検討につい て	改善	短期貸付金を每期繰り返し融資して いるが、実質的には長期的な貸付けが 行われているとみなされるべきであ る。年度末には一旦返済されるため、実 質的には継続して融資しているにもか かわらず、県の財務諸表には計上され ないため、実態と異なる表示になって いると言わざるを得ない。 単年度融資とすることの是非を再検 討し、反復かつ継続的に行う貸付けは 長期貸付金に切り替えることが望まれ る。

12-2	担保の徴求について	改善	貸付けを行うに当たっては担保を徴することとなっているが、県単独融資の1億円については担保ではなく念書のみ取り付けている。担保を徴求できるのであれば、徴求すべきである。
12-3	要領に基づく適正な手続きの実施について	改善	おおいた中小企業活力創出基金事業実施要領では、基金運用益の未使用額の繰越について知事の承認を得ることとしているが、実際には承認手続きが取られていないため、要領の手続きを徹底するか、あるいは手続きが必要でない場合は要領の見直しも検討すべきである。
貸付金 13	世界農業遺産ファンド 推進事業資金		農林水産部／農林水産企画課
13-1	ファンド資金の運用益の用途に関する規程について	勧奨	世界農業遺産ファンド推進事業資金貸付要綱には「ファンド造成に必要な資金の貸付けを行う。」と記載されているが、資金運用益の具体的な用途までは規定されていなかった。 可能な限り効果的・効率的な活用を図るため、資金運用益の用途の明確化をその内容とする、要綱の見直しを検討することが望ましい。
13-2	ファンド（当事業）の運営継続の可否について	勧奨	ファンド（当事業）の運営継続の可否を検討すべき事象等が明らかにされておらず、費用対効果の不十分な事業が継続的に行われてしまうのではないかと懸念がある。 ファンドの長期運用資産の満期前であっても、事業継続の可否の検討を要する事項を定め、必要に応じて売却や期日前償還、補助事業への切り替え等を検討することが望ましい。

13-3	印紙代について	勸奨	<p>県によると単年度予算の必要性から県と公社との間で貸付契約書を毎年度締結しているが、そのたびに印紙代（公社負担）が40万円ほど発生している。単純計算すると20年で1,200万円が発生する可能性が考えられる。</p> <p>例えば、電子契約への変更、議会の議決を得た場合には自動更新できる旨の契約書の導入など他のスキームを検討して本当に現在のやり方が3Eの観点から望ましいものであるかを見直す余地がある。</p>
貸付金 14	大分県農業経営改善促進資金		農林水産部／団体指導・金融課
14-1	貸付対象者の事業継続の確認等について	勸奨	<p>預託額が金融機関から県に返還された場合であっても、融資機関が貸し付けた債権について延滞等を生じさせたり廃業したりした者がいないか等について、貸付対象者（認定農業者）の経営、所得、就労の状況に関する継続調査等により、本貸付事業の効果を中長期的に把握する余地がある。</p>
14-2	県が調査を必要とするケースについて	勸奨	<p>県の要綱では「県知事及び大分県農業信用基金協会は、この資金に係る事業等に関し、必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。」との定めがあるものの、これまで調査、報告を求めているとこのことであった。必要と認められる事象の例示等により整理したものを所管課内で作成し、担当者が変わってもスムーズな対応ができるようにしておくことが望ましい。</p>

貸付金 15	大分県農山漁村女性・若者活動支援資金		農林水産部／団体指導・金融課
15-1	担い手の定着状況等の把握について	勸奨	貸付金は、生産者の育成と作業環境等の整備を図ることを目的としている。担い手の定着状況や貸付前後の経営規模の変化などを追跡調査することにより、当貸付金が県全体の産業振興につながっているか否かを確認する余地がある。
15-2	貸付実行報告書の記載事項について	勸奨	貸付実行報告書において債務保証の有無の欄に「無」と記載されたものが見られたことから、所管課に確認したところ、大分県農業信用基金協会の保証を受けられなかったため、連帯保証契約を締結したとのことであった。この場合においては、債務保証の有無の欄に「有」と記載した上で、備考欄には「連帯保証」と記載するなど、債権保全が適切に図られていることを報告書上に示すことが望ましい。
15-3	事業着手時期の明確化について	勸奨	貸付要綱に事業着手の時期が具体的に定められておらず、県が保管している資料からは、事業の実際の着手時期がいつであったか判断できなかった。 事業が目的に沿ったものとなるよう、貸付要綱に事業着手時期についての定めを設ける必要がないか検討されたい。
15-4	無利息融資金の不正流用のリスクについて	勸奨	無利息の借入金制度は、他の資金に流用されるリスクにつながる可能性があることから、当該リスクに応じた調査手続を検討、実施することが望ましい。

15-5	貸付金の予算額と決算額の推移について	勸奨	農山漁村女性・若者活動支援資金貸付金の決算額は、予算額を継続的に下回っている。そのため、ニーズの把握や制度の周知に課題がないか、必要に応じて予算額や事業メニューの見直しを行う余地があると考えます。
貸付金 16	農業経営緊急対策アシスト資金		農林水産部／団体指導・金融課
16-1	制度及び契約の見直しについて	勸奨	近年、県からの貸付金が少なく、また県信連が県から償還金額に応じて受ける事務処理手数料も少ない状況が続いている。県と融資機関双方にとって、効率の悪い業務が一定期間継続している状況と言える。 所管課によると本貸付事業は令和6年度に終了する見込みという。今後、別の貸付金事業で同様のケースが見込まれる場合においては、事務の効率性を勘案し、契約の見直し等を検討されたい。
貸付金 17 未収金 12	沿岸漁業改善資金		農林水産部／団体指導・金融課
17-1	事務処理要綱の整備について	不備	令和4年6月30日改正の大分県沿岸漁業改善資金事務処理要綱をデータで入手したところ、第23条の条項が2か所存在し、文章が完成していないものが見られた。要綱の整備を適切に行う必要がある。
17-2	提出書類のチェックについて	勸奨	県漁協から提出された沿岸漁業改善資金委託手数料請求書や沿岸漁業改善資金延滞取立奨励金請求書の様式が、事務処理要綱に沿ったものではなかった。県は、県漁協からの各提出資料について、要綱の規定、様式に沿っているかを都度丁寧にチェックすることが求められる。

17-3	延滞取立奨励金の請求の時期について	勸奨	延滞取立奨励金の請求が、年度末にまとめて県漁協から県に行われている。当該請求は、事務処理要綱や契約書において四半期ごとに行うことが定められていることから、今後は四半期ごとに行うか、あるいは要綱の規定を実態に合わせて見直すことが望ましい。
17-4	書類の提出及び収受の遅れについて	勸奨	収納済通知票の収受日が事務処理要綱の規定に基づく期限を過ぎているものがあつた。規定に沿った報告を行うよう県漁協に通知すべきである。
17-5	償還日が休日の場合の取扱いについて	勸奨	償還日が休日の場合の取扱いについて、事務処理要綱に明記しておくことが望ましい。
17-6	延滞理由の検討について	勸奨	今後、新たな延滞金が発生した場合には、当該延滞者に関する貸付時の資産背景や属性、延滞理由などを可能な限り分析、整理し、事業メニューや支援策の見直しに活用できるよう工夫されたい。
17-7	償還誓約書と異なる入金があつた際の対応について	改善	数年前の償還誓約書に基づき支払いが行われていると考えられるものの、支払額が当該誓約書の償還計画と異なる金額となっているケースにおいて、行われた対応やその記録が十分でないものが見受けられた。 誓約書を効果的に利用して滞納者と接触し、可能な限りその記録を残すことが求められる。
17-8	誓約書の取扱いについて	改善	誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられる。所管課は日常的に要領を閲覧して内容を把握した上で、規定に沿った業務を行っていく必要がある。

17-9	滞納整理事務の 進め方について	勸奨	<p>沿岸漁業改善資金台帳には延滞者や違約金発生者の一覧が記載されているものの、滞納整理事務が事務処理要領に沿って行われているかどうかについては記載されていない。</p> <p>当該台帳には、督促や誓約書、保証人の追加等の事務処理に関する進捗状況等も記載することが望ましい。</p> <p>これによって、県担当者に異動が生じてもタイムリーに事務手続が行われるとともに、延滞者や違約金発生者への対応が公平に行われていることも明らかになると考える。</p>
貸付金 18 未収金 13	林業・木材産業等 改善資金		農林水産部／団体指導・金融課
指摘事項なし			
貸付金 19	木材産業等高度化 推進資金		農林水産部／団体指導・金融課
指摘事項なし			
貸付金 20	就農支援資金		農林水産部／新規就業・経営体支援課
20-1	延滞者に対する 対応について	勸奨	<p>定期的に貸付主体である大分県農業農村振興公社（以下「公社」という。）から送付される延滞者台帳をもとに、今後の延滞者の債権回収方針について公社と協議し、その結果を記録して残しておくことが望ましい。</p>
貸付金 21	乳用優良雌牛貸付 事業資金		農林水産部／畜産技術室
21-1	事業予算の規模 について	勸奨	<p>新規貸付分については、毎年度確保している予算額と比べ実績額が少ない状態が続いているため、実績を踏まえた予算額を設定することが望ましい。</p>

貸付金 22	大分県肉用牛生産基盤 拡大支援事業		農林水産部／畜産振興課
22-1	提出書類の不整合について	不備	畜産公社からの提出資料の日付とその添付資料である通帳の記帳日に不整合が見られた。
22-2	要綱と異なる書類の提出について	不備	畜産公社から定期的に提出される貸付金状況報告書の様式が要綱で定められたものではないにも関わらず、継続して受理されていた。
22-3	使途の妥当性の検討について	勸奨	貸付金の実際の使途が要綱に沿っているか否かについて、報告資料のみならず、報告資料の根拠となる預金通帳などの証憑を入手して吟味するなど、チェックをより丁寧に行っていくことが望ましい。
22-4	担保・保証の検討について	改善	当貸付金については担保や保証などの保全措置が取られていないが、担保や保証の要否についての検討資料が確認できなかった。担保を徴求しなかった場合等については、その判断に至った理由、過程を文書化し、保管しておく必要があると考える。
貸付金 23	産地食肉センター整備 事業資金		農林水産部／畜産振興課
23-1	担保の検討について	改善	<p>当貸付金について担保や保証の検討資料が確認できなかった。設備資金に係る金額の大きな貸付金については、債権保全の観点から対象設備について可能な限り担保を徴求することが望ましい。</p> <p>担保を徴求しなかった場合は、その判断に至った理由や過程を文書化し、保管しておく必要がある。</p>

23-2	貸付金の資金使途について	勸奨	産地食肉センター整備事業資金貸付契約書に「貸付金は、産地食肉センター整備事業以外の経費に使用してはならない」と定められているものの、整備事業の範囲が客観的に不明確であることから、例えば「センター整備事業で生じた民間融資金の返済金に充当しなければならない」といったように、より具体的な使途を定めておくことが望ましい。
23-3	効率的な資金提供の方法の検討について	勸奨	<p>当貸付金のスキームが経済合理性を有したのかについて検討した資料が残されていなかった。</p> <p>代替的なスキームが存在する場合は、各スキームのメリット、デメリットを比較検討する必要がある。代替的なスキームとして、例えば、別途交付されている補助金の中に利子相当額を含めることにより、貸付事務は不要になるといった手法が考えられる。</p> <p>予算上の制約により、代替的なスキームの実現が困難な場合であっても、3Eの観点から検討した過程は残しておくべきである。今後は最小の経費で最大の成果を得ることについて、より意識的、積極的に対応されたい。</p>
貸付金 24	森林造成整備事業資金		農林水産部／林務管理課
24-1	貸付金の必要性の検討について	勸奨	<p>この資金は、森林造成・整備を行ううえで必要な資金需要に対する短期融資となっている。金利は市場より低く設定されているが、貸出しの条件として民間からの借入れを行っていることが求められている。</p> <p>平成15年度に創設された制度であるが、近年、森林組合の財政基盤は安定してきており、民間の融資状況より優遇</p>

			<p>した融資を行う必要性は薄まってきているとの印象を受けた。仮にこの貸付金の制度を廃止し、民間融資のみによった場合には、行政の管理コストは削減されるメリットも考えられる。</p> <p>長期に継続されてきた制度ではあるが、昨今の時代に必要な貸出金か否かを検討する余地はあると考える。</p>
24-2	大分県森林組合連合会の決算書のレビューについて	勸奨	<p>大分県森林組合連合会における決算書の貸借対照表の資産の部に県貸付金が計上され、その貸付金に対して貸倒引当金が計上されている。</p> <p>所管課においては、貸倒引当金の内容までの把握は行っていない。別法人内の運用であるため、どこまで関わるべきか難しいところではあるが、県の立場は債権者である事を考慮すれば、債権の回収可能性に関しては把握する必要があると考える。</p>
貸付金 25	乾しいたけ生産安定資金		農林水産部／林産振興室
25-1	貸付金の目的について	勸奨	<p>この資金の貸付けは、乾しいたけの生産を安定させることを目的としている。大分県の乾しいたけは生産量日本一であり、昨今の平均単価の増加により令和5年までの直近3年間においては販売価格が約20%増加していることから、生産者を確保する意味では良い傾向である。</p> <p>しかし、その一方で大分県自体の生産量は毎年減少傾向にある。よって、貸付金制度を利用する生産者を増やすと同時に、生産量も増加するような支援を行っていく必要があると考えられる。</p>

25-2	連帯保証について	勸奨	<p>大分県乾しいたけ生産安定資金貸付要綱では、貸付契約の要件として理事全員の連帯保証が求められている。</p> <p>県から大分県椎茸農業協同組合に対する貸付金額は3千万円であり、組合員から受け取る金利は0.21%と要綱で決められている。この場合、組合が受け取る年間の利息は約63千円であり、県に支払う0.01%を控除すると約60千円である。利息に対して、理事が保証する水準が過剰のように思われる。</p> <p>このような連帯保証制度は、県から他の団体に対する貸付けにおいても同様のルールが定められていることが多いことから、連帯保証の考え方を検討する余地があると考えられる。</p>
貸付金 26	大学奨学金貸与事業	教育庁／教育財務課	
26-1	定員割れの状況について	勸奨	<p>募集実績が定員を下回る状況が続いている。国の給付型制度の存在を鑑みれば、そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、当該制度の魅力の周知や必要に応じて予算額の見直し等を行う余地があると言える。</p>
26-2	県から大分県奨学会に対する無期限無利子貸付について	勸奨	<p>県から大分県奨学会に対して、実質、無期限無利子で貸付けを行っているが、今後の取扱いを検討すべきである。</p>
貸付金 27	大分県高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金	教育庁／教育財務課	
27-1	定員割れの状況について	勸奨	<p>募集実績が定員を下回る状況が続いている。そもそもニーズがどこまであるのかを把握するとともに、予算額の見直しや全体最適化の検討等を行う余地があると言える。</p>

貸付金 28	高等学校等奨学金 貸与事業		教育庁／教育財務課
28-1	高等学校等緊急 支援奨学金貸与 事業費補助金に 係る未返還額に ついて	改善	高等学校等緊急支援奨学金貸与事業 費補助金に係る未返還額 6,925,236 円 について、大分県奨学会から償還を受 けるべき返還金であるにもかかわらず、 県の財務諸表に計上されていない。
28-2	県から大分県奨 学会に対する無 期限無利子貸付 について	勸奨	県から大分県奨学会に対して、実質、 無期限無利子で貸付けを行っているが、 今後の取扱いを検討すべきである。
貸付金 29 未収金 18	地域改善対策奨学金		教育庁／ 人権教育・部落差別解消推進課
29-1	債権の分類及び 回収手続の徹底 について	改善	債権を分類する規程等を定め、債務 者の状況に応じて債権を分類し、分類 に応じた回収対応を実施する必要がある。
29-2	時効の管理につ いて	改善	時効を網羅的に管理する仕組みを構 築し、安易な時効成立による回収不能 は避ける必要がある。
未収金 1	大分県地域活力づくり 総合補助金		企画振興部／おおいた創生推進課
30-1	補助金交付先の 財政状態の把握 について	改善	補助金交付決定時における交付先企 業の審査を強化する必要がある。
30-2	事業計画の実行 可能性の検討に ついて	改善	新規ビジネスに対して補助金を交付 する場合、事業計画の実行可能性を慎 重に検討する必要がある。
未収金 2	生活保護法に基づく 返還金、徴収金		福祉保健部／保護・監査指導室
31-1	生活保護法に基 づく返還金及び 徴収金を発生さ せない仕組みの 検討について	勸奨	一般的に生活保護受給者に対して現 金を給付した後に、生活保護法第 63 条 や第 78 条を理由に費用を回収するこ とが困難になることは想定される。 申請書類の収入申告書や資産申告書 は自己申告によるものであるため、申

			<p>告漏れのリスクが生じる。申告内容を確認するための手法として他の行政機関との連携の仕組みの構築を検討することも考えられる。</p> <p>債権発生を減らすためにも、事前の確認作業の充実や状況の変更確認を適時に行うことができる仕組みを検討して頂きたい。</p>
31-2	返還金及び徴収金の発生年度の対応について	勸奨	<p>このような債権は長期化するほど回収が困難になる傾向がある。そのため、返還金及び徴収金については、発生時の初期対応を整理したマニュアル等を作成するよう検討して頂きたい。</p>
31-3	新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和後の債権回収について	勸奨	<p>令和3年度の債権回収状況は、他の年度と比較すると低い値となっている。訪問できない状況や被保護者の収入減少等が生じたことが想定され、やむを得ない面もあるかもしれない。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の感染対策等が規制緩和されたため、今後は回収率をより一層高める努力が必要である。不良債権とならないよう、早めに処置することを心掛けて頂きたい。</p>
未収金3	被保護家庭の高校奨学資金返還金		福祉保健部／保護・監査指導室
32-1	不納欠損処理の検討について	勸奨	<p>令和4年度の回収状況から単純計算すれば、回収に約60年を要することになる。</p> <p>また、大分県生活保護家庭児童奨学資金貸付金は私法上の債権に当たるため、時効の援用がなければ債権の消滅は期待できない。</p> <p>このような回収業務を継続して60年も実施することは、事務の効率性や費用対効果から望ましいと言えない。返</p>

			済ができないと判断したものに関しては、不納欠損処理を検討する余地があると考えている。
未収金 5 未収金 6	児童福祉法第 56 条 第 2 項の規定に基づく 負担金		福祉保健部／こども・家庭支援課 福祉保健部／障害福祉課
33-1	現年度分の徴収率の向上について	勸奨	<p>令和 4 年度の県の徴収率を見れば、現年度分は 60.4% となっている。一方、過年度分の徴収率は 25.0% となっており、現年度分と比較すると低い割合となっている。</p> <p>そのため、現年度分の回収率を向上させることが不良債権の防止につながるようになるであろう。初期段階での保護者への納付指導をより一層充実させる必要があると考えている。</p> <p>また、過去の推移を見れば、令和 2 年度の徴収率は 96.3% と高い値となっていたが、それ以降徐々に低下してきている。徴収率が下がった原因を分析し、向上するような手立てを考えていく必要がある。</p>
33-2	不納欠損額の縮小に向けた取組について	勸奨	<p>当債権は公法上の債権として地方自治法第 236 条の消滅時効の適用を受けるため、5 年を経過した時点で時効が成立し、債権が消滅する。</p> <p>県全体で見ると調定額は増加傾向にあり、不納欠損額も比例して増加している印象を受ける。</p> <p>個別の不納欠損額を見れば、数千円のものも多く存在するが、払えない金額ではないようにも思える。強制徴収が可能な債権であることを鑑みれば、何らかの収入から徴収することができないかを検討することも必要と考える。</p>

33-3	不納欠損処理の妥当性の検討について	勸奨	<p>当貸付金に係る債権管理業務は、児童相談所、市福祉事務所、県本庁各課（こども・家庭支援課、障害福祉課）がそれぞれ役割を担っている。</p> <p>最終的な債権リスクは県が負っているが、督促状の送付や催告は児童相談所が行い、徴収額の管理は市福祉事務所が行っている。また、不納欠損処理は市から県への報告後、県が処理する流れとなっている。</p> <p>不納欠損の理由の大半は納入の見込みがないもの、及び時効になったものである。県が債権リスクを負っている以上、定期的に市町村の判断が適正であったか検証することも重要であると思われる。</p>
33-4	不納欠損処分調書について	勸奨	<p>不納欠損処理を行う場合、各市町村が作成した様式2「児童福祉法第56条に基づく不納欠損処分調書」が県に提出される。その中に財産状況の記載欄があるが、市町村によっては全く記載がないものが見受けられた。</p> <p>児童福祉法第56条第2項に基づく負担金は強制徴収が可能な債権であるため、財産の状況についても調査し、記載する必要がある。</p>
未収金7	行政代執行費用		生活環境部／循環社会推進課
34-1	回収業務の効率化について	改善	<p>毎期の回収額が少額である。債務者の資産、所得の状況から現状より回収額を引き上げるのは難しいため、回収に係る費用を勘案し、債権回収業者への業務委託も検討すべきである。</p>
未収金8	環境保全協力金		生活環境部／循環社会推進課
指摘事項なし			

未収金 10 未収金 11	農業改良資金貸付金 農業改良資金違約金	農林水産部／団体指導・金融課	
35-1	契約書と要領の不整合について	不備	<p>延滞状況等の状況報告書の提出時期について、事務委託契約書では翌月10日までと定められているが、滞納整理事務処理要領では翌月5日までと定められており、契約書と要領との間で不整合が生じていた。契約書を作成する際は、契約書の内容が要領に沿っているかを確認することが求められる。</p> <p>また、令和4年4月分の延滞状況等の報告日が5月11日となっており、契約書及び要領の定めた期限を双方とも超過していた。ルールに沿った事務手続が行われるよう改善する必要がある。</p>
35-2	誓約書のチェックについて	勸奨	<p>償還誓約書の償還計画欄が空欄となっているものを受理しているケースが見受けられた。</p> <p>誓約書は債務確認や返済義務を認めさせるもののみならず、債務の完済に向け可能な限り効果的に活用されたい。記名・押印された誓約書を入手することのみが目的とならないよう、誓約書のチェック及び返済への活用を進めていく必要がある。</p>
35-3	返済金額が償還計画を下回った場合の対応について	改善	<p>償還誓約書の償還計画に記載されている金額どおりに回収できなかった場合の対応記録が残されていなかった。</p> <p>償還計画どおりに支払われない場合、直ちに債務者と接触するよう努め、その過程や顛末を記録しなければ回収がさらに難しくなる可能性があることを認識し、適切な事務処理を行うよう改善されたい。</p>

35-4	事業者の滞納原因の十分な検討について	勸奨	他の金融機関の融資返済があるため支払いができないとする滞納者については、滞納者の主張を鵜呑みにせず、財政状態や経営成績に関する資料を入手した上で判断したことを文書化しておくことが望ましい。
35-5	要領に沿った誓約書の取扱いについて	改善	誓約書について、滞納整理事務処理要領に沿った取扱いが行われていないケースが見受けられた。所管課は日常的に要領を閲覧し、内容を把握した上で規定に沿った業務を行う必要がある。
35-6	延滞金の計上漏れについて	不備	特定の借受者に係る平成15年12月償還期限分に対する違約金1,729千円が延滞金として計上されていなかった。事務手続をタイムリーに行うべきである。
未収金14 未収金15	港湾使用料（一般会計） 港湾使用料（特別会計）	土木建築部／港湾課、各土木事務所	
36-1	適時適切な不納欠損処分について	不備	既に過年度に時効が成立し、不納欠損処分を行うべきだった債権が令和4年度に不納欠損処分が行われている。適時適切な不納欠損処分を実施する必要がある。
36-2	適時適切な催告の実施について	改善	令和4年度に時効が成立した債権について、債権管理簿を閲覧した結果、適時に催告が実施されていないケースが見受けられた。適時納入者との公平性の観点からも、安易に時効を成立させてしまうことは望ましくなく、適時適切な催告を実施すべきである。
36-3	延滞金の収納率について	勸奨	延滞金について、収納率が低い状況が継続しているため、収納率向上に向けた施策の実行が望まれる。
36-4	許可申請書の提出時期について	勸奨	小型船舶の管理台帳を閲覧した結果、港湾施設使用許可申請が事後申請

			となっている船舶が散見されたため、事前申請を徹底するよう指導することが望ましい。
36-5	債権管理簿の金額誤りについて	勸奨	延滞金について、正しい金額が債権管理簿に転記されておらず、債権管理簿の金額と財務会計システムの金額に不整合が生じていた。チェック体制の強化を図ることに加え、例えば財務会計システムと連携して延滞金を自動で計算する等、DX化を推進することにより、処理体制を強化することが望ましい。
未収金 16	県営住宅使用料 (一般会計)		土木建築部／公営住宅室
37-1	施設の利用状況について	改善	入居率が年々減少しており、かつ、実質、空き家戸数が増加している。人口減少に伴い、この傾向にさらに拍車がかかる可能性も否定できない。施設の魅力度を向上させることや施設の有効活用、入居率の低い施設の取り壊し等を検討すべきである。
37-2	適時適切な不納欠損処分について	改善	県は債務者の死亡・所在不明等を理由に、必要な証拠書類を入手したタイミングで不納欠損処分を実施している。適時適切な不納欠損処分を行う必要がある。
37-3	遅延損害金の徴収について	勸奨	遅延損害金の徴収について、他の利用者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討すべき余地がある。
未収金 17	個人医業未収金		病院局／大分県立病院
38-1	未収率について	勸奨	未収率は逡減傾向にはあるが、未収率改善に向けた実効性のあるアクションプランの策定が望まれる。
38-2	遅延損害金の徴収について	勸奨	遅延損害金の徴収について、他の適時納入者との公平性及び債権回収を促す観点から、検討する余地がある。

38-3	長期間滞納している債務者について	改善	<p>未収金管理システム上、長期間滞納整理状況が把握されていない債務者が見受けられた。適時適切に滞納管理を行う必要がある。</p> <p>また、長期滞納者のうち、納付誓約がなく、時効援用の意思もない債務者については、管理コスト低減の観点からも法的措置や権利放棄について検討する余地がある。</p>
38-4	入院未収金の催告開始時期について	勧奨	<p>入院未収金については翌月から催告開始となるが、金額的な重要性や外来未収金との公平性を鑑みれば、当月から催告を開始する余地がある。</p>
38-5	外部委託先からの情報収集について	勧奨	<p>大分県立病院では概ね1年が経過した未収金について、複数の弁護士法人に債権回収業務を委託している。しかし、一部の委託先の滞納整理状況がアップデートされていないことから、債務者情報を定期的に入手する必要がないか検討する余地があると考えられる。</p>
38-6	連帯保証人への請求について	勧奨	<p>大分県立病院医業未収金取扱要領第16条において、連帯保証人への請求の手続に関する規定が定められているが、「場合によっては請求する」など曖昧な規定となっている。連帯保証人への督促時期の目安を定めるなど、規程を整備する必要がないか検討する余地がある。</p>
38-7	未納診療費等の納入方法について	勧奨	<p>未納診療費等の納入方法が県立病院会計窓口と大分銀行のみとなっているが、コンビニエンスストアや他行での支払いを可能にする等、納入方法の拡充の余地がある。</p>

